

な目的でどのように利用されておるとお考へでございましょう。

○國務大臣(大平正芳君) これも申し上げたように、みずから預金の所在を明らかにしたくないという気持ちからでございましょうが、これは公に一応オーソライズされた方法ではございます。ただ最近、幸いにいたしまして、漸次各金融機関にわたって見ておりますと、傾向として、だんだんと比重が落ちてきておりますことは好ましい現象ではないかと考えておりますが、しかしいずれにいたしましても、一兆二千億という無記名預金が現にあるということ、これをどう処理するかということは、金融政策上相当大問題でございまして、金融秩序を維持し、金融の平穏を担保していく上から申しまして、この取り扱いはよほど慎重にやらなければいかぬと考えております。したがつて、非常にむずかしい問題だけに心を碎いておりますけれども、なかなか妙案が出ないというのが実際のわれわれの苦惱でございます。

○大塚喬君 好ましくないということは、いまの答弁で、大臣からもお聞かせいただいて確かにそのとおり私どもも思います。それで、主税局長に今度はお尋ねをいたしますが、税務を担当されておりますあなたの立場から、この架空名義預金、それから無記名預金はどんなものでございましょう。

○政府委員(中橋敬次郎君) まず架空名義預金でございますけれども、これは慣習的にいろいろ生じてまいるものでござります。私どもいたしますれば、やはり預金者としまして真正名義を使つて預金をしていただくのが筋でございます。それから、無記名預金につきましては、戦後早々貯蓄が非常に重要であるということから設けられた制度でございます。その後そのウエート也非常に小さくなつてきておりますから、預金としまし

て、あえて無記名というものの存在を認める必要があるかどうかということを当局において御検討いただきたいというふうに思つております。

○大塚喬君 私は、特に税務、徵稅という立場から、今までの国会、この委員会の審議の際にもしばしば当局の方からこの租稅特別措置の必要性、五年間の延長という、こういう問題について答弁の旨に出されましたことを承知いたしておりますが、主税局長として、この二つの預金についてメリット、デメリット、いまかすかなお答えのようなことがありますけれども、もう少しそこのところをはつきりお聞かせいただきたいと思いますが、いかがでしよう。

○政府委員(中橋敬次郎君) 制度的に認められております無記名預金の問題でござりますけれども、これはやはりありますけれども強いうことから非常に推進をせられ、またそれが実際のわれわれの苦惱でございます。それで、主税局長に今度はお尋ねをいたしますが、税務を担当されておりますあなたの立場から、この架空名義預金、それから無記名預金はどんなものでございましょう。

○政府委員(中橋敬次郎君) まず架空名義預金でございますけれども、これは慣習的にいろいろ生じてまいるものでござります。私どもいたしますれば、やはり預金者としまして真正名義を使つて預金をしていただくのが筋でございます。それはまたそれが、やはり預金者としまして真正名義を使つて預金をする事例がござります。そういう場合に、やはり何といましても、預金原本を持ち、金融機関の方でできるだけ空であるというようなふうに預金者の側においても真正名義をもちろん使つて預金をすることがまだまだ違ひでございますけれども、だんだんそういうふうに実は私どもは思つておりますけれども、それはまたそれぞれの当局で御判断をせひやつていただきたいと思つておる次第でござります。

それから、架空名義預金でござりますけれども、これはいろいろ税務の執行面におきましても、私どもが遭遇をいたしまして、その解明に非常に苦労をする事例がござります。そういう場合に、やはり何といましても、預金原本を持ち、金融機関の方でできるだけ空であるというふうに思つておる次第でござります。その中でも一番税務関係者にやはり知られたくないという気持ちがあるのが、そういうものを发生させました大きな原因ではないかというふうに思つたとしておるわけでござります。

それから、無記名預金につきましても、戦後早々

ござりますけれども、私も実際に現に遭遇したことございます。そういうことから言いましても、やはり真正な名義を使いにならないと、万一一のことがございましたときに、後で非常に親族間においての争いが生じる、あるいは金融機関との間においても紛糾を生ずるということでござります。

○政府委員(後藤達太君) 架空名義預金の実態の方は、先ほど大臣がお答えしていらっしゃいますように、なかなかいろいろなバラエティーがあるようでございまして、具体的にどういうことであるかということを正確に把握しているわけではございません。実は私どもが検査等で遭遇した場合におがつきますのは、これは税務と限らず、預金の存在を人に知られたくない。ただいま主税局長のお話にもございましたが、家族間でも秘密にしておきたいというような、預金者の方の働くいておる要素が多いようでござります。それがちょうど日本の場合には、サインではなくて印鑑を使う、こういう商取引のたてまえでござりますので、そこでそういう慣行に乗りやすい、そういう慣行があるものでござりますから、架空名義預金というものは発生しやすいということでおこります。したがいまして、ぜひともこれは絶滅をいたしたい、こういうことで金融機関に対する指導はいたしておりますのでござりますが、ただマル優預金のよう、財政上の恩典のございますような場合には、そこは強くその本人の確認、こういうことをする手続をとるのでござりますけれども、そうではない一般のお客さんになりますと、なかなかそこを強行的にやることが事実問題としては大変むずかしい。したがいまして、預金者の方で協力する姿勢を示していただきませんと、なかなかその絶滅することがむずかしいような現状でござります。ただししながら、放置しておくべき性質のものではございませんので、四十二年以来いろいろ通達を出し、あるいはいろいろな方途を講じてまいっておりますが、さらにまたこういう御指摘もござりますことでござりますので、金融機関に対しましても、さらに新しい知恵はないか、

もう少しこれを絶滅するためには具体的なうまい方法はないだろうかと検討を命じ、またわれわれも研究を続けておるところでございます。

○大塚審君 それでは、無記名預金についてですが、これは昭和二十二年に戦後の膨張した通貨を吸収しようということで設けられて、一たん、これは昭和二十四年ですか、廃止になり、また設けられた。

〔委員長退席、理事山崎五郎君着席〕
で、現在この制度の必要性、それから利用の状況、それからその目的を銀行局としてはどのように把握をされておりますか、ひとつお聞かせをいただきたいと思います。

○政府委員(後藤達太君) 無記名預金の方でござりますが、まず利用状況の方から申し上げますと

銀行、相互銀行、信用金庫合わせまして、最近では残高が一兆二千四百億ほどに相なつております。なお、このほかに金銭信託で無記名預金のものが四百億ほどございます。総預金の中で占めますウエートは、先ほどお話をございましたが、一%強という程度で、かなりウエートは落ちてきております。戦争直後に始められましたときは、銀行の定期預金の半分以上が無記名預金というような時代がございましたが、これは年とともにウエートは低下をしてきております。

そこで、その必要性という点でございますが、この制度の始まりましたが三十年前に始まりましたものでございまして、その趣旨はやはり貯蓄の増強を図りたいということでおりました。ただ、世の中が正常化されるに従いまして、そういう形での貯蓄というもののウエートが減つておるということだと存じます。ただ、今後の問題といましましては、先ほど大臣が御答弁になりましたとおりと私ども思っておりますが、これをどういうふうにしていくかという点につきまして、私どもとして検討しなければならない点は幾つかあると存じております。一つは、た

だいま申し上げましたこの制度創設の趣旨、つまり貯蓄増強の必要性という角度から見て問題があるのではないかという点でございます。

それから、無記名の預金というのは外国にも余り例はございませんけれども、しかし、外国の場合は有価証券投資というのが非常に多いわけですがございます。日本の場合でも有価証券は原則として無記名でございます。そういうものとの金融資産相互の関係、バランスというものをどう考えるか。

それからもう一つ申し上げすれば、架空名義預金という方が私どもとしては一番問題がある、一番いけないことだと思いますが、無記名預金を廃止いたしますと、先ほど申し上げました

ような事情でござりますので、架空名義の方へ追い込んでしまっては、これはもと悪いくことになります、その防止策を十分考えておかなければいかぬのではないか、そのよくな点につきまして十分検討いたしましてまいりたい、今後の方針を決めてまいりたい、こういつふうに考えておる次第でございます。

○大塚審君 いまの答弁で、やつておると、こういう答弁でございますが、実際は口とやることとそれほど一致しておらないんじゃないですか。いままでのとられた措置を、いま歴史的なつと経過を調べたわけですが、実際には、昭和四十二年十一月五日に、全銀協会長発の通牒がありま

す。銀行の店頭で一生懸命になりましても、そこにはおのずからどうしても限度がございます。したがいまして、これをどういうふうにしたら預金者によりまして事情が違うわけでございます。銀行の店頭で一生懸命になりましても、それが、さらにこのほかに、一般的に銀行に対しても説教をしておりましてもなかなか始まらないものでございますから、検査のときなどに具体的に個々のケースに当たりまして、そういうことをやっていないかどうか、あるいはやつておるとすれば、そういうことがどういうことで起こつておるかといたしまして、これは私ども銀行に対しても改めての指示はいたしております。それが実はなかなか預金者の方での協力が得にくいと聞いておりますので、今後も具体的なうまい方法を、どういうふうにしていくかということを一生懸命勉強をいたしたいと存じております。

○大塚審君 実際は、架空名義預金、無記名預金が、これほど国の手厚い保護を受けておる、きわめて公共性の高い金融機関で存在しておる。しかもその機関が、それからの預金が、脱税の具になつて銀行局はこの問題に取り組んでおられるんですか。今後具体的にいまおつしやつた趣旨をどうやって実現しようとなさるんですか、お聞かせいただきたいと思います。

○政府委員(後藤達太君) 四十二年以来通達を出

しておるようあります。その通牒の内容を見てみま

す。銀行の店頭で一生懸命になりましても、そこにはおのずからどうしても限度がございます。し

たがいまして、これをどういうふうにしたら預金

者の協力が得られ、こういうことがなくなるよ

うになるかということをただいま改めてまた引き

続き検討をいたしておるところでござります。た

だ、なかなか、そういう実情でござりますので、

ただいまのところ御報告申し上げるほどの知恵

が出てまいつております。

ただ、従来までの私どもの指導姿勢といたしま

しては、先生の御指摘のようことでござります

が、さらにはこのほかに、一般的に銀行に対しても説

教をしておりましてもなかなか始まらないもので

ございますから、検査のときなどに具体的に個々

のケースに当たりまして、そういうことをやつて

いるのかどうか、あるいはやつておるとすれば、

そういうことがどういうことで起つておるかと

いうことを検査をいたしまして、これは私ども銀

行に対しても改めての指示はいたしております。そ

れが実はなかなか預金者の方での協力が得にくいと

聞いておりますので、今後も具体的なうまい方法を、どういうふうにしていくかということを一生

懸命勉強をいたしたいと存じております。

○大塚審君 実際は、架空名義預金、無記名預金

が、これほど国の手厚い保護を受けておる、きわ

めて公共性の高い金融機関で存在しておる。しか

らうと思つわけであります。現実に、この架空名

預金、それから無記名預金が担保に使われて、

資金の貸し出ししが行われておるということと大臣御

存じですか。こういうことの場合に、一体こうい

う制度が今後、いまお答えいただいたような、時

期も明確でないきわめてあいまいな答弁を見過こ

されていいものかどうか。私は大変憤りさえ感ず

るわけであります。現実に、この点について大臣のお考

えをお聞かせいただきたいと思います。

○国務大臣(大平正芳君) 大塚先生の鋭い倫理的

な御感覚は敬意を表しますが、実際の経済政策、

金融政策をやつてまいる上におきまして、私ども、

そういう倫理性と同時に、また現実性と申します

が、も考えておかなければならぬのじゃないかと

思つてます。つまり金融機関にできるだけ金が集

まる、そしてそこからファイナンスをされるとい

うシステムが近代国家の姿でございまして、金が、

金融機関でなくて、たんすの引き出しや机の端に

あるロッカーカーにしまい込まれておる姿では、とて

も本格的な経済政策、金融政策はできないと思う

べきであります。

ただ、従来までの私どもの指導姿勢といたしま

しては、先生の御指摘のようことでござります

が、さらにはこのほかに、一般的に銀行に対しても説

教をしておりましてもなかなか始まらないもので

ございますから、検査のときなどに具体的に個々

のケースに当たりまして、そういうことをやつて

いるのかどうか、あるいはやつておるとすれば、

そういうことがどういうことで起つておるかと

いうことを検査をいたしまして、これは私ども銀

行に対しても改めての指示はいたしております。そ

れが実はなかなか預金者の方での協力が得にくいと

聞いておりますので、今後も具体的なうまい方法を、どういうふうにしていくかということを一生

懸命勉強をいたしたいと存じております。

○大塚審君 だいま申し上げましたこの制度創設の趣旨、つまり貯蓄増強の必要性という角度から見て問題があ

るのではないかという点でございます。

それから、無記名の預金というのは外国にも余

り例はございませんけれども、しかし、外国の場

合には有価証券投資というのが非常に多いわけで

ございます。日本の場合でも有価証券は原則とし

て無記名でございます。そういうものとの金融資

産相互の関係、バランスというものを考える

か。

それからもう一つ申し上げますれば、架空名義

預金という方が私どもとしては一番問題がある、

一番いけないことだと思いますが、無記名

預金を廃止いたしますと、先ほど申し上げました

ような事情でござりますので、架空名義の方へ追

い込んでしまっては、これはもと悪いことにな

る、その防止策を十分考えておかなければいかぬ

のではないか、そのよくな点につきまして十分

検討いたしましてまいりたい、今後の方針を決めて

まいりたい、こういつふうに考えておる次第でござります。

○大塚審君 いまの答弁で、やつておると、こう

いう答弁でございますが、実際は口とやることと

それほど一致しておらないんじゃないですか。いままでのとられた措置を、いま歴史的なつと

と経過を調べたわけですが、実際には、昭和四十二年十一月五日に、全銀協会長発の通牒がありま

す。銀行の店頭で一生懸命になりましても、そこ

は、先生の御指摘のとおりでござります。ただ、

私ども大変実は苦慮をいたしておりますのでございま

すが、架空名義預金が発生いたします状況とい

うのが、先ほどもお話を出ましたように、いろいろ

預金者によりまして事情が違うわけでございま

す。銀行の店頭で一生懸命になりましても、そこ

にはおのずからどうしても限度がござります。し

たがいまして、これをどういうふうにしたら預金

者の協力が得られ、こういうことがなくなるよ

うになるかということをただいま改めてまた引き

続き検討をいたしておるところでござります。た

だ、なかなか、そういう実情でござりますので、

ただいまのところ御報告申し上げるほどの知恵

が出てまいつております。

ただ、従来までの私どもの指導姿勢といたしま

しては、先生の御指摘のようことでござります

が、さらにはこのほかに、一般的に銀行に対しても説

教をしておりましてもなかなか始まらないもので

ございますから、検査のときなどに具体的に個々

のケースに当たりまして、そういうことをやつて

いるのかどうか、あるいはやつておるとすれば、

そういうことがどういうことで起つておるかと

いうことを検査をいたしまして、これは私ども銀

行に対しても改めての指示はいたしております。そ

れが実はなかなか預金者の方での協力が得にくいと

聞いておりますので、今後も具体的なうまい方法を、どういうふうにしていくかということを一生

懸命勉強をいたしたいと存じております。

○大塚審君 だいま申し上げましたこの制度創設の趣旨、つまり貯蓄増強の必要性という角度から見て問題があ

るのではないかという点でござります。

それから、無記名の預金というのは外国にも余

り例はございませんけれども、しかし、外国の場

合には有価証券投資というのが非常に多いわけで

ございます。日本の場合でも有価証券は原則とし

て無記名でございます。そういうものとの金融資

産相互の関係、バランスというものを考える

か。

それからもう一つ申し上げますれば、架空名義

預金という方が私どもとしては一番問題がある、

一番いけないことだと思いますが、無記名

預金を廃止いたしますと、先ほど申し上げました

ような事情でござりますので、架空名義の方へ追

い込んでしまっては、これはもと悪いことにな

る、その防止策を十分考えておかなければいかぬ

のではないか、そのよくな点につきまして十分

検討いたしましてまいりたい、今後の方針を決めて

まいりたい、こういつふうに考えておる次第でござります。

○大塚審君 だいまのところ御報告申し上げるほどの知恵

が出てまいつております。

ただ、従来までの私どもの指導姿勢といたしま

しては、先生の御指摘のようことでござります

が、さらにはこのほかに、一般的に銀行に対しても説

教をしておりましてもなかなか始まらないもので

ございますから、検査のときなどに具体的に個々

のケースに当たりまして、そういうことをやつて

いるのかどうか、あるいはやつておるとすれば、

そういうことがどういうことで起つておるかと

いうことを検査をいたしまして、これは私ども銀

行に対しても改めての指示はいたしております。そ

れが実はなかなか預金者の方での協力が得にくいと

聞いておりますので、今後も具体的なうまい方法を、どういうふうにしていくかということを一生

懸命勉強をいたしたいと存じております。

○大塚審君 だいま申し上げましたこの制度創設の趣旨、つまり貯蓄増強の必要性という角度から見て問題があ

るのではないかという点でござります。

それから、無記名の預金というのは外国にも余

り例はございませんけれども、しかし、外国の場

合には有価証券投資というのが非常に多いわけで

ございます。日本の場合でも有価証券は原則とし

て無記名でございます。そういうものとの金融資

産相互の関係、バランスというものを考える

か。

それからもう一つ申し上げますれば、架空名義

預金という方が私どもとしては一番問題がある、

一番いけないことだと思いますが、無記名

預金を廃止いたしますと、先ほど申し上げました

ような事情でござりますので、架空名義の方へ追

い込んでしまっては、これはもと悪いことにな

る、その防止策を十分考えておかなければいかぬ

のではないか、そのよくな点につきまして十分

検討いたしましてまいりたい、今後の方針を決めて

まいりたい、こういつふうに考えておる次第でござります。

○大塚審君 だいまのところ御報告申し上げるほどの知恵

が出てまいつております。

ただ、従来までの私どもの指導姿勢といたしま

しては、先生の御指摘のようことでござります

が、さらにはこのほかに、一般的に銀行に対しても説

教をしておりましてもなかなか始まらないもので

ございますから、検査のときなどに具体的に個々

のケースに当たりまして、そういうことをやつて

いるのかどうか、あるいはやつておるとすれば、

そういうことがどういうことで起つておるかと

いうことを検査をいたしまして、これは私ども銀

行に対しても改めての指示はいたしております。そ

れが実はなかなか預金者の方での協力が得にくいと

聞いておりますので、今後も具体的なうまい方法を、どういうふうにしていくかということを一生

懸命勉強をいたしたいと存じております。

○大塚審君 だいま申し上げましたこの制度創設の趣旨、つまり貯蓄増強の必要性という角度から見て問題があ

るのではないかという点でござります。

それから、無記名の預金というのは外国にも余

り例はございませんけれども、しかし、外国の場

合には有価証券投資というのが非常に多いわけで

ございます。日本の場合でも有価証券は原則とし

て無記名でございます。そういうものとの金融資

産相互の関係、バランスというものを考える

か。

それからもう一つ申し上げますれば、架空名義

預金という方が私どもとしては一番問題がある、

一番いけないことだと思いますが、無記名

預金を廃止いたしますと、先ほど申し上げました

ような事情でござりますので、架空名義の方へ追

い込んでしまっては、これはもと悪いことにな

る、その防止策を十分考えておかなければいかぬ

○政府委員(後藤達太君) ただいま先生の御提案の点もあるいは一つの方法かとは存じますけれども、実際に金融機関にとりましてはお客さんでございまして、そこで、たとえばマル優のような財政上の優遇措置があると、こういうようなものは別といだしますれば、一般にすべてのお客さんに印鑑証明の提示を求めるとか、あるいは住民登録を持つてこさせるとか、あるいはその他の証明をさせるとか、これは窓口事務の関係から見ましても、対顧客に対するサービスという点から見ましても、私は非常に困難ではないかと存じます。先ほど申し上げましたように、そういう困難性がなくて何かうまい方法はないかということをただいまいろいろ研究をしてみておるところでございますが、ただいまの御提案はちょっと現実問題としては大変むずかしいんじゃないかと、こういうふうに考えております。

○大塚喬君 やる気がないということの裏打ちの中でのそういう答弁が私は出でたものとしかとれないわけです。若干の手数はかかると思います。

それから預金額も若干一時的には減少すると、こういうことも考えられるわけですが、ともかく銀行という公共的な機関の中でのこのような裏道の存在を許すと、許しておくと、こういうことよりは、

それから次に、第一の提案でございますが、利子の源泉徴収税率、それから分離選択税率を大幅に引き上げることにより利子所得者が総合課税を進んで選択できるような、そういう制度を、そういう環境づくりをしたらどうか、私は一つの方法としてこういうことを考えておるわけあります。

○政府委員(中橋敬次郎君) 源泉選択税率をどのような高さにするかということは、これは今回御提案を申し上げておる三〇%でお決め願いますれば、もちろんその五年間の間に、先ほど申しまして

いるんですからね、いまのこの席では、本当に

問題等々を考えながら総合課税の道を模索しなければならないわけでございます。そういう道が一

体どういうふうな経過で可能かどうかということを見きわめてこそ初めてそこでわれわれは総合課

税の道と、それから源泉分離選択税率というもののとのみ合わせを考えなきやならぬと思います。

私は考えなきやなりませんのは、源泉分離選択税率をするというのも確かに一つの案であろうと思いま

す。かつてそういう一時期もございました。ただ、私は考えなきやなりませんのは、源泉分離選択税率の高さと、それから一般的の総合を待つための單

純なる源泉税率というもののとの乖離というのが、やはりその際には、執行面のある程度のめどが立たない限り、やはり非常にむずかしい問題をまた

つくり上げるのではないかという心配もございま

す。いずれにしましても、そういう問題も含めながら今後五年間のわれわれの検討課題だと思って

おります。

○大塚喬君 次に第三の提案として、まあいままでむずかしいという言葉が先に走って、現実的なことに進まないのを歯がゆく思つておるわけであ

りますが、現存する架空名義の預金、これを発見した場合に、一定期間内に実質上本人に名義の変

更をしない場合架空名義上の人物に贈与が行われるかにいまのよう若干のデメリットがあつた

にしても、メリットは大きいと、私はそう考えるわけでございます。

それから次に、第一の提案でございますが、利

子の源泉徴収税率、それから分離選択税率を大幅に引き上げることにより利子所得者が総合課税を進んで選択できるような、そういう制度を、そ

ういう環境づくりをしたらどうか、私は一つの方法としてこういうことをやれば、むずかし

い、できない、やれないということだけの答弁で

は、私もどうもがんばらないし、そうあってはならないと思うものですから、こういう提案を

申し上げたわけでございます。具体的にひとつい

い、この問題について大臣のお考えをお聞かせいただ

きたいと思います。大平さんに——名義になつて

いるんですからね、いまのこの席では、本当に

問題等々を考えながら総合課税の道を模索しなければならないわけでございます。そういう道が一

体どういうふうな経過で可能かどうかということを見きわめてこそ初めてそこでわれわれは総合課

税の道と、それから源泉分離選択税率というものとのみ合わせを考えなきやならぬと思います。

私は考えなきやなりませんのは、源泉分離選択

税率をするというのも確かに一つの案であろうと思いま

す。かつてそういう一時期もございました。ただ、私は考えなきやなりませんのは、源泉分離選択税率の高さと、それから一般的の総合を待つための單

純なる源泉税率というもののとの乖離というのが、やはりその際には、執行面のある程度のめどが立たない限り、やはり非常にむずかしい問題をまた

つくり上げるのではないかという心配もございま

す。いずれにしましても、そういう問題も含めな

がら今後五年間のわれわれの検討課題だと思って

おります。

○大塚喬君 次に第三の提案として、まあいままでむずかしいという言葉が先に走って、現実的なことに進まないのを歯がゆく思つておるわけであ

りますが、現存する架空名義の預金、これを発見

した場合に、一定期間内に実質上本人に名義の変

更をしない場合架空名義上の人物に贈与が行われる

たと、これはもう本人の私なら私が大平正芳の名

義で預金をしておったと、こういうことになるわ

けですから、私から大平正芳に贈与したということ

に、まあ名義上はなるわけであります。で、その

場合に、贈与税を、一定期間過ぎたその架空名義

の預金には税金をかける。で、そしてその場合に、

金融機関は税務当局に積極的に協力するような義

務づけを図る、こういうことをやれば、むずかし

い、できない、やれないということだけの答弁で

は、私もどうもがんばらないし、そうあっては

ならないと思うものですから、こういう提案を

申し上げたわけでございます。具体的にひとつい

い、この問題について大臣のお考えをお聞かせいただ

きたいと思います。大平さんに——名義になつて

いるんですからね、いまのこの席では、本当に

問題等々を考えながら総合課税の道を模索しなければならないわけでございます。そういう道が一

体どういうふうな経過で可能かどうかということを見きわめてこそ初めてそこでわれわれは総合課

税の道と、それから源泉分離選択税率というものとのみ合わせを考えなきやならぬと思います。

私は考えなきやなりませんのは、源泉分離選択

税率をするというのも確かに一つの案であろうと思いま

す。かつてそういう一時期もございました。ただ、私は考えなきやなりませんのは、源泉分離選択税率の高さと、それから一般的の総合を待つための單

純なる源泉税率というもののとの乖離というのが、やはりその際には、執行面のある程度のめどが立たない限り、やはり非常にむずかしい問題をまた

つくり上げるのではないかという心配もございま

す。いずれにしましても、そういう問題も含めな

がら今後五年間のわれわれの検討課題だと思って

おります。

○政府委員(中橋敬次郎君) 第三の御提案になりましたことは、実は、架空名義預金を税務の調査上発見いたしましたときには、もちろんその預金がだれに帰属するかということは究明をいたしました

とでございます。それで、現実に第三者に帰属しておつしやるような源泉分離選択税率を非常に高く

するというのも確かに一つの案であろうと思いま

す。かつてそういう一時期もございました。ただ、私は考えなきやなりませんのは、源泉分離選択

税率をするというのも確かに一つの案であるのか

とでございますから、現実に第三者に帰属しておつしやるような源泉分離選択税率を非常に高く

するというのも確かに一つの案であろうと思いま

す。かつてそういう一時期もございました。ただ、私は考えなきやなりませんのは、源泉分離選択

税率をするというのも確かに一つの案であるのか

とでございますから、現実に第三者に帰属しておつしやるような源泉分離選択税率を非常に高く

するというのも確かに一つの案であるのか

とでございますから、現実に第三者に帰属しておつしやるような源泉分離選択税率を非常に高く

らく行われるということを前提といたしまして、次回診療報酬改定と同時にこの問題を実現すると

いうことに決定されたわけでございます。

○大塚喬君 今後大臣、どうされます、これは。

○國務大臣(大平正芳君) きのうも申し上げましたように、たびたび調査会からも御答申をちょうだいいたしておりますし、国会の両院におかれても、異常な関心を持たれての御論議をちょうだいいたしております。また世上もまたこの問題について多くの重大な関心を持たれておる。世論が持つておるわけでござりますので、こういう状態で長く放置することは許されないと思うんでござります。したがつて、私どもこの国会で御審議をいたくべく努力をいたしたわけでござります。

いたくべく努力をいたしたわけでござりますが、御審議をいたくまでの段取りに至らなかつたことを大変残念に思つております。しかし、それかといつて、これをそれで振り出しに戻すと

いうわけにはいけないと思うのでありますし、そこで、内輪の与党との話し合いにおきましては、

次の診療報酬の改定と同時に、課税特例も改善し

よつて、これをそれで振り出しに戻すと

いたくべく努力をいたしたわけでござります。

いたくべく努力をいたしたわけでござりますが、御審議をいたくまでの段取りに至らなかつたことを大変残念に思つております。しかし、それかといつて、これをそれで振り出しに戻すと

いうわけにはいけないと思うのでありますし、そこで、内輪の与党との話し合いにおきましては、

次の診療報酬の改定と同時に、課税特例も改善し

よつて、これをそれで振り出しに戻すと

いたくべく努力をいたしたわけでござります。

○大塚喬君 寺田委員の方の時間を若干譲つていただいても、しばらく質問を続けさせていただき

ます。大蔵大臣、大変ここにおいてになる職員の方やな

んかも、現状、昨年十月一日のバス運賃、私鉄運賃、国鉄運賃の値上げ等で、まあ通勤時のラッシュと

いうことに絡んで通勤ということが大変に大儀の事情であります。それで、私ども木本であります

交通機関を幾つか乗り継ぎして利用する、こうい

う場合に、この通勤費の問題が非常にいま生活に食い込んで苦しんでおります。で、この通勤手当の非課税の問題であります。非課税限度額、いま給与法の改正で通勤費が九千円までということ

でそれぞれ支給されておるわけであります。この通勤手当の非課税限度額もしたがつて九千円といふことになつておるわけであります。実際には

一万一千円、一万五千円というような人が相当な

人現在出でております。特に一番大きいのは、

バス運賃の値上げということに絡んで起きておる

わけであります。特にこのような物価高、インフレという中で生活が総理府の発表でも七・九%昨

年から一年間の間に低下をしたというような数字も、総理府から発表になつておることは御承知の

とおりだらうと思います。こういうことで、この問題について私は実情に即した見直しをすべき、

こういう問題であろうと考へるわけであります

が、大臣この点いかがでございましょう。

○政府委員(中橋敬次郎君) この問題につきまし

ては、昨日鈴木委員にもお答えしました点でござ

いますが、所得税法上通勤手当を非課税にいたし

ておりますのは、やはり通常必要な程度というも

のを考へるわけでござります。通常必要な程

度というものを超えます場合には、ある程度やは

り本人のいろいろな特殊事情があるという場合で

ござりまするので、そこまで非課税にする必要は

ないのではないかということをこの制度は設けられております。

それで、一体それでは通常必要な程度はどのく

らいなレベルであるのかという問題でござりますけれども、ちょうど国家公務員につきましてそいつ

う問題を検討いたします際の資料としまし

て、人事院がかなり詳細な調査をやつております。

人事院の調査によりましても、全額通勤手当を支

給しております事業所において、その支給額の最

高平均しました月額は八千二百七十四円というの

がございまして、それをもとに昨年国家公務員に

つきました最も最高限度九千円というのを勧告いたしました。それで、私どもはそういう人人事院の非常に詳細な調査といつものに準拠をいたしまして、私どもで非課

税いたします通常必要であるというレベルもそ

の限度をとつておるわけでござります。もちろん

私どもは、その金額で一体どの程度の通勤距離が通勤者にとって可能であるかというよつとも考えながら、毎年実情を見ながらやつておるつもりでござりますけれども、ほぼ毎年毎年の改定が最近行われておるものでござりますから、所得税法上もそういう線に沿つて改定を行つてきておりますので、大部分の方については九千円とい

う限度で賄えておるというふうに考えておりま

す。

○大塚喬君 この通勤手当の非課税限度の問題で

すが、相当多数の人は九千円という中に入ると思

います。しかし、実際問題として、たとえば二つの交通機関を利用する、こういう場合には、定期

を買つ、往復の二十五日分ということで定期を買

う。それでは用が足りない場合もあるのですか

ら、実際は回数券を買つ。十回分の料金で十一回

を買つ、そのままの形でひとつこの問題は早急に検討をいたさないとお願いを

ます。いずれそついた問題も人事院の調査も行わ

りますから、この九千円というのが一体五十年分と

してどういうふうになるかという問題がございま

す。いずれそついた問題も人事院の調査も行わ

りますから、この九千円といふのが一体五十年分と

してどういうふうになるかという問題がございま

す。いずれそついた問題も人事院の調査も行わ

りますから、この九千円といふのが一体五十年分と

してどういうふうになるかという問題がございま

す。いずれそついた問題も人事院の調査も行わ

りますから、この九千円といふのが一体五十年分と

してどういうふうになるかという問題がございま

す。それから、大臣がおいでになる中で、重ねて生協同組合の減免税の問題について、大臣からひ

とつお聞かせをいただきたいと思います。

○政府委員(中橋敬次郎君) 私どもの周りにもこ

の特殊な事情からどうしても勤務地に近いところ

に移り得ない。それはそれ相応の理由はございま

すけれども、そういう人たちの通勤費はあるいは九千円という限度からはみ出る場合があるかも

しれないということは想像にかたくないわけでござります。それからまた、最近おきますところ

の交通費というのが、またバス等につきましても

この四月から上がるというふうなところもござ

りますから、この九千円といふのが一体五十年分と

してどういうふうになるかという問題がございま

す。いずれそついた問題も人事院の調査も行わ

りますから、この九千円といふのが一体五十年分と

してどういうふうになるかという問題がございま

す。いずれそついた問題も人事院の調査も行わ

りますから、この九千円といふのが一体五十年分と

してどういうふうになるかという問題がございま

す。いずれそついた問題も人事院の調査も行わ

りますから、この九千円といふのが一体五十年分と

してどういうふうになるかという問題がございま

す。いずれそついた問題も人事院の調査も行わ

りますから、この九千円といふのが一体五十年分と

○政府委員(中橋敬次郎君) 消費生活協同組合の
いまおつしやいました留保所得につきましての特
別制度について出資の制限があることはおつしや
るとおりでございます。

○大臣から、いまの生協の意義それからこの現
状についてどうお考えになつておりますか、ひと
つお聞かせをいただきたいと思います。

せん。こういう現況の中で、この問題についてひ
とつ大臣から、この現況の下でどうな生協はもうほとんどあります
ません。

○大塚喬君 大分消費者のことは念頭にない、そういう答弁であります。そういうふうに私はお聞きいたしたところであります。

つきまして留保所得について特別措置を講するという目的は、大体創設当初から満たしておるのでないか、今日もそういう趣旨に沿つておるのでないかと、いうふうに考えております。

この制度を設けました余り大きくなり消費生協につきまして

し、それで、営利のため、商売のために使うといふようなことは、これはもう万々ないはずであります。現実にその問題について、まあ、そういう仕事の性格から、場合によってはもう百数十キロから、平均しても、どこの町村を調べていただいでも年間二千キロ以内の走行距離であります。そういうものに重量税、物品税がかかるということは、どうもやっぱり公正ではないと考へるわけであります。この問題について、この消防自動車の

あれがきわめて多いのですよね。こういう実情の中でいまのようなお答えというのは、この消防車に限つてはどうも私は欣然といたしません。この問題もひとつまた改めて午後取り上げさせていただきます。十分にひとつ検討いただいて、答弁をいただきたいと思います。

○政府委員(中橋敬次郎君) 消費生活協同組合のいまおっしゃいました留保所得につきましての特別制度について出資の制限があることはおっしゃつお聞かせをいただきたいと思います。

それで消費生協につきましてどういう観点からそういう制限をつけたかと申しますと、農協等と違いますと、消費生協はいわば近隣にござりますところの中、小企業の小売店との権衡を十分配慮しなければならない問題がございます。したがいまして、この制度を設けましたときにも、同じ隣にありますところの販売業を営んでいたり、中小企業について留保所得の問題との権衡ということを考えなければなりませんので、やはりあまり大きな消費生協というものがこういう特典を受けるのは、中小企業対策としていかがであろうかという点から制限を設けたわけでございます。それで、そのときによりましたのは、おっしゃいますように四十二年でございまして、出資を一千万円と切りましたんですが、その当時、中小企業基本法等においては、一体小売商業のそういうものの出資がどの程度であるかということを、中小企業基本法によりますところの中小企業といふのは、一体どの程度であるかということになりますと、出資が一千万円以下ということになります。その出資が一千万円以下であるという範囲は、今日も依然として中小企業基本法等においてもそのまままでござります。出資でございまするから、おっしゃいますように、物価の状況というのはあまり配慮しないでそのままにしておるわけでございます。ちなみに一千円以下の法人といふのは、昭和四十七年度でござりますけれども、やはり全体の七

7%を占めておるということをございますから、この制度を設けました余り大きくなり消費生協につきまして留保所得について特別措置を講するという目的は、大体創設当初から満たしておるのではないか、今日もそういう趣旨に沿つておるのではないかとふうに考えております。

○大塚番君 大分消費者のことは怠頭にない、そくいたしたところであります。

それから、昭和四十二年と、いま現在の物価の推移、こういうものと考え合わせて、いまの答弁では私はとてもいいそうですかと、いうことで納得はできない気持ちでございます。ひとつ重ねてまた後ほど質問したいと思いますので、十分検討をしていただいて、半までの時間なものですから、もう一つだけ大臣がおいでになる間に質問をさせていただきます。

消防自動車の重量税、物品税の問題に関してであります。中型の分については——現在大型の分については非課税ということですが、中型といふことでかかっておるわけであります。で、大臣も香川の御出身だというふうに承つておるものでありますから、実情を御存じだと思いますが、それぞれ町に何々町消防団というのがあり、それぞれの部落ごとに消防分団というのがあります。そこで、昔は手押し車でかけて歩いたわけでありますけれども、いまはそれぞれ手押しポンプということではなくて、中型の自動車ポンプを入れております。現実にその購入というのは、町から三分の二なり負担をしてもらつたり、それからその後、三分の一を地元負担というようなことで購入をいたしております。特に私は、大臣は先年か先々年か、火災ということに経験をされたよう新聞で見聞をいたしておるわけであります。まあ、消防自動車といふものの性格からきわめて公共性の高い、しかも、火災という際に人命、財産を守る、いうことで、それぞれの地域の人たちがこの自動車ポンプを購入しておる。しかも実際に、その赤いポンプを使って物見遊山に行くわけじやないか

し、それで、営利のため、商売のために使うといふようなことは、これはもう万々ないはずであります。現実にその問題について、まあ、そういう仕事の性格から、場合によってはもう百数十キロから、平均しても、どこの町村を調べていただいでも年間二千キロ以内の走行距離であります。こういうものに重量税、物品税がかかるということは、どうもやっぱり公正ではないと考えるわけであります。この問題について、この消防自動車の物品税、重量税の減免の問題について大蔵当局のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

○政府委員(中橋敬次郎君) まず最初に、消防自動車につきましては物品税はかかるおりませぬ。乗用自動車を対象といたしておりますから、こういうものについては物品税はかけていないのでござります。

それから、自動車重量税でございますけれども、おっしゃいますように自動車重量税は、消防自動車であれ、その他公益のもの、あるいは公共用のもの、すべて一律にその重量に応じましてかけております。と申しますのは、自動車重量税という税金をかけましたのは、やはり自動車が道路を走行するという、そういう車両というものでござりまするから、そういうものについての応分の負担を設けて、その財源でもって道路を建設、改良を行なつたり、維持をよくしましたり、あるいはまた交通整備をよくし安全を図るというような費用を充てるものでござります。したがいまして、消防自動車はおっしゃるように喫緊の公用に使われられるることは確かでござりまするけれども、そのほかにもいろいろ緊急、公共の用に使われるものも一律に負担を願つておるものでございます。やはりその財源が、また道路では交通というようないくことに使われるものでござりまするから、そういう面での支出ということもあわせてお考え願いたいのでございます。

○大塚喬君 いまの問題で、実際に重量税という問題で、各市町村のあれを調査いただいて、百五十キロ、それから三百キロ、四百キロ、こういう

あれがきわめて多いのですよね。こういう実情の中でいまのようなお答えというのは、この消防自動車に限つてはどうも私は欣然といたしません。この問題もひとつまた改めて午後取り上げさせていただきます。十分にひとつ検討いただいて、答弁をいただきたいと思います。

終わります。

○寺田熊雄君 自動車の排ガス規制に関連まして、ちょっとお尋ねしたいのですが、今度の租税特別措置法の一部を改正する法律案で、八十八条の四という規定がありますね。この旧法の方で、二項の一號、二號を見ますと、一號は、四十九年三月三十一日まで四分の一というふうになつていますね。それから二號の方は、四十九年四月一日から九月三十日まで八分の一となつております。それから新法、改正法案の方は、第一號が、五十年四月一日から五十一一年三月三十一日まで四分の一、二號が、五十二年四月一日から適用期間終了まで八分の一と、こうなつておりますね。そこで、四十九年の十月一日から五十年の三月三十一日まで、一日まではどうなるのか。これはどこか条文にあるのかも知れないけれども、ちょっと私、見当たらないので、これをちょっとと説明していただきたい

○政府委員(中橋敬次郎君) いまお示しの現行制度は、すでに時期がたつておりますけれども、その制度は、いわゆる五十年度規制適合車につきまして、ある一定の早い時期にそれを生産しまして、たものについてメリットを与えるようということをやつたわけでござります。それで、そのときには五十年の規制適合車でございますから、五十年をいま八十八条の四、第二号でおっしゃいましたの車というのはどうしても準備体制に入つておられる生産も行われなければなりませんので、その時期に始まります前ある一定期間にはおそらくそぞうに、四十九年九月三十日と、いわば半年前で五十年度の適合車を出しましたものについて、その問題も行わなければなりませんので、五十年度は物品税法上特別措置を講じましようということです終期を切つたわけでございます。それで、そ

最終を切りまして、その間には段階をつけまして、最後の半年間とその前の一年間ということで、最初の一年間はより早く五十年度規制車を出したものでございますから四分の一軽減をいたします、その次の半年間は八分の一軽減をいたします、そこで、五十年度適合車に対する特別措置は終わることにしたわけでございます。

それで、今回の措置は、五十一年度適合車を早く出しましたものについてメリットを与えるようという趣旨でございます。それで、五十一年度適合車でございますから、おしまいを前の例によりますれば、五十一年四月一日から半年前に終わればそれでよろしいのでござりますけれども、五十一年度適合車という問題が具体的になつてまいりましたのは、中公審の答申で御承知のように昨年の年末近くから本年の一月、二月にかけて具体化してまいったものでございますので、従来のような同じ先行期間ということではこの措置はどちらもいたしますれば、やはり基本的には、前に行いましたように、ある程度全体の生産がたとえば五十一年度規制車でござりますれば、五十一年度規制車に向かうというよりは少し早くこういうメリットは終わらなければなりませんという原則を立てたわけでございます。早く終わるのは一体いつかということで、いわばリードタイムと申しまして、五十一年度規制車が出ます間にもやはりその五十一年度規制を満たさない車をなお並行的に生産を許されておる期間がございます。それはその終期は五十二年の二月末日でございますから、それより半年前までにはもう少なくとも全体の生産体制というのが五十一年度規制車に向うべきでございまするから、こういうメリットをつけますについても、五十二年の二月末よりは半年前、具体的に申し上げますと、いま改正案で御提案いたしております適用期間終了日までという法律文言でございまするけれども、具体的にはその後にいわゆるリードタイムの終期が決まつたものでござりまするから、五十一年の八月末日をもってこ

そういうメリットの制度の終期と定めたわけでござります。

それがら、メリットの始期は一体いつから始めるとかということがございましたけれども、これは、この問題が具体化いたしまして、この法案も御提案する機会を得たものでございまするから、いわば五十年度の新年度から、ということは五十一年度規制が始まります一年前でござりまするけれども、そういうところから始めますと、その初めの一 年間につきましては、前の例にならいまして四分の一減税をいたします。それからその次の五カ月間は八分の一ということにいたしたわけでござります。さらに加えまして、前回は五十年度規制というは一本でございましたけれども、五十一年度規制値につきましては等価慣性重量一トンということで区切りまして、いわゆるN.O.xが〇・六と〇・八五という二種になつたものでございまするから、中公審の答申の線にも沿いまして、〇・六については八分の一、それから〇・八五というのはややそれよりもメリットの程度を下げるという意味におきまして十分の一という二段のメリットのシステムをつくったわけでござります。

○寺田熊雄君 そつすると、歳出しが五十年規制車というは四十九年の四月一日から九月三十日までにしないと減税の恩典に浴しないわけですか。どういうことなのかな。

○政府委員(中橋敬次郎君) その前一年間の歳出しへは四分の一の減税、それからいまお示しの四十九年四月一日から九月三十日までの半年につきましては、八分の一の減税が適用になつたわけでござります。

○寺田熊雄君 その後の分は幾らくらい。

○政府委員(中橋敬次郎君) その後はゼロでございます。

○寺田熊雄君 ゼロ。ちょっと戯し過ぎるような気がするのですが、低公害車というはできるだけ優遇してやらないと、なかなか日産とかトヨタとかというような大メーカーは、できないできなかと言つてただをこねて、そういう国の理想に非

常に消極的な姿勢を示すわけでしょう。まあ比較的小さな東洋工業、本田技研などがそういう理想に向かって邁進しておる。ですから、やはりあります減税について期間などを区切つて厳しい規制をせずに、できるだけ最大限の優遇をすること、同時に、基準に達せずにいやいやをしておるものには、公害行政というようなものは促進できないよう思いますがね。思い切った高公害車に対してもは増税をしていくというような御決意はないのでしょうか。これは大蔵大臣にひとつ。
○政府委員(中橋敬次郎君) こういう公害車につきましての対策としましては、もちろん直接規制と間接規制があるわけでござります。直接規制についてもいろいろな方途は講じられると思ひますけれども、間接規制の中でも税制を使うというのが五十年度規制車についても、五十一年度規制車についてもそういうことで何がしかの応援をしようということは今回御提案をいたしておるところでございまするが、そのやり方といたしまして、また間接規制としての税金の手段としまして、一つには、取得者課税と、それから保有課税と両方あると思います。今回御提案を申し上げておりますのはむしろ取得の時にかけられる税金について何らかの措置をしようということで終わるということでございまわけでございまして、取得課税の問題としましては、むしろいわゆる低公害者についてメリットをつけるということで終わるということでございますけれども、むしろ間接規制といたしまして税金が非常に効果があるというふうに考えられますのは、むしろ保有課税におきましてかなり実効を上げ得るのではないかと思っております。特に取得課税でございますと、新たに生産をされ売れられるものしかほとんど効果が及ばないのでございまるが非常に効果があるといふふうに考えられますのは、むしろ保有課税におきましてかなり実効を上げ得るのではないかと思っております。特に取得過程車の形で動いておるわけでございまするから、取得課税について何らかの措置を講じましても、これらについてほとんど効果を及ぼさないといふ

点を考えますれば、むしろ保有課税についていま
御指摘のよつた線を採用するのはいかがかといふ
のが税制でいろいろ検討した問題の末でございま
す。それで、保有課税についてそういう問題をや
ります手段としては、実は国税としましては自動
車重量税がございますし、地方税といたしますれ
ば自動車税がございます。それで、どちらの税金
を使つかというのは今後の検討問題でございます。
あるいは公害度の高い車につきましては重い負担
もあえてしていただくというよつなことで検討を
しておるところでございます。

一体それをいつから始めたらいいのかというの
も今後の検討問題でございますけれども、やはり
五十一年度規制が全面的に始まります、と申しま
すのは、五十一年度規制を満たさない車の生産が
許されますのは先ほど申しましたように五十二年
の二月末まででございますから、そういうことを
を許されておる間、それから終わつた後、具体的
に申せばほぼ五十二年度ぐらいからでございます。
るけれども、全面的にそういう規制が行われると
いうことになりますから、保有課税についても
この五十二年度以後について相当そういう点を考
えてはいかがかというのが今日の段階におきまし
ところの問題でございますが、この点につきまし
てはガスの排出規制の問題に関する閣僚協議会と
いうのが設置をされましたから、恐らく早急にそ
ういう問題について煮詰められることと思つてお
ります。

それからもう一つ、取得課税についても、もつ
と低公害車についてメリットを大きくすべきでは
ないかというお話でございますけれども、確かに
公害という観点からすればN〇×〇・六、〇・八
五というのも望ましいのでございますが、一方、
税金の面から申しますと、やはり公害の程度が低
いと申しましても非常に税率を示す自動車でござ
います。やっぱり一千万円前後のお金を役じ
て買うということでございまするから、そこに物

品税の負担を求めるにあればなかなか物品税体系と
してはもちません。そういう意味から申しますと、
やがて低公害車と申しましてもNOx-O₃六なり
○・八五を満たさない車というのは、およそ自動
車としては生産が許されなくなるものでございま
するから、そういう時期を考えますと、余り減税
をいまやりましても、やがて遅くとも昭和五十二
年の三月一日からは、いま考えております、いま
日どつております物品税の負担を、低公害車と
いえども負担していただきなければなりませんか
ら、そういう高さも考えながらメリットの水準と
いうものを考え方とせいでありますと、余り減税
いかということでお前回の例にならいまして四分の
一、八分の一、あるいは十分の一という軽減度を御
提案申し上げております。

○寺田熊雄君 私どもの考え方では、つまり低公害

車を生産するためには、メーカーの方で非常な犠牲

を払つておる、それから低公害車を生産するコス

トがよけい公害車よりはかかる。それがどうして

も価格にはね上がる、それで高公害車と競争して

いくためには、やはり思い切った税制上の措置を

やらないと競争に勝てないのじやないかという考

え方があるわけですね。その点あなたの方は税を

操作なさるときには、一体それじや低公害車の方が

高公害車よりも程度コスト高になるのかという

ようなことを計算して、そして減税の措置をとつ

たのか、その点どうです。

○政府委員(中橋敬次郎君) もちろんいわゆる低

公害車と高公害車につきましての原価の差といふ

のは検討もいたしました。しかし、先ほど申しま

したように、私どもの立場から申し上げれば、必

ずしも税制上のメリットとしてその原価差を賄う

必要はないと思っております。やはりそれだけの

高い金を投じて買うという人の税負担としまし

て、どの辺が適当かという問題を最終の姿として

考えておかなければなりませんから、仮に低公

害車なるがゆえにコスト高であるから、その分は

全部物品税なり、あるいは自動車取得税で賄うべ

きであるという立場は実はとつていいのでござ

品税の負担を求めるにあればなかなか物品税体系と

います。

それから、先ほど申しました保有課税におきま

して、おそらく完全には毎年の維持管理費用の

差というものをカバーはできないかもしませ

ん。またそれをする必要もないと思ひますけれど

も、やはりそいつた観点もしんしゃくしながら、

低公害車と高公害車について毎年納める自動車税

なら自動車税というものについての負担をかなり

違えることによりまして維持費用が違つてしまい

ますから、そういうことによつて低公害車へのシ

フトを促進するという効果はむしろそちらの方で

期待できるんではないかというふうに考えており

ます。

○寺田熊雄君 それはやっぱりわれわれの健康、

国民の健康ということを考えますと、少し私、配

慮が足らぬよう思いますよ。あなたも、たとえ

ば非常に自動車の往来の激しい道路に面して住ん

でおられる人の健康ということを考えみていた

だきたいんですが、これは低公害車であると高公

害車であると、国民の健康にどれだけ違うかです

よ。だから、万難を排して私は低公害車に対する

撲滅的な措置というものをあらゆる面で生かして

いかなければいけないと思うんです。税制などと

いうものはまさにその非常にいい例で、組税特別

措置法で――まあきのう大蔵大臣、渡辺委員のあ

れに色をして怒られたが、大企業のいろいろな

措置に対する、私どもの見地ではかなりいろ

いろな優遇措置がある。しかし、それよりもまし

しご過ぎるということはないと思いますよ。一体あ

なたはもういいかげんのときでストップしてし

向かつて低公害車をつくる、その意図に対しても、

それはもうどんなに私は税の優遇措置を講じても

そこで、問題は、保有課税の面で今後どうする

かという問題があると思うのでございまして、この

問題は自動車政策、産業政策当局、それから公害

政策当局がどう考えるかということですまず考えな

ければいかぬと思います。それで、その人たちが

どのように考えてまいりますか、そしてそういう

検討を通じまして、税という政策手段で何として

そこで、問題は、保有課税の面で今後どうする

○國務大臣(大平正芳君) あなたの言うことがわからぬわけじゃないですけれども、われわれ財政当局は、この問題については受け身なんです。進んで、自動車政策というの、自動車に伴う公害の問題はこうすべきであるなんというものをつちが買つて出るという立場ではないので、環境御当局、通産御当局等からどうしてもこれはこうしたいということいろいろなことを考えて、その中に税も入つておるという場合に初めて大蔵省に相談があつてかかるべきで、そしてそれから検討して私はおそらくわかりまするし、すでに低公害車に対する獎勵税制措置というようなものは、おつたら、これは大變だと思うんです。ですから、御趣旨は私もよくわかりまするし、すでに低公害車に対する獎勵税制措置というの面でもしろ税を活用してパニッシュメント的なことをやつたらどうだという意見さえあるわけですが、今度あるいは場合によってはオイル課税で、よく聞いておるわけでございますが、いずれにせよ、そういうような問題も、自動車当局等、公害当局からもう少しよく練られた上で、十分用意された御提案をわれわれ受け取つてから検討しないといけないんじやないかと、またそれで決して遅くないのではないかというふうに考えておるわけでございまして、そういう政策に対し理解がないとかなんとかということではない、物の順序だけを私は申し上げておるわけでございます。

○寺田熊雄君 これは昨年の読売新聞の十二月二十一日付の紙面ですがね、「低公害車の税制上の措置については、通産省が「低公害車だけの減税」を」主張し、「環境庁は「未対策車に増税する一方で、低公害車に減税する」との二本立ての案を要求しております」、それから税調の方は、「低公害車以外の未対策車を増税する」との基本的な方向を、五十年度税制改正に「盛り込むことを決めた」という趣旨があるんです。それでただ私ども気になりますのは、こういう「増税一本ヤリの政府税調

案に、自民党や自動車業界から強い抵抗が予想され、「こういう方があるんですね。最終的には環境庁案に落ち着く可能性も残されている」と、私は結局この問題はやはり日産とかトヨタとかいうような大メーカーが政治家——大臣はそういうことはないでしょう。非常に悪い政治家を動かしてそうして税制によってそうしてそういうよき環境行政を推進するという企団に対しブレーキをかける。だから、私はそれだけに大臣が社会正義を実現する、国民の健康を守るということは国の政治のやっぱり一番大切なことですからね。その理想を追求するという上において何もはばかることがあります。行き過ぎがあろうかなんといふことを恐れていらっしゃるようですが、行き過ぎを恐れることはあります。国民はもう拍手して大臣のそういう企団が実現するならば、歓呼して迎えるでしよう。大臣、ひとつ勇断を持ってこの問題に、悪いものには増税をしていく、低公害車にはコストに十分見合うだけの減税をしていくという決意をここでもう一遍その点について明らかにしていただきたいと思います。これで終わりますけれども。

○野末陳平君　きのうの続きですけれども、お医者さんの必要経費ですね、それが実態に近い数字を主税局では大体五二というようなお答えだったと思いますけれども、この辺のところをもう少し詳しく教えていただきたいんですが、社会保険の収入に関するのですが、医者の平均経費率といふのが、まあもちろん年によつては違うとは思つてます。で、五一というのはどの辺から出てきたか、その辺のところを簡単に説明してください。

○政府委員(中橋敬次郎君)　もちろん七二%の特例措置を受けております社会保険診療医の経費といふのは調査することもできませんから、具体的にはその数字は持つておりません。ただ、たとえば青色申告をしているお医者さんで、自由診療と社会保険診療とを同時にやつておる方が非常に多いものでござりまするから、その人々につきまして経費を、自由診療分と社会保険診療分とに、ある種の推計を加えて分けてみまして、どの程度になるだらうかということをやつてみたことがございます。そういうものでやつてまいりますと、大体平均的に、いわゆる狭義の必要経費という問題としましては、大体五一・二%というのが最近の数字でございます。

○野末陳平君　ただお医者さんといつてもいろんな医者がありますから、いまのは大体概算的な見方だと思うんですが、五一・二、これ、科目別にどの程度の違いがあるんでしようか。外科、産婦人科などは特にかかるのかもしれないという気もしますが、その辺のことをもう少し。

○政府委員(中橋敬次郎君)　診療科目別に確かに違います。その違いは恐らく、たとえば看護婦さんとか、あるいはお医者さんを外の人を

○野末陳平君 それでは、今度、自由診療の割合ですね、社会保険診療の収入と、それから自由診療の割合がどの程度になつていてますか、これはもうあるというふうに御承知願いたいのでございまして、平均で結構ですけれども。
○政府委員(中橋敬次郎君) 先ほど申しましたように、両方やっておるお医者さんで見まして、自規模にやつておられるお医者さんは当然経費が高いございまして、診療科目で申せば、たとえば外科でござりますと、やはり手術ということがある関係からか、お医者さん、あるいは看護さんの数が多いということで高い数字を示しておりますし、お医者さんの腕によつておる、そういう依存度の非常に高い診療科目でございますれば、そのいわゆる必要経費率というのは下がつてくるわけでございます。
○野末陳平君 そのところを具体的に、平均の五、二というのが出たんですからね。じゃ、外科のようにかかるのはどの程度までかかると見られるのか、もう少し具体的な数字で、外科と産婦人科とそれから歯医者さんと、この三つぐらいでも数字を示していただけませんか。

○政府委員(中橋敬次郎君) この診療科目につきましては、具体的にはつきりと分別があつたものでございません。お医者さんの看板にも、ごらんのよう、いろいろな科目をやつておられるものもございますから、非常に私どもが持つておる数字としましても、各科目として具体的に出てきたものでございません。いまお示しのものにつきましても、大体先ほど申しました平均率の上下5%ぐらいに出ておるが、私どもで持つておる数字でござりますけれども、厳密に、先ほど申しましたように、自由診療と社会保険診療、そのうち社会保険診療の中の、具体的な患者でもつて分けるといふことは実行不可能でございますから、およその数字としてそういうぐらいのばらつきがあるというふうに御承知願いたいのでございます。

由診療の割合は約一割でございます。

○野末陳平君 これは科目別に、やはりかなりの差がありますか。

○政府委員(中橋敬次郎君) やはり診療科目別に、これはかなりばらつきがあるようでございます。

○野末陳平君 そのかなりのはらつきといましても、どの程度のばらつきか、具体的なことを数字でもつて示すことはできませんか。

○政府委員(中橋敬次郎君) これも先ほど申しましたように、科目別に、なかなか具体的な、確定的にとれる数字でございませんので、数字で申し上げますのはお許し願いたいのでございますけれども、やはり見たところ、社会保険診療、社会保険として扱わない部面が非常に高い想像されます科目につきましては、自由診療が高いようでございます。たとえば産婦人科というのは、やはり社会保険で扱わない部分がかなりあるようですが、ざいます。たとえば産婦人科は非常に高い率を示しております。それから同じくそういう事由だろうと思ひますけれども、整形外科なども高い方でございます。

○野末陳平君 自由診療の割合が一割ぐらいだとしますと、やはり社会保険診療からの収入が非常に多いんだということになりますと、俗に世間で、医者は非常にもうけ過ぎているとよく言われています。もうけ過ぎているかどうかわかりません。しかし、もうけ過ぎているとすれば、その原因が例の七二%という数字にあることになれば、これは非常にこの数字に対しても納税者の不満が集中するのもあたりますだと思つんでです。

具体的に、国税庁にお伺いしたいんですが、きのう、いわゆる請求のときに水増しする分とか、あるいは薬を非常にたくさん、必要以上に配つている、あるいは与えていたりというのが、まあいわゆる実態ではわかるんです。でも、それを国税庁の立場でわかるのかどうか、厚生省は全然わからぬといふいう返事でしたので、国税庁にも念のためお伺いします。

○野末陳平君 その辺がかなりのはらつきといましても、どの程度のばらつきか、具体的なことを数字でもつて示すことはできませんか。

○政府委員(中橋敬次郎君) これも先ほど申しましたように、科目別に、なかなか具体的な、確定

的にとれる数字でございませんので、数字で申し上げますのはお許し願いたいのでございますけれども、やはり見たところ、社会保険診療、社会保

保険として扱わない部面が非常に高い想像されますが、私どもはその診療の実態を調べると

ます。その収入金には、御指摘の水増し部分があ

ります。その収入金には、御指摘の水増し部分があ

したか、その辺がさつき出ませんでしたけれども、これももう少し具体的に言いまして、この中で自由

診療とりまして、社会保険診療の収入、つまり七

二名の例の恩恵を受けている部分が当然含まれて

いるはずです、これを、先ほどの平均の実態に

近い、概算五一、一二%というところで計算し直し

た場合に、どのくらいの差が出てくるんでしょう

か、つまり七二%の恩恵があるために、これだけ

所得が上にあるといつ、そのような数字は出ます

か。

○政府委員(横井正美君) 先ほど主税局長から、平均しまして一〇%ぐらいが自由診療だというお話をございました。それでまた所得の率でございますが、主税局で、経費率が五一ということでござりますと、所得率は四八ということになります。自由診療の場合におきましては、若干所得率が高いかと思うわけでございます。そこで、こうラフな計算いたしまして、自由診療も、社会保険診療も、ともに所得率が五〇%というふうにいたしますと、ただいま申し上げました収入金五千万に対しまして二千五百万という所得率になるわけでございます。で、現在、この七二を適用いたしまして、千六百万ぐらいの所得のようございまして、差し引き九百万ぐらい所得が増加するということになろうかと思います。

○野末陳平君 そうしますと、ちょっといまわからなかつたんですが、要するに実態に近い数字を当てはめると、それだけふえるんですね。

○政府委員(横井正美君) 私どもの方で、電算機の集計の結果等によりまして、脱漏所得の多い業種につきまして、上位にランクされるものを発表しておるわけでござりますが、これによりますと、たとえば外科医でございますと、現在の発表の事跡から見まして、収入金が五千万ぐらい、所得が千六百万ぐらいの申告が出ておるというのが、平均的なところでござりますするけれども、仮に収入金に対しまして五〇%程度の所得があるというふうに考えますと、まあ五千萬の場合は二千五百萬でございます。現在は、自由診療部分について

五〇%程度の所得があり、それから保険診療部分について二八%の所得があるというふうにして考えますと千六百万円ぐらいのようでござります

ので、その差額が九百万円ぐらいになろうかとい

うふうに存するわけでございます。

○野末陳平君 そこで、大臣にお伺いしたいんで

すが、実態に近い経費率までするということは、当然すぐにはできないのはわかっているんです

が、今までこの社会保険診療報酬に対する課税の優遇というものがなぜ必要だったかということ

を考えますと、これは社会診療報酬というの

が、自由診療に比べて安いんじゃないのか。事実安

いんだというよお医者さん側の考え方を聞く

です。

そこでお伺いするんですが、社会診療の報酬といふのは、自由診療に比べてそんなに安いものなのかどうか、その辺は、まあ主税局でも結構なんですが、どうお考えになつておられるわけですか。

○政府委員(中橋敬次郎君) 社会保険診療報酬の所得の程度がどの程度であるかということは、実は私ども現実にまだ税務調査に入つておりますけれども、さつき直税部長から話がございましたように、自由診療の部分はやはりかなり収入も高うございまするから、所得としては割高になつておるというふうに思つております。

○野末陳平君 厚生省の方は見えていますか。――じゃ、厚生省の方にお伺いします。

いままで、要するに、この医師の課税の特例を問題にすることなく、必ず今度は社会保険診療報酬の改定があつたときに実施するというのが主税局の答えだつたんですけれども、いまの質問です、社会診療報酬が自由診療に比べて安いのか、どちら安いのか、その辺のことを、素人でちよつとわからないんですけれども、厚生省にお伺いします。

○説明員(田中明夫君) お答えいたします。

社会保険診療報酬点数による診療行為の評価が、自由診療の場合の自由料金に比べて安いといふことは、まあわれわれ把握しているところでございますけれども、実際どの程度違うかといふことにつきましては、残念ながらわれわれの方にも統計がございませんのでわからないところ

うでございます。

○野末陳平君 そうなりますと、安いことはわかつてはいるが、でも実際どのくらい安いかという点になると統計がないとおっしゃいますけれども、安いんだつたら、それをある程度直していくかなきやならないわけですね。それを直せるかどうかが大蔵省にとって、医師の課税特例を改善するかどこかの分かれ目になっているわけですね。

そうすると、厚生省にお伺いしますが、これは必ず改定をなさるんでしょう。そのなさるための前提としてどの程度までこれを引き上げるというお考えなんですか。

○説明員(田中明夫君) 従来厚生省は、社会保険の診療報酬に関しては、中医協の御建議によりまして、国民の負担能力を勘案しつつ、賃金あるいは物価の動向に対応し、また医学技術の進歩を取り入れて改正していくというような基本的な考え方で改正してまいりたわけでございます。で、このたび税制の方の関連においてまだお答えできるの改定の内容あるいは時期といふようなことが新たな問題として出てまいりたわけでございまして、現在の段階では、われわれといたしましては、その時期あるいは内容についてまだお答えできる段階にはございません。

ただし、先般の予算委員会の際に総理から、今後自民党内において問題の検討を進めるというような考え方を示されておりますので、このような党側の検討の結果も見定めつつ慎重に判断してまいりたいというふうに考えております。

○野末陳平君 時間がなくなつたのでもう結論しか出ないんですけども、厚生省も大分頼りないんですね。今まで期待していたのは、この主税局との議論では、要するに診療報酬を改定するから、そのときに税制面の改善はするんだと、もういずれ近い時期だということだったんで、そろかんなと思っていましたんですけれども、厚生省の方が改定をしなければ主税局の方は手を出さないと、つまり税と報酬を切り離して考えることはできないということだったんです。そうなりますと、主税

局でも大蔵大臣でもいいんですが、どうなんでしょうか、何かあなたの任せで、結局は厚生省がやつてくれたらこっちもやるし、やらなければずっと

しばらくまたやれないし、結局は検討の段階だということになつて、今までと全然前進がないよううに思えるんですね。

改めてお伺いしますが、大蔵大臣、やはりこの報酬の問題と切り離して、税は税だけで改善していくことは絶対にできないわけでしよう、大蔵省の立場では。

○国務大臣(大平正芳君) 仰せのとおりでございまして、社会保障診療報酬の改定との関連において特別措置を考えたいという基本の方針に変わりありません。

しかばね、社会保障診療の方はどうするんだといふことでございますが、これは私どもの手でできることではないわけでございます。問題は、厚生当局が審議会に諮つてお決めになることでございましょうが、私といたしましていま言えますことは、次の診療報酬の改定と同時に特別措置の処理をするということです。それがいつにならか、それからどういう態様になるかといふことは将来の問題にかかるておりますことは御指摘のとおりでございます。

○野末陳平君 そうなると今度は、まあ責任のなすり合いといふわけじゃないんでしようけれども、全く厚生省次第ということです。厚生省でもって改定、いつになるか、時期とその内容についてはいま答える段階ではないということなんですね。いままで期待していたのは、この主税

局との議論では、要するに診療報酬を改定するから、そのときに税制面の改善はするんだと、もう一度置ける権能をお持ちであるとは私、思いません。

○野末陳平君 そうすると、もつあとは主税局と厚生省とが、どちらが積極的にこの問題を解決することによって決まると思うんですよ。そう

すると、主税局は結局厚生省が先だということなんです。それで厚生省は、大蔵大臣もこのままでほつておかないとどうということになります。それ

で厚生省に結論を出していただきたいのですが、結局、診療報酬の改定というのをいまは答える段階ではないということですが、来年の税改正にどうしてもこれは間に合わしてもらわないと困るんですね。来年の税改正までには厚生省としてこの問題を前進的な解決、これははつきりここで約束してもらえますかどうですか。最後にそれだけお聞きしておきます。

○説明員(田中明夫君) 厚生省といたしましては、先ほど申し上げましたような方針でもつて、從来診療報酬の改定を行つてまいっているわけでござりますので、次回の改定がいつになるか、あるいはその内容がどうなるかといふことにつきましては、先ほど申し上げましたように、現段階ではお答えできるという状態はないわけでございま

す。

○野末陳平君 最後にになりました。主税局長、どうもきのうまでだと、何となく期待が持てるような雰囲気だったのですが、いま厚生省の答え聞いてはお答えできるという状態はないわけでございま

す。

○野末陳平君 これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○大塚善君 最初に、先ほどの野末委員の質問に

関連して意見を申し述べ、特段のひとつ善處を期待するものであります。社会保険診療報酬課税の特例について、今までの審議を通じて相当前向きに話が前進するものとまあ受け取つておけであります。先刻の野末委員の質問に関し一挙に後退をしてしまつて、大蔵省は今まで

そういうことを言つてきましたが、結果としてはあなたの任せで、もう一步後退二歩後退。一体どうなるのかさっぱりわからないというところに逆戻りした、そういう感じがいたします。そういうことであつては、三木内閣の社会的不公正の是正という、それから税調の答申にもまるきり反するような結果がこの委員会の審議を通じてますます明りした。

うな結果がこの委員会の審議を通じてますます明りした。そういう感じがいたしました。そういうことであつては、三木内閣の社会的不公正の是正

正にこの問題が出るということは断言できないと思つております。しかし、次回の社会保険診療報酬と同時にこれを実施するということでございまして、いま厚生省当局はその次回いかにいかわらな

○理事(山崎五郎君) 三法案に対する午前の質疑はこの程度にいたします。

午後一時三十分まで休憩いたします。

午後零時三十三分休憩

午後一時四十四分開会

○委員長(桧垣徳太郎君) ただいまから大蔵委員会を開いたします。

所得税法の一部を改正する法律案、法人税法の一部を改正する法律案及び租税特別措置法の一部を改正する法律案、以上三法案を便宜一括して議題といたします。

一部を改正する法律案及び租税特別措置法の一部を改正する法律案、法人税法の一部を改正する法律案及び租税特別措置法の一部を改正する法律案、以上三法案を便宜一括して議題といたします。

○政府委員(中橋敏次郎君) 私も来年度の税制改正是この問題が出るということは断言できないと

思つております。しかし、次回の社会保険診療報酬と同時にこれを実施するということでございまして、いま厚生省当局はその次回いかにいかわらなうな結果がこの委員会の審議を通じてますます明りした。そういう感じがいたしました。そういうことであつては、三木内閣の社会的不公正の是正

正にこの問題が出るということではなしに、ひとつこの問題については努力をいただきたいと、まあ、私強く願つておるものですから、初めにそのことを述べさせていただきます。

次に、主税局長に、前日の配当控除の問題について、きのうの配当控除について主税局長の見解は、現行の法人税制の仕組みからすれば、個人の受取配当はすでに法人段階で税金を支払っているので、個人の段階で二重課税を調整する必要があ

ると、だから、配当控除が必要なんだと、したがつて、他の所得者との間の、たとえは課税最低限度の開きがあるにしても、税負担の不均衡はないと言定して、そういう答弁がありました。それに引きずられたのかどうかわかりませんが、大臣も何かそれを肯定するような、そういう答弁があつたわけであります。しかし、前日の最後のときにも私申し上げたわけですが、現在では資本と経営というものはもう当初のころと申しますか、全く進んで分離をしておると、こういう社会的な一般通念であろうと思うわけであります。法人自身に税負担能力が別個にある、こういうことはもう現実問題を見ても私はそういうことの方が正しいと、こう考えるわけですが、この法人自身に税負担能力が別個にあると、こう私が申し上げましたことについて、主税局長どのようにお考えでしょ。

○政府委員(中橋敬次郎君) 法人税をなぜかけて

おるのかということについても、前に申し上げま

したとおり、やはりそれは法人の社会的、経済的な活動から見まして、法人という段階において課

税をすることができるということは、おっしゃいま

すように、法人のそういう実態に着目をしたところだろうと思います。問題は、そういう根拠を持ったかけました法人税を、そういうかけたとい

う論拠だけで毫も受取株主の段階においてこれを調整する必要はないという意見をとるのか、ある

いは受取株主の段階でこれについて何らかの調整

を加えるかというのはまた別の話でございまし

て、そういうことから私は、この問題は調整を要

するかどうかというふうに把握をしていただいた

方がよろしいんで擬制説、實在説というのはとか

うふうに、そのまま論理的帰結というふうに割り切るのも間違いでございますし、法人税を法人

の実態的な活動に着目をして法人税というのをかけたから、したがって、それは何ら調整を要しな

いというふうに論理的な帰結として言われるのも誤りである。したがつて、擬制説、實在説ということは往々にしまして、そういうすぐさま両方に調整を要するか要しないかということを論理的帰結として割られるということで、私は誤りを招きやすいので、一般に言われておりますように、実在説、擬制説というふうにこの問題を取り上げな

いで、むしろ調整を要する説と要しない説というふうに分けて考えていただきたいと言つたのはそういう気持ちからでございます。

○大塚喬君 いま答弁いたいたよつな趣旨なら、現在までのずっと国会審議の経過を見ても現実にそういうことで進んできたものですから、私もそのことについて意見はあるにしても、わか

るわけですが、きのうの主税局長の答弁は、その趣旨とは違つて——生懸命いま首を振っている

ようですが、そういう答弁が、これは後で議事録を見ればはつきりするわですか、そこで、そ

こに譲ることにいたしまして、そうでないと言つ、まあ私のつき合いをしている人の間で何十人かぞ

ういう人がおりますが、その人たちは実際問題として、だれも配当控除は株主の個人の恩典だとこ

う受けとめておる。はつきり私はだれに聞いてもそうしたことをおつしやるわけですが、この点に

ついては局長はどうお考えでござりますか。

○政府委員(中橋敬次郎君) 確かに配当控除がなせ

でき上がっておるのかと、ということについて十分の理解があると私も思つておりません。おっしゃいま

すように、申告をなさるときに、とにかく配当を受け取ればそれの一〇%は税額から引ける、な

ぜだろうというところまで突き詰めてお考えにな

らない方は、何か配当に対する恩典がこの制度に

ありますように思ひます。しかしこれは、なぜそういうこ

とが行われておるかという趣旨は、やはり御理解

をしていただかなければならぬかと思います。

○大塚喬君 一般的に、この租税特別措置法とい

うものがどういう悪評の中にさらされておるか

と、こういう事實を局長は御存じないようです。

その株主に対してそういう世間一般の評価、こういうものとまるきり、何というか、逆にそれらに

ついて恩典をやっておるんだと、こういうことに

なると、どうも一休國というものの機関のあり方、税制というものの考え方、こういうものについてより一層どうも疑惑を深くするわけであ

ります。で、それだとすれば、法人税はその元が

これは株主に転嫁されると、こういう実証は何か

ございますか。そういうことを何かはつきり、いまおっしゃる裏返しのことになるわけがありますが、そつう実証がはつきりここで主税局長おつしやつていただけますか。

○政府委員(中橋敬次郎君) これも前にお答えを

した問題でございまして、法人税というものが一

体どこに帰着するのかというのは、これまで非常

に根本的な論争がござります。一部の学者によりますればこれは価格に帰着する、したがつて、法

人が売りましたものを買った人、消費者に帰着す

るのである、いわゆる法人税は価格に転嫁するとい

う説をなす人もござります。しかし、通説とい

たしますれば、やはり法人税というのは、法人が

もうけました利益に帰着をするというのが、大体

私どもの理解ではそういうふうに言われておるも

のでござりますし、私もまたそういうふうに思つ

ておりますが、そういうことになりますと、法人

がもうけました利益について法人税が帰着すると

いうことになりますから、その利益は株主に配当

として配るものと、それから重役に対しても賞与と

して配るものと、それから内部に留保として会社

が置いておくものと、三つに分かれるわけでござ

ります。したがいまして、法人税がかけられまし

たときには、やはり配当にもその分がかかるつてお

ると言わざるを得ないのでござります。

○大塚喬君 いま答えを受けたわけであります

が、それはその株主にも私は、何というか、関係

がないということは申すつもりはありませんけれども、一般的に考えていただいて、一つはやっぱ

り消費者に転嫁される、これが一般的なやつぱりこの

世間共通の考え方ではないでしょうか。それから、

その従業員、被雇用者、これにもやつぱりこの

法人税は転嫁される問題だと。とすれば、私は、

その法人税の恩典が、二重課税排除ということで、

法人だけがその恩典を受けるということは、どう

も納得できない不合理性が依然として残ると、こ

ういう感じがするわけであります。で、このこと

は、配当控除ということは、資本蓄積、国民の貯蓄推進という名前をかりて、実際は高額所得者のための税負担軽減、高額者優遇のそういう措置であります。で、それだとすれば、法人税はその元が

あります。で、それだとすれば、法人税はその元が

これは株主に転嫁されると、こういう実証は何か

ございますか。そういうことを何かはつきり、いまおっしゃる裏返しのことになるわけであります

が、そつう実証がはつきりここで主税局長おつしやつていただけますか。

○政府委員(中橋敬次郎君) これも前にお答えを

した問題でございまして、法人税というものが一

体どこに帰着するのかというのは、これまで非常

に根本的な論争がござります。一部の学者によりますればこれは価格に帰着する、したがつて、法

人が売りましたものを買った人、消費者に帰着す

るのである、いわゆる法人税は価格に転嫁するとい

う説をなす人もござります。しかし、通説とい

たしますれば、やはり法人税というのは、法人が

もうけました利益に帰着をするのが、大体

私どもの理解ではそういうふうに言われておるも

のでござりますし、私もまたそういうふうに思つ

ておりますが、そういうことになりますと、法人

がもうけました利益について法人税が帰着すると

いうことになりますから、その利益は株主に配当

として配るものと、それから重役に対しても賞与と

して配るものと、それから内部に留保として会社

が置いておくものと、三つに分かれるわけでござ

ります。したがいまして、法人税がかけられまし

たときには、やはり配当にもその分がかかるつてお

ると言わざるを得ないのでござります。

○大塚喬君 いま答えを受けたわけであります

が、それはその株主にも私は、何というか、関係

がない

当然でございます。しかし問題は、それを大塚委員のように初めから配当控除というのは、高額所得者の受ける配当について恩典を与えるためにこう二重課税の制度を設けておるのだというふうに割り切られるのもいかかと思うわけでござります。私は虚心坦懐にこの問題は議論をしてよろしいと思いますし、またそういうふうに決まれば、もちろん税制の中でその調整問題を解決し得るものでございますが、これについてはやはりわが国のそういうことに対する問題意識というものが一番基本ではござりますけれども、世界の動きというのも十分お考えいただきなければならぬと思います。この問題は、各国とも非常に搖れ動いておりますし、ある時期において調整を要するとした国が、またしばらくしまして要しないとし、またさらには年ならずしてもとにかくいつようような経緯のある国もございます。それからまたある国は從来、調整を要していなかつたのに、半分に当たる部分だけ調整をするというふうに改めたところもござりますし、またわが国のような配当軽課をとつております国で、全然それ以外は受取側において調整をしていなかつた国が、いま改正案を審議中でござりまするけれども、やはり完全にこれを調整するというふうに改正をしておるというところもございます。またそのほかに、アメリカのようになんて終始一貫その調整は必要ないとして、個人についてのそんな配当控除制度みたいなものを設けていないというところもござります。しかし、それもみんなこの問題についていろいろ議論を重ねながら、しかも、各国情事例等もながめながら勉強しておるわけでございまして、わが国も昨年来再三申し上げておりますように、もう一度この問題を議論してみようということで、税制調査会においてもお願ひをしておるところでございます。したがつて、これをおつしやいますように単なる恩恵というふうな観点からだけ取り上げないで、やはり税制の仕組みとして、これが十分理解をしてもらつた上で、わが国の税制として、

○大塚喬君 しかば、また重ねてお尋ねをいたします。
○政府委員(梶木又三君) はい、おりました。
○大塚喬君 そうですか。それでは政務次官の見解をお聞かせいただきたいと思うわけですが、大蔵大臣はきのう私の質問に対し、あなたも株主をいらっしゃるんではないですかと、こういう答弁をされました。配当控除の特典は、国民の皆さんも受けていると、こういう趣旨の発言があつたわけであります。これは大蔵大臣としてはまことに不用意な発言であったという感じがするわけであります。配当所得の階層別分布の統計も現在ない、こういうことで、この発言自体は、配当所得があることは税の上からかなりの恩典がある、こういうことを大臣自体が認められた発言だと、こう思つております。そなだからこそ、きのうの大臣のような答弁が何の気なしに突然出てきたものと理解をするわけでございますが、この点について政務次官、どのようにお考えでしようか。

○政府委員(梶木又三君) 大臣は、きのう私も聞いておりましたが、そういうお気持ちで御答弁なさったんじゃないないと私は聞いておりましたですが、まあ、われわれも配当所得を優遇しておるんじゃないかという批判があることは十分承知はいたしております。ただしかし、このような批判がございまるもの、所得税と法人税との関係といふ税制の基本的な仕組みに関する問題でもござりますので、いま税制調査会でも御検討願いまして、な検討がずっとと続けられておりますので、その結果を待ちませんと、いまここでどうのこうの私どもがいいのか悪いのかといつ判断まで実は税制調査会でやつてもらいたいわけでございます。いずれ近々そういうことから始めたいと思っております。

○大塚喬君　主税局長にお尋ねしますが、大臣のきのうの発言、これは配当所得が税の上から恩典があると、こういうことを明らかに認めた発言ではないですか、主税局長いかがですか。

○政府委員(中橋敬次郎君) 受け取りました配当について、配当控除の限りにおいて二重課税が排除されておるということが恩典と見るかどうかという問題だと思います。私はそれは恩典でなしに、制度の仕組みとしてあると思いますから、そういう意味の御発言だと聞いておりました。

○大塚喬君　きのう大臣がおっしゃったことは、あなたも株をお持ちでしょ、配当を受けておるでしょう、配当控除の恩典は国民の皆さんも受け取ると、こういうことをおっしゃったなんですよ。

ところが、私は大麥御期待に沿えないで申しあげないんですが、株は持っております。配当も受け取っておりませんし、配当も受けておりません。大臣がこういうことをおっしゃつたということは、何か悪いことを追及されたと、それは多かれ少なかれだれでもやっているんじゃないですかと、こういうことで逃げる答弁で、きわめて不用意な発言であり、この大蔵委員会の発言としてはどうも適切な発言とは受け取りかねる、私はそういう気持ちでございます。局長はいま言い回しをしてそれをおっしゃつたんですよ。ここで局長がそういうふうには恩典でないということをおっしゃつたんですよが、はつきりきのう大蔵大臣は、この恩典は国民の皆さんが受け取るんですよと、こういうことはおっしゃつたんですよから。いかがですか。

○政府委員(中橋敬次郎君) 問題は、配当につきまして法人税と所得税を一重課税するかしないかという問題でございまして、それをしないのを恩典というかどうかということは別問題でございま

す。私が言つておりますのは、仕組みとしまして、二重課税をするのがいいという立場に立つか、やはり二重課税というのは完全に調整しなくては、概略的にでも調整する方がいいという立場に立つかの、かという問題でございまして、そういう立場から申せば、二重課税を現行の配当控除制度といふ枠内ではございませんけれども、排除しておるというのを恩典とおっしゃらうと、おっしゃるまないと、それは制度の問題の本質には関係ないことでござります。むしろ私は、法人税の仕組みを、一体受け取る個人の段階で調整するというのがいいと思うのか、あるいはそういう必要がないと思うのかということを今後いろいろまた御議論するのが先決問題だと思っております。

○大塚蓄君 私は、こういう租税特別措置の問題は、前からも申し上げましたように、税の不公正というところの根源だと、日本の税制度の一一番黒い面だと、私はこういう感じをするわけであります。その問題は、いろいろ政策的な問題がありましてから、個々についてはいろいろ論があることも承知をいたしておりますが、そういうことで、この問題についてはまた大臣が出席いたいた際に重ねて論議を深めたいと思っておるところであります。

次に、所得税法の一部を改正する法律案について若干質問を申し上げます。

適用要件の所得制限額の問題で、老年者控除の現行が五百万円から一千万円に改正案が引き上げられた、こういうところで疑問が出てきたのであります。この一千万円と、こういう設定をした根拠は一体いかがなものでしよう。

○政府委員(中橋敬次郎君) そもそも老年者控除は、創設当時はこういった所得制限がございませんでした。それをたしか四十二年に従来の税額控除を所得控除に改正しました機会に、老年者の中にもかなり高額の所得者がございますから、そういう人についてまで従来のような何らかの所得税法上の配慮をする必要はないんではないかといふことで、当時たしか五百五十万円という限度に設定

した経緯がござります。

ところで、同種のものとしましてやはりそういう所得制限を設けておるのがございます。たとえば控除対象配偶者につきましては、その当時四十二年におきましては十万円というものが所得制限でございました。あるいは勤労学生控除、これも四十二年の前は同じように税額控除でございましたけれども、そのときに、たしか同じく所得控除に直したわけでござりまするが、そのときに勤労学生控除を受ける学生の所得限度を二十五万円と設定したわけでござります。もちろんそれが五百万円、十萬円、二十五万円を定めました絶対的な根拠といふものはございません。当時五百万円程度というものが所得税法上では、いわば高額所得の部類に入るものでござりますから、五百万円というのを設定したわけでございます。それで、たとえば勤労学生控除につきましては、五十年の今回の改正でもって四十六万円という所得制度に改正することを御提案申し上げておるわけでございますが、これが約一・八倍、二倍に足らない程度でござります。

それから、控除対象配偶者の所得限度を十萬円

を二十万円にというふうに切つております。

あるいは控除の限度を一千万円に切つておりますが、そのを確たるバランスがとれておるものでございませんけれども、まあ今日の状態から言いまして、税務上で一千万円というようなものを考えれば、当初設けましたあまり高い所得者について老年者控除というものを適用する必要はないのではないかというふうに思っております。

○大塚喬君 大変ぶしつけな質問ですが、ちょっと個人的などにわたって恐れ入りますが、主税

局長、この法改正に絡んで引き合いに出してま

す。

○政府委員(中橋敬次郎君) 四十八年の数字でござりまするけれども、所得が一千万円を超える人というのは、全体の納税人員の中でも約一%少し下回るぐらいのものです。

○大塚喬君 一%を下回る。

○政府委員(中橋敬次郎君) 下回るぐらいです。

○大塚喬君 すると、今回の老年者控除を引き上げ、五百万から一千万と、こういうことで恩典を受ける人の階層ですね、この五百万から一千万といふ階層は何人で、どの程度パーセンテージがござりますか。

○政府委員(中橋敬次郎君) 全体の納税者で申しまして五百万円から一千万円の人と申しますのは、四十八年の数字で六十五万人、率で申しますと二%でござりますが、この中で年齢が六十五歳を超えておる人というのちよつとわかりませ

ん。

○政府委員(中橋敬次郎君) 人数はわからないということです

が、推計と申しますか、概算、このうちのどのくらいになりますか。六十五歳以上の、いわゆるこの法律改正で恩典を受けるという人は一体老齢者六十五歳以上の方は何人ぐらいおられるんでしょ

う。

○政府委員(中橋敬次郎君) 税務統計、しかも、申告分でございますけれども、老年者控除の適用

を受けております人は、障害者控除の適用を受け

ておる人とか、寡婦控除、勤労学生控除の適用を

受けている人と一括して出しておりますので、老年者控除を受けておる人あるいはいまお尋ねの五百

万円から一千万円の老年者というのちよつとわ

かりません。

○大塚喬君 大変ぶしつけな質問ですが、ちょっと個人的などにわたって恐れ入りますが、主税

局長、この法改正に絡んで引き合いに出してま

す。

○政府委員(中橋敬次郎君) 余り高い所得者にはその老年者控除

というの必要ないと、こうおっしゃつたわけですか。

○政府委員(中橋敬次郎君) あります。じや一体、所得が一千万以上と、こ

ういう階層はこの納税者の中の何%くらいあります

か。つまり、一千九百六十万円でございます。

○大塚喬君 八百六十万。お見受けいたします

と、主税局長という役職にあられるわけですから、日本の所得階層の中から比べれば、私はきわめて上位のランクに位置する。そういう立場にあられると思つてます。

それで八百六十万というあれが出ましたけれども、先ほどから伺つているよう、一体、老人だからということで、大蔵省主税局長、この人より高い人まで大変恩典というか、額はいずれにしても、恩典を受ける、そういう法律改正です。それ

にひとつ関連をして、敬老精神ということでこの法律改正が表向きになされたということにおつ

しやりたいのだと思うわけありますが、そうす

ると現在五百万円から三百万円

円以下、こういう人たちの人数とパーセンテージ、これをお聞きしてからひとつ意見をまたお尋ねしたいと思つてます。

○政府委員(中橋敬次郎君) 正確に申しますと、昨年でござりまするけれども、本俸及び賞与を全

部含めまして八百六十万円でございます。

○大塚喬君 八百六十万。お見受けいたしまして、

○政府委員(中橋敬次郎君) 正確に申しますと、昨年でござりまするけれども、本俸及び賞与を全

部含めまして八百六十万円でございます。

○大塚喬君 八百六十万。お見受けいたしまして、

○政府委員(中橋敬次郎君) 全体の納税者の中でも

のウエートといふ問題も確かに重要でござります。

○政府委員(中橋敬次郎君) 全体の納税者の中でも

のウエートといふ問題も確かに重要で

もつても、やはり私はその趣旨から言いまして、ある程度しようがない。しかし、それはまた余り高い配当控除、配当所得を受けとる人とか、あるいは事業經營が高くて所得の高い人あるいは重役として給与を高く取っている人、そういう人にまではこの老年者控除を適用しなくていいといふ趣旨でござりまするので、まず一千万円というのは、創設当時の五百五百万円と比べてみまして、そんなに私は不均衡に拡大したものとは思つておりますせん。

円を設定したという根拠がやはり問題になるわけです。で、私は決して老年者控除というものを必要ないと、こういうことを考へることは毛頭ありません。老年者控除というのはきわめてやはり重要な施策であると思います。しかし、これを一千万に設定をしたと、いま大変失礼な話ですが、主税局長の年収をお聞きしたということは、そういう層にまで、日本国の大蔵省の主税局長の、その収入より高い人までこの適用を受ける。しかも、この法改正によって恩典を受ける人は、五百万から一千万という、その層の間の人々が現実に恩典を受けるわけであります。で、私は率直に言って、こことのところは現在の経済情勢、こういうものから言つて、五百万というものであつても、決して不適当なものではないと。だとすれば、先ほどお話をあつた五百万という、その当時設定をしたその根拠をひとつ、一体何でその五百万という数字が設定されたのか。そして、それが今度重ねて二倍の、単に機械的に一千万ということに引き上げになつたのか。そのところを明快にひとつ説明をいただきたいと思います。

百万円に設定をいたしておりました。申告書の公示というのには、きのうもお答えしましたように、ある程度の高額の所得者につきまして第三者の人たちの批判を受け、税務調査を促すという趣旨のものでございまして、そういうものであれば、一般の人も注目をする高額の所得者として五百萬という線がございましたので、老年者控除を適用しない人もやはりそいつた、いま大塚先生のおつしやいました相当高い水準、主税局長という話はそこに基準にはなりませんけれども、全体の所得水準から言いましてかなり高い水準として、所得税法の中にございました、そういう申告の公示限度というものを参考にしまして五百万円というのを決めたわけでございます。

○大塚議員 やはり高額所得者優遇ということになると、思うわけですが、これを配偶者控除、それから勤労学生控除と、これは必ずしも適切な比較のものとはならないと思いますが、強いて引き合いに出せば、そのところが引き合いで出てくる、やや、よりということにはなりませんが、適切なものだらうという感じがするわけです。

で、配偶者控除の場合に、これは妻が給与所得があつた場合には七十万円までは控除になるわけですね。で、それ以上はもう控除にならないわけですね。それから内職所得の場合には十万円ですね。違いますか。内職所得の場合には幾らになりますか。それとこの一千万という所得の人の老年者控除というのが私はどうも均衡が必ずしもとれておるという感じがしないわけですが、この点についてひとつお聞かせをいただきたいと思います。

○政府委員(中橋敬次郎君) 配偶者控除を受け得る所得の限度と申しますと、勤労性所得につきましては二十万円、それから資産性所得につきましては十万円とということになつておりますので、いざいますするから二十万円というのが適用になります。わけでございます。しかもそのときに、いわゆるパートタイマーなどの雇用形態をとつております。

れば、給与所得控除が最低五十万円でござりまするから、二十万円プラス五十万円で七十万円までは収入があつても配偶者控除が受けられるということになるわけでございます。それから老年者控除と配偶者控除の比較でござりますけれども、老年者控除と申しますのは、所得者が六十五歳を超えておるときの話でございますし、配偶者控除といいますのは、所得のある人のその所得の税金を算定しますときに、配偶者の部分について控除をしてあげましょうと、その配偶者について他に少しぐらい所得があつても、それは恐らくその配偶者の家計というものは、所得を得ておるもう一人の配偶者に負担をさせられるものだらうということとで趣旨ができておるわけでござりまするから、單純にそれとこれを比較するというのは、まあ、控除の性格から申しまして合わないわけでございますが、まあ、所得といふものを考えてみますれば、大体この四十二年から今までの間のそのくらいの間で国民所得を見てみましても、一人当たり大体三倍ぐらいになつておるというようなことから見ますれば、老年者控除として国がかつて考えたもの、しかも、それを四十二年に五百萬円という限度を設定しましたのも、一般の所得水準が上がりまししたならば、三倍とは言いませんけれども、二倍程度に引き上げるということは、この制度の趣旨から言いまして、そんなに金持ちだけを特に優遇するというものではないというふうに思っております。

つこと、こんな気持ちは毛頭ありませんけれども、その額が、先ほどのお話によりますと五百万といふのを当時算定した基礎についても明確でないよつに承つたわけあります。で、こういう機械的に承つた税の改正、それは不均衡を拡大をし、さらに、さつき申し上げたように、老人を優遇する敬老精神は国の政治の中ではつきり打ち出さんだと、これはまあ表向き言伝には大変結構でしようけれども、実際は、先ほど申し上げたように決して公正な税の改正ということにはならない、私はこう考えるわけであります。

それから、労働者控除の場合、これは先ほど局長の数字、ここにありますものによると現行で四十万円のものが四十六万円、六万円引き上げになつたわけですね。そうするとこれは労働者控除が働いて、これも余り適切な比較の資料にはどうも思えないんですが、ほかに適当な比較をするのがありませんから、引き合いに出すわけありますが、この方は六万円、片方は一挙に五百万から一千万、二倍。率にするところの六万円というのは何%になりますか、一五%程度ですね。こういうことについてどうも突然としないわけですが、こここのところをひとつ主税局長から答弁をいただいてひとつ納得させていただきますようお願いいたします。

○政府委員 中橋敬次郎君 先ほど申しましたように、老年者控除といいますのは、いわば六十五歳以上の老人の問題でございまるから、その中でより高額の所得者を排除するということでこの制度をつくったわけでございます。一方また労働学生でございますけれども、本来でございますれば、勤労学生控除というのは特別にこういう配慮をすべきかどうかというのは、実は問題でござります。この制度も実は戦後のあの非常に生活が苦しいときに、学生がいろんなアルバイトをしながら学資をかせいでおつたということから設けられた制度でございまするが、それなりにこの所得税上の配慮といいますのは、余り多額の所得を得ておる人は学生といえども税金を納めてもらわな

ければなりません。まあまあ学資をそいつた勤労することによって得ておるような人という意味において、他の現実に学校に行つていない所得者との改正で四十六万円という所得で限度でございますが、給与に換算しますと、九十六万円でござりまするから、年間百万円近い給与収入がありましても、勤労学生としての資格で控除を受け得るわけでござりまするから、まあ学生という立場を考えますれば、今回の改正程度で目的を達するのじゃないかというふうに思つております。

○大塚喬君 だとしますと、お年寄りの控除の問題もいまと同じ理屈で、やつぱり一千万ということが妥当かどうかということになると、よけい騒問が出てくるわけです。なぜ五百万円ということでお、實際にお年寄りを大切にしなければならない、低所得者の人を心配しなくちゃならない、こういうことなら五百萬円で、今までのあれでなぜいけなかつたのか、これを仮に物価が上がつたといふことで論議をするとして、六百万円でなぜいけなかつたのか、七百万円でなぜいけなかつたのか、それをどういってこここのところを二倍の一千万円ということにならぬのか、私はどうも理解に苦しむわけであります。

○政府委員(中橋敬次郎君) それは、先ほど申しましたように、一人当たりの国民所得を昭和四十二年度と四十九年度と比べて見ますと、約三倍になつております。本来でござりますれば、その程度ぐらいの伸びというのを見てもよろしゅうございまするけれども、そこをいろいろな他の関連から考えまして二倍に抑えられたわけでございます。

○大塚喬君 どうも話の説明が、勤労学生と、それからその老年者控除の問題はどうもうまく使つけていらっしゃるよう聞こえてなりません。三時までだということなんですから、ひとついふとおりの問題は私はほつきり少し、一千万という数字を設定したのは理論的にもどうも説明いただいても

根拠がないということですし、納得できない。この老年者控除という問題は一応機械的に二倍といふことでなくて、五百萬、あるいはは場合によっては七百万、そういう程度が実際の場合として老年寄りを大切にするということの趣旨も生かされる中で、老年の控除ができるものと私はそう主張したいわけであります。

で、次に、ひとつ時間の関係で話を進めます。給与所得の控除のあり方についてお尋ねをいたします。給与所得者に対して従来から私どもは必要経費を実額控除すべきであるという主張をしてまいりました。で、その実額控除とは今度は異なる青天井の概算控除方式を四十九年度の税制改革で実施されることになったわけであります。で、給与所得者から必要経費について概算控除制度を導入するということは、税務執行上の面でやむを得ない面があるかと思いますが、収入金額が六百万円を超えて、そのものに一〇%のいわゆる青天井方式というものは給与所得控除の拡充という、そういう国民に対してアピールとしては、大変アピールの受け方が、やっぱり国民の宣伝には受け入れれる、形の上では。こういうことになると思うわけであります。ですが、そういう表向きの体裁をつくらないながら、実際は高額所得者の税負担の軽減を図り、その結果として所得再分配という税の機能を損ねる、こういうことになると思うわけであります。

それだから、五千万以上の収入金額の給与所得者は、六百五万円の給与所得控除がある、それだけ控除が働くと、実際の必要経費の観念と、この六百五万円というのは全く異なる様相のものだと私どもはこう受けとめるわけであります。で、われわれは、このような収入金額の問題にして、具体的に言えば、八百五十万程度で頭打ちにして、給与所得控除というものは最高限九十九万程度に設定すべきじやないかと、こう考え方を持つておるわけであります。で、この実額控除の問題、これがやっぱりいま私が申し上げたようなところと具体的には加味されたものと、こう考えるわけであります。が、この青天井方式にしたと、こうい

○政府委員(中橋敏次郎君) 昨年の改正で、給与所得控除につきまして最高限度額を撤廃しましたことについては、そのときもいろいろ御議論があつたようござりまするが、一つには、給与所得控除というの是一体どういう趣旨でできておるかということと関連いたしておると思います。給与所得控除は実は、いわゆる厳密な意味におきますと、この必要経費だけから成り立っておりますのではないと私は思つております。そういう必要経費だけから申せば、実は一番低い給与所得控除の率でございます四〇%というのも、なかなか積算をしてみましてそこまでの金額は出てこないわけでござります。往々にしまして、給与所得者がうちで食べます食費までそういうものに入れるというようなことを、説をなす人がござりまするけれども、それは全く誤りでございまして、それは給与所得控除の対象になり得ないものでございまするから、厳密に給与を得るために必要な経費という面から申せば、なかなか給与所得控除、今日のわが国におきますものを計算してみまして、そこまでの金額は積み上げないのが実情であると私は思つております。と申しますことは、実は、給与所得控除といいますのは、一つには、給与所得ということにつきましての担税力という問題を加味しております。あるいはまた給与所得についての源泉徴収ということに伴います配慮もありますけれども、必要経費あるいは経与所得の担税力、それから源泉徴収というようないろんな配慮を持ちながら概略的に控除をするというものが、今日の給与所得控除の考え方であります。そういう観点から申し上げますと、勤労所得について相当の配慮をするという意味におきましては、給与所得控除について限度を設けるということは実は余り理論的でないわけでございます。

は最高税率が七〇%になつておりますけれども、いわゆる労働性所得についての最高税率は五〇%というふうにちゃんと決めてあるわけでございます。そういう配慮をもちろんわが国の税制として私は昨年の改正ではなかつたかというふうに考えております。そういう意味におきまして、給与所得控除に制限額を設けるということについては、従来の考え方とかなり、昨年の改正とはその趣旨において変わつたということから、限度を設けないということも私は理由があることだといふ理解をいたしております。

それからもう一つお尋ねの、給与所得控除を実額でやればよいではないかというお話をとて関連をいたしてお尋ねでありますけれども、実額控除にいたしますと、実は私が先ほど申しましたように、今日の給与所得控除の率というのはなかなか出てきておりません。非常に一般的に必要経費と思われるものでも、われわれの目から見ますれば、必要経費として考えられないのが多々ございます。そういうものを排除いたしまして計算をして、今日の給与所得控除というものを概括的なものと、それから積み上げていって実額的に計算したものとを考えてみますれば、実額控除というものをとるメリットというのは私はほとんどないと思つております。特殊の職業の方で、いや本を買わなければならぬというような方がございまするけれども、それも一部には必要経費と認められる部分もござりますけれども、また消費生活の中で、いわゆる可処分所得から購入すべきものが多々あるわけでございまして、そういうものを考えますれば、私は実額で必要経費を引くという立場というのはそんなに考えられません。むしろ今日のように、高目に給与所得控除を概括的に引いておきますことの方が、いろんな観點からもそれに対する所得控除の配慮をひつくるめてやれるわけでございまますから、むしろその方がよりいい

けですね。それで一つは、この法が制定されました際に、農協・漁協の問題が取り残されておったと思うわけですが、この点は現在どのようになつておりますか。

○政府委員(後藤達太君) 農業協同組合、水産業協同組合につきましては、最初、預金保険法の議論をいたしましたときに、まあ、これは一緒にやるかどうかという議論が大分ございました。ただ結論といましましては、農協等の業務形態が他の一般金融機関と違つものでございますから、この一般的の預金保険法には参加しないという結論でございましたが、その後四十八年の七月に、特にに農水産業協同組合預金保険法という特別の立法をしていただきまして、農水産業協同組合貯金保険機構という別の機構が設立をされております。

○大塚喬君 この預金保険法ですが、現在これによつて、件数のうち何%ぐらい、そして金額については何%ぐらい、この保証保証、こういうことが可能でございましょう。

○政府委員(後藤達太君) この保険に掛けられます金額が三百万ということに現在相なつております。で、これは金融機関によりまして、債務者預金の多いところと少ないところがござりますが、借金をしておりますと、それは預金から差し引くことに相なつております。したがいまして、一律には申し上げにくいのですが、私ももでサンプル的に調べてみましたところによりますと、これは高額の預金を持つておりますので、三百万までは保証されますので、人数と言えば全員といふことに相なるかと存じます。ただ金額的に見ますと、ただいまの一口当たりの預金の水準等から考えて、まあ八割方のところは保険がなされるんではないかと、こういう感じでございます。

なお、これは悉皆調査をいたしておりませんので、ややラウンドの数字で恐縮でございますが、あるいは国民の貯蓄水準等から見ましても、その見当ではないか、金額的に見まして、人数の方は先ほど申し上げましたように全員が均てんする、

こういうことと存じます。

○大塚喬君 一番大事なところの質問に入れないわけで残念に思つておるわけですが、それは後刻結論をいたしましては、農協等の業務形態が他の一般金融機関と違つるものでございますから、この一般的の預金保険法には参加しないという結論でございましたが、その後四十八年の七月に、特にに農水産業協同組合預金保険法という特別の立法をしていただきまして、農水産業協同組合貯金保険機構という別の機構が設立をされております。

○大塚喬君 この預金保険法ですが、現在これによつて、件数のうち何%ぐらい、そして金額については何%ぐらい、この保証保証、こういうことが可能でございましょう。

○政府委員(後藤達太君) この保険に掛けられます金額が三百万ということに現在相なつております。で、これは金融機関によりまして、債務者預金の多いところと少ないところがござりますが、借金をしておりますと、それは預金から差し引くことに相なつております。したがいまして、一律には申し上げにくいのですが、私ももでサンプル的に調べてみましたところによりますと、これは高額の預金を持つておりますので、三百万までは保証されますので、人数と言えば全員といふことに相なるかと存じます。ただ金額的に見ますと、ただいまの一口当たりの預金の水準等から考えて、まあ八割方のところは保険がなされるんではないかと、こういう感じでござります。

なお、これは悉皆調査をいたしておりませんので、ややラウンドの数字で恐縮でございますが、あるいは国民の貯蓄水準等から見ましても、その見当ではないか、金額的に見まして、人数の方は先ほど申し上げましたように全員が均てんする、

ございます。したがいまして、ほかの三百五百万以上の人には元本も保証されない、切られてしまふという状態でござりますので、そこはやはり元本の方をなるべく高めに保証するということが大事なんではなかろうかという考え方をとつております。

それから、これは非常に実務的な問題でござりますが、そういう金融機関破産というようなときの預金者への払い戻しということは、迅速にやりませんとなかなか信用機関に対する不安感が増大するというおそれがあります。したがいまして、これは一律になるべく事務的に早く払いをしたいということをございまして、個々になかなか――預金の利率でございまど、期間が違うものでござりますから、その計算に手間取つてゐるというよりは、わかりやすい方法で元本だけなるべく早くと、こういう考え方もいたしたわけでございまして、現在のところはこの方がいいんではないかと私ども考えておる次第でござります。

○鈴木一弘君 法人税について最初ちょっとお伺いをしておきたいと思いますが、東京都新財源構想研究会とか大阪の地方税財政制度研究会、こういうところで大企業の法人税負担率が非常に不當に低いという、こういう指摘がされております。その理由としては、大法人ほど配当の割合が大きいから、配当課税課税によつて実効税率が低くなつてゐるんじゃないかな、そういう点と、二つには、課税所得という点で、準備金、引当金、こういうもののでの損金算入が多い、結局利益の非課税ということになるわけでありますから、そういう点で現行の法人税法というのは、大企業に有利であつて、大企業優遇ということである、こういうことが指摘をされておるわけです。

その点、大蔵省の見解はそんなふうな見解をとつていいらしいのですけれども、そういう点でござつて、利子の問題につきましては、一つは、まあ理屈ばく申し上げますと、保険の対象――利子と保険の対象とするのにささか元本の場合とは趣を異にする、やや性格が違うという感じが一つござります。

それから実際問題といましましては、この保険機構が発動いたしまして三百五百万払うという事態のときは、その金融機関は倒産をしておる状態で

御提出しましたように、昭和四十八年度で租税特別措置が実際の法人の負担にどういう影響を及ぼしておりますのかということをお示ししたつもりでございます。したがいまして、もちろんそういう租税特別措置が、それなりせばの負担を少しく変えておることは事実でございます。ただ、いまおつ

しゃいましたように、たとえば東京都新財源構想研究会などで言われておりますものは、少しく私どもと見解を異にいたしております。

その第一は、いまおつしやいましたように、いわゆる配当課税率が負担を変えておるということで、これは大法人に有利とあるという指摘があるわけでござりますけれども、それにつきましても、実は法人税の基本的な仕組みについての見解が違うということでございまして、配当課税率を三十六年に設けましたときに、実は受取側においてそれに対応する調整措置を講じたつもりでございます。

と申しますのは、先ほど来いろいろ御議論のございました個人の受取配当についての配当控除率を、配当課税率を設けましたものに対応しまして、四分の一削減をいたしました。それから法人が株主であります場合にも、受け取りました配当を留保いたしましたときの益金不算入率を四分の一削減をいたしております。したがつて、両方は相伴つて見ていただかないとい、出した方ばかりについてそれは大企業について優遇をし過ぎておるということにはならぬと思つております。

それから、いわゆる課税所得の範囲といたしまして、準備金につきまして、私どもはもちろんこれは租税特別措置として考えておりますが、この種の研究においては、往々にしまして引当金までそなつては、やはり債務性、評価性、いずれの引当金にいたしましても、これは課税所得を計算します場合においては配慮しなければならないものだと思っております。

もちろん、その率につきまして、果たして妥当であるかどうかということは、われわれも十分実

轉等に徴しまして検討を續けなければならぬ問題でござりますけれども、根元から全体これを特別措置としまして、課税所得が本来これだけ増加すべきであるという計算はどうも適当ではないとうふうに思つております。

それから、特別償却も租税特別措置としてももちろん考えられるわけでございますけれども、特別償却は、たとえ機械を取得しまして特別償却しましたその年には、確かに納めるべき税額は軽減されるわけでござりますけれども、だんだんその後その装置が稼働いたしております期間に応じまして漸次その軽減されました税額は、償却額の減少という道を通じまして税額は取り戻されるわけになります。したがつて、言われるほどに特別償却というのは軽減しばなしといふものでもございませんから、その問題についても、やはり取り扱いを、いま、その研究会等でやつておりますようにやるよりも、やはりそういった配慮をすべきではないかというふうに思つております。

○鈴木一弘君 昨日の大蔵大臣の答弁でも、租税特別措置については合理的な整備というんですか、そういうものを考へないわけにはいかない。いわゆる法人税そのものを見ても、税率とかそぞういうものだけをじつしていくという量的な問題から、やはりいまの答弁にもあつたですけれども、どこまで一体益金に入れたらいいか、どこまで損金に入れたらいかという問題も出てくると思いますし、そういう点の質的な変化というか、こういうのをかなり徹底した検討をやらなければならぬところに来ているのじゃないか、こういうようにも思われるを得ないのですけれども、そういう点、当局としてはどういうようにお考へですか。

○政府委員(中橋敬次郎君) 昨年この課税所得が一体諸外国におきましてどういうような状況であるかということについて調査をさせました。いろいろそれに基づきまして、また今後も検討しなければならない問題がございますが、まず第一には、先ほど申しましたように、引当金について、常に実績率と現在認めております率との乖離というも

いう問題を取り上げなければならないと思つております。それから、第二番目には準備金の問題でございまして、これもやはり戦後のわが国の経済が、企業の内部留保というものを高めるという必要性を非常に痛感しまして、かなり各種の準備金を設けてきたことは事実でございます。だんだん内部留保が高まるにつれまして、漸次この準備金についても縮小をしなければならないものについては手をつけてきたつもりでござりますけれども、今後もそいつた方向でこの準備金の洗い直し、あるいは合理的な改廃といふものについて私どもは努力しなければならないというふうに思つております。

特別償却につきましては、実は先ほど申しましたように、それにふさわしい機械、装置がございますれば、特別償却をするということによつてかなりメリットをつけるということも、税負担の観点からは、実はそう心配をしなくていい問題でござりまするから、やはり適当な機械の選択という問題として私どもは考えて直していかなければなりません、こういう考え方でございます。

○鈴木一弘君 これは夜の大臣のときにも、もう少し法人税のことでは根本的な問題で触れていたいと思うんですけれども、その前に法人税といふのは一体どういう税金だということだと思うんですよ。法人の利潤に対する課税なのか、いわゆるなぜそこにかけるかという根拠ですね、つまり法人の企業、それに対して政府がいろんな形のサービスをしている、道路運送でも何でもそうですけれども、そういう意味から、それが特別の利益じやがないかということから取るのか、あるいはどういう根拠でそういうことになると思うのです。利益に対する取扱いと同様になつてくるわけでしょう。そういうところが、これはこの性格が一

○政府委員（中橋敬次郎君） いまお示しの問題については非常に基本的な問題でございまして、法人税の課税根拠ということでございまするが、法人というものは、やはり法律上与えられました人格をもとにしまして経済活動をやるものでございまするから、そういういわば國から認められました特別の資格というものについて税金を納めるべきであるという説もございますし、また社会的、經濟的に、最近の状況のように一個独立の主体としまして相当のことはやっておるではないか、やはりそこには担税力を見出すべきではないかといふような論もございますし、またお話をようやく聞きました。いろいろな根拠を求めるながら、やはり何といましても、諸外国とともに、最近の法人の経済活動、社会活動が大きくなつてまいりましたから、そこに法人税という形で課税をすべき根拠があるということで課税しておるのが例でございます。

その場合に、一体それではどういうような課税標準をそこにとつたらいいかという問題がござります。一つには、もちろんわが国の法人税のよろ利益といふものを課税標準にいたしまして、やはり法人税の課税根拠がそういった活動に着目するということをございますが、それを一番端的に表現をし、また担税力を如実にあらわしておるというもののとしまして利益といふものをとるというのが一番考え方やすい道でございますし、各国ともそういうことを第一次的にはとつております。しかし、それだけにももちろんとどまるわけにはまいりませんで、先ほど言いましたようないろんな性格をちょっととここで伺っておきたいんですが。

○鈴木一弘君 この間の為替差損なんかあつたときなど、実際には私どもは利益があるなと思われても、地方税の徴収なんか見てみると、四千円ぎりで終わっているような大企業がいっぱい出てきませんけれども、そういう考え方でいろいろ考えていくのが適当ではないかというふうに考えます。

固定資産についての負担を求めるとか、あるいは営業活動の大きさを、売上高でございますとか、たとえば従業員の数でございますとか、店舗の面積でございますとか、そういうようなことはありますのが、私は一つのやはりそういった形での企業に対する課税であると思っております。それから、もつと一般的に、たとえば、かつてわが国の地方税法の中に形だけはあらわしまして、ついに実現をされませんでしたけれども、付加価値というものをつかましてみまして、そういうもので企業活動の大きさを全体的につかまして、それで対して課税をするということも考えられるわけでございます。そういうものを、程度の問題もございましょうけれども、いろいろ組み合わせながら法人について応分の負担を求めるというのをしかるべき措置だと思いますが、余り利益に離れた課税をいたしましても、やはり法人がその税負担に長くたまるというわけにもまいりませんから、やはり大きな負担は利益に対する課税という意味において行き、たまたま欠損が生じましたときには、それは前後のある一定の年限に応じて通算をするというようなことでもってそれを調整しながらやってきて、またそれを補完する意味におきまして、先ほど申しましていろんな形態の事業規模を示すような指標をつかまして課税をしていくというのが、やはり法人に対する課税の根本原則とまではちょっと申すのは妥当でないかもしれませんけれども、そういう考え方でいろいろ考えていくのが適当ではないかというふうに考えます。

失をかぶつてあげたような感じですよね。いまの御答弁からはもう完全にこれは法人実在説の感じで私は受け取つてたんです。そういうふうに受け取らざるを得ないような御答弁だつたんですねけれども、そういう点ではこれは今後研究を相当して、はつきりしたものをつけむところにきてると思うんです。このことについては夜またやります。

ひとつここで、よく法人税を増徴する、あるいは法人税をふやしたい、こういうことになると必ずそれは商品の値段にはね返るのではないかといふ声があります。これはどう見ても私ども商品価格の中に組み込まれてくるような感じもしてならない。組み込まれないようにやる方法だつてあるんじやないかということ、そういう点はどうかということをひとつ伺いたいんですが、考えてないかどうか。

○政府委員(中橋敬次郎君) 法人税が価格に転嫁

をされるかという問題もこれも非常にむずかしい

問題、いろんな説があるところでございます。仮

に、直接には価格に転嫁されないで、いわば法人

の内部留保について帰着をすると、それが法人の

拡張を抑えるというような意味にとりましても、

やはりそういうものは本来法人税なかりせば

もつと大きく拡張ができまして、それが生産を高

めて、それによつて価格の低落を生じ得たであ

ると思われますのに、拡張の源泉を若干縮小す

ることによりましてそういうスピードを抑えると

いうことから言いますれば、やはり何らかの影

響は価格に及ぶと、いうことも認められるわけでござります。しかし、そういうかなり迂遠な形でないならば、法人税が価格に転嫁されるという問題は、そう早い時期に考へる必要はありませんし、また独占というようなことに対する措置が十分行われますならば、法人税がすぐさま価格に転嫁するというようなことは余り考えなくても私はよろしいんではないかというふうに思つております。

○鈴木一弘君 これはいろんな利潤に応じてかけられるとか、そういうことで転嫁されない方法もあ

るだらうという説もあるようありますから、今

後検討を待ちたいと思いますが、ここでちょっとひとつこれは租税特別措置に入るかと思いますが、お伺いしたいんですけど、具体的な問題ですけれども、現在建設省関係の建設業界で五社、マンションとか宅地とか、こういうことでのいわゆる前受け金等についての保証の会社がある、あるいは百貨店の業界や何かでもいわゆる二つぐらい、これは通産関係であると、友の会というやつですね。何とか、デパートのような友の会、こういうところで前受け金を受けたりなんかしたりしてそ

ういうものが保証をする。そういうことでひとつこの点で、ここには冠婚葬祭の互助会というのがありますけれども、これの互助会がつくっている通産省の受託機関としての保証株式会社といふのがある。こういうのが業界と銀行とで五割五割で資本を出したようですがれども、御承知と思いまがれども、葬式の場合だと、下手するといづれん遅きに安くやるとか、結婚式のときに安くやるといふことです。結婚式などは大体積んでから十年も二十年もたつてからというのではないと思いまがれども、葬式の場合だと、下手するといづれん遅いのも出てくる。金はもらっちゃつてあるといふことですけれども、そういう点では非常に公共サービス的といいますか、公益的というような面がわれわれには強くあれは感じられるわけです。それが前受け等によつてもしものことがあつてはならないといふことで、保証会社をつくつて積んである。赤字のときはあれでしょけれども、黒字になつてきだら今度はこれはどうしても法人税ということになれば実効税率は四八%くらい両方で取られるわけですね、地方税とでは。それではいざというときに、今度はいわゆる異常状態が発生するとかあつたときには、保証機能といふものは働くくなるじゃないかという心配がありますけれども、私もこの点はよくわからんあります。そういう点を聞くと確かに公益的なといいますか、公共性の性格の強いというか、そういうものだけに、何らかの方法はこれは将来

考えなきやいけないんじやないかということを思ひますが、その点いかがですか、何か。○政府委員(中橋敬次郎君) いまお話しのようになります保証会社について何らかの配慮をするということになりますと、何か特に異常危険がありますときに備えてやるということであれば、保険会社について認めておるような制度といつのは考えられないことはないわけでござりますけれども、その種のものについて、実はたとえば割賦販売の前金保証会社とか、宅地建物取引業法の前受け保証会社というようなものについてもいろいろ検討をいたしましたけれども、どうもその異常危険、異常損失が発生するといふほどの実態がまだないわけでござります。まだそうあってはなかなか困るような話でございましようし、確かに若干のそういう損失というものが発生することもございましょうけれども、それは年々の通常の経理でもつて吸収できる程度でござります。したがいまして、どうも異常危険準備金といふようなものをその種のもの、冠婚葬祭の前金保証を行う場合にも同じでござりまするけれども、そういうものを認めるというのはどうもまだそこまでの実績を認めないのでござります。公共工事の前払い金の保証会社につきましても同様な問題がございまして、異常危険準備金を認めておつたんだござりますけれども、その後の実績を見ましても、異常損失といふものの発生がほとんどないといふことでござりますんで、今回租税特別措置といふものをおひとつ整理するものの中に入れて、廃止をするように御提案を申しておる次第でござります。

○鈴木一弘君 租税特別措置の中で、老齢者年金の特別控除の問題ですが、この引き上げがあると、こういうことで、十八万円ですか上がるといふことですから、老年者の場合夫婦一人で、その他の基礎控除、こういうものを合わせて一年収入でございますが、何らかの制度をつくつて税金を安くするという理由があればともかくございますが、やはりその計算で、それそれの段階におきまして利益が出そうでございましたら、余りそれぞの料金を高く取らないよう、そういうことで、むしろみんなで安くこういう制度をつくつていただく方が望ましいわけでございまして、利益は出ますます。したときには検討をいたしたいと思っております。

○鈴木一弘君 租税特別措置、われわれもすいぶん批判をするわけですから、租税特別措置自体が、いわゆるいままで批判されていたよつた企業の優遇とかなんとかといふことよりも、やはり国民の福祉の向上、充実という面等にウエートを置くということは、これはひとつ大きな役割りだと思います。そういう点で、普段の結婚式じゃ大変であつたり、葬式でも大変ですけれども、それが、あつたときには、基礎控除全部入れて二百二万四千円が課税最低限になりますと、年金のみを受領いたしております夫婦で二三百六十万円までが非課税になつていくのか。○政府委員(中橋敬次郎君) 今回御提案申し上げております改正案全部が実現せられるといつしますと、年金のみを受領いたしております夫婦で二三百六十万円までが非課税になつていくのか。○鈴木一弘君 二百二十万ですか、基礎控除全部入れて七十八万、二百二十万ですね。年額七十八万、プラスして二百二十万であります。この適用期限が五十二年十二月三十一日、こうしたことになつております。それ以後については、今度はこの特別控除額を引き上げると言うんです。それとも二年」とずつの見直しをしていく、

毎年の見直しをしていく。これでは五十二年十二月三十一日ということで、あと一年間待たなければ変わることになります。その点いかがですか。

○政府委員(中橋敬次郎君) 老年者年金特別控除制度と言いますのは、四十八年一月一日から設けられた制度でございまして、年金問題を総合的に判断をいたしまして、本法でどういうふうにするかということの研究をする期間としまして、暫定的に昭和五十一年の年末までこの制度をとっておるわけでございます。ただその中におきます金額は、やはり年金の水準というのを考え、ときどき見直しをしていかなければならないと思っておりますし、また今年度の改正におきましても、六十万円から七十八万円に大幅に引き上げるというようなこともお願いをいたしておるわけでございまするから、そういうふうな見直しをこの制度の中におきましても、その期間内におきましても、今後とも続けなければならぬと思つております。

○鈴木一弘君 御承知のように、これから日本の人口の形態も、老齢者の人口がいまよりふえてくると、こういうときでもありますから、その点、この老齢者年金特別控除と、それから老齢者のふえてくるということとの関連、この辺は十分考えて今後ともお願いをしたい。

以上です。

○近藤忠孝君 最初、国税庁にお伺いしますが、最近、税務指導連絡協議会とか、今までの青色申告会のほかにも一回り範囲の広い税務署への協力団体が各地で組織されておる、こういった状況を聞いておりますけれども、その実態はつかんでおられますかどうか。

○政府委員(横井正美君) いわゆる税務の協力団体の実情でございますが、これは各地域によりましていろいろその事情なり、あるいは歴史的な経緯なりがござります。そこで、私どもは各地域の実情に任せまして、自主的に判断してやつてしまふようにという指導をしておるわけでございま

す。ただ、全体的には御承知のように、昭和二十二年に申告納税制度が発足いたしましてから、制度の趣旨にかんがみまして、民間の協力を得て申告納税が着実に実現できることが望ましいわけでございますので、私どもはそういう協力団体の育成に努めておるところでございます。

○近藤忠孝君 そうしますと、育成に努めているをしていると、いまもしておると、こう承つてよろしいでしょうか。

○政府委員(横井正美君) 御承知のように、申告納税の適正な実現のためには、やはり納税者が税法の知識でござりますとか、あるいは帳簿の記帳能力でござりますとか、そういうものが必要でございますが、これはなかなかにして得られるものではございません。特に中小・零細企業等につきましては、非常にこれらの知識が乏しいというのが実情でござりますので、私どもある程度の補助金等もいただきまして指導を育成しておるということでござります。

○近藤忠孝君 私がお聞きしたいのは、最近特にその点で指導を強めて、そういう協力団体がふえるよう指導しているのかどうかということ。そしてそういう指導に従つて具体的にそれら団体が傾向として、具体的な数は各地に任しておりますからといって、傾向として全国的に増加しているかどうか、この点をお伺いしたいのです。

○政府委員(横井正美君) 全体の計数を持つているわけじやございませんが、私どもそういう方針でやつてまいりておりまし、またそれによりまして、中小・零細企業の方のよりどころができるということことで、中小企業・零細企業の方にも喜んでいただいておりますので、だんだんそういう組織がふえてまいり、かつ喜んでいただけるようになつておるというふうに思つております。

○近藤忠孝君 喜んでおるかどうかは、税務署の方から見た場合と、また納税者から見た場合と大分違うので、これはまた、この後ずっと質問をしたいのですけれども、一面このような団体が各地

にふえているということは、むしろ民間税務署ですね、要するにそういう協力団体が從来税務署がやるべき仕事を肩がわりして、いわば下請してやつておる、そういう面がありやしないか。ですから言葉を悪く言えば、民間税務署をつくつてある、こういう批判もあるわけです。そういう面があるかないか、この点御答弁いただきたいと思います。

○政府委員(横井正美君) 御指摘のような性格のものにならないよう配慮しながらやつてまいつておりますところでございまして、御指摘のようないことはないと信じておるわけでございますが、御承認のよう私ども税務署の姿勢は、だんだんに低くいたすよう努力をいたしております。また積極的に税務署のふところに飛び込む、親身になって御相談に応じるという体制づくりをいたしておりますけれども、何と申しましても、税務署は税務に基づきます権限を持つておるわけでございますから、民間団体の方が納税者により親しみやすいといふ傾向があることは否定できないわけでござります。そういう意味合いから、私どもの仕事を民間が肩がわりをしておることはございませんが、民間側で各種の活動をしていただくということは、より納税者にとって便宜でござりますし、効果的であるというふうに考えるわけでござります。

○近藤忠孝君 便利な面と、それから同時に、税務署がどんどん入ってきまして、必要以上に入つてきて、その面で納税者の権利が侵害されるという面と二つあると思うのです。便利だからいいというものでもないと思うのです。同時に、どの程度便利かという問題がある。

私がもう一つ聞きたいのは、最近幾つかの事例を見ておりますと、具体的にかなり税務署がみずから組織している。むしろかなり立ち入つて組織している例があるよう見られます。そうなりますと、その団体が、果たして税務署と別の自主的な組織の中にある、それこそむしろ下部機構化していやしないかどうかという、こういう問題を感

じるわけです。そこで、まず第一にお聞きしたいことは、そういう協力団体は、税務署とは別に自主的な団体なのかどうか、そういう点で指導しているのかどうかですね、まず第一点。具体的に自主性が損なわれている例がありやしないかどうか、これが第二点であります。

○政府委員(横井正美君) 御指摘の点でござりますが、もちろん民間の団体でござりますから、税務署の組織等から自立をした自主的な団体であるということでござりますし、また、現実の運営においても運営されたおるというふうに考えます。

○近藤忠孝君 そうしますと、税務署としては具体的な運営に介入したり、関与、運営そのものでありますよ、たとえば参考に説明に行くとか、いろいろ便宜を図るという、そういう面はいいにしましても、具体的な会員の構成とか、あるいは運営には一切タッチしない方針である、こういうぐあいに承つてよろしいのですか。

○政府委員(横井正美君) 自主的な団体でござりますので、運営に干渉するというようなことはないと思っております。ただお話をございましたように、納税者にとってそういうサービスを提供するという機関でござりますから、また、これは申告納税制度の運営上好ましい存在でござりますので、志を同じくするものといたしまして、できる限りの応援はいたすという体制にいたしております。

○近藤忠孝君 いま運営に干渉することはないとおっしゃつたんですが、これは運営に干渉してはならないという基本的な立場なのかどうか、いかがですか。

○政府委員(横井正美君) 御指摘のように、運営に干渉してはいけないというふうな立場であると理解しております。

○近藤忠孝君 この点で国税庁にお伺いしますけれども、いまお聞きのとおり、各地にこういう、この種の納税協力団体が相当ふえていい、こういう実情があるわけです。この点は先日参考人とし

て見えた方々も、具体的に課税最低限が一定のところにとどまっているために納税人口がすいぶんふえて、現在の税務行政の陣容ではなかなか抱いて切れない、どうしてもそういう協力的な団体が必要な面が出てくる。これは税理士の方が率直に述べられたわけです。その是非はともかくとして、具体的に今回の課税最低限がこの程度にとどめた関係上納税人口がふえ、かつその結果徴税事務上もそういう問題が起きているという、そういう事実はお認めになりますかどうか。

○政府委員(中橋敬次郎君) 納税者がいろいろ税務について自発的な協力をしていただけることは非常にありがたいことだと思っております。もちろん納税者の数がふえれば、そういう必要性もよいよ高まるることも事実でございます。ただ、これまでの課税最低限の推移から見まして、課税最低限が低過ぎるから納税者がふえたかというと、私どもは実は余りそういうふうには思っておりません。納税者がふえておりますのは、実は給与所得者についてかなりふえております。その理由は、課税最低限もかなり、たとえば給与所得控除の最低限度額を五十万円に引き上げたということです、大幅に引き上げはいたしましたけれども、何しろ最近の初任者の給与の伸びというのがここしばらくの間非常に高いうございましたから、そういうことで課税最低限の引き上げにもかかわらず、給与所得者の数というのがまあ四十九年においては落ちましたけれども、五十年においては少しくふえるというような程度になっております。むしろ、この納税協力を非常にお願ひをしておる方たちといふことは、申告納税者、特に営業を中心としての方だろうと思ひますけれども、そういう部面につきましては、実は余り納税者の数がそんなにふえておるという事情ではございません。しかし、多いことは確かにござりますし、また、その多寡にかかるわらず今後とも納税協力ををしていただくということは、私どもとしてもお願ひをしたいところでございます。

ムードをつくり、その質を上げたいということでおやりになつておるわけでございますので、大変ありがたいことだというふうに考えておるわけでございます。必ずしも納税者の数がふえてまいるのが直接の原因で、そのような協力団体が生まれておるということではないというふうに考えます。

○近藤忠孝君 この問題、具体的な問題点がありますけれども、これちよつと時間の関係で、大臣に対する質問のところでさらに続行したいと思います。

次に、事業主報酬制度についてお伺いたしましたけれども、これ四十九年分から五十年、五十三年分まで時限立法となつておりますみなし法人課税、これ選択した場合の特例であります。この制度を利用している数は全国で何人ぐらいか、業種別に教えていただきたいと思います。

○政府委員(横井正美君) 昭和四十八年分につきまして申しますと、青色申告者総数一百九万七千人に対しまして事業主報酬つまりみなし法人課税を選択している方、これは一万九千九百五十八でございます。四十九年分につきましてはまだ実数がつかまっていないわけでございますが、約二万人ほどふえておるかと思います。

○近藤忠孝君 業種別をちよつと、事業所得と。

○政府委員(横井正美君) 細かい業種別が実は報告を求めておりませんで、事業所得と不動産所得に分かれておりますが、事業所得について申し上げますと、青色申告者総数が百九十八万四千人で、利用人員が一万九千百三十四人、不動産所得が一万二千人で、利用人員が八百二十四人となつております。

○近藤忠孝君 そうしますと、事業所得につきましては一%、それから不動産所得につきましては〇・7%、こういう割合であります。この制度の利用がこんなに少ない理由は何だとお考えになつていますか。

○政府委員(横井正美君) この制度の発足に当た

につきまして周知の努力をいたしたわけでござります。しかしながら、納税者の方々のお考えいろいろ承っておりますと、新しい制度にすぐ飛びつくというのはなかなかむずかしいような事情もあるようでございまして、先ほど申し上げたような低い利用率にとどまつておるわけでございます。しかしながら、その後翌年には一万人ふえておるなどで、今後着実にふえてまいるのではないかというふうに考えておる次第でございます。

○近藤忠孝君 この利用者が少ないので、この制度を利用してもメリットが少ない、つまり実質的に減税にならない、そういう面と、もう一つは、複雑な記帳が要求されておつて、手続も煩瑣である、こういう面がありやしないかと思ひますけれども、その点いかがですか。

○政府委員(横井正美君) メリットの面につきましては、税制が改正されます段階でいろいろ御審議をいただきまして、既存の青色申告者、あるいは法人その他とのバランスを考慮しながらでき上がった税制でございますので、執行官庁でござります私から余り口を差しはさむわけにまいらないかと思うのでござります。後段の問題につきましては、従来青色申告をなさつておる方でございましたならば、移行にそれほど困難があるわけでもないというふうに思ひますので、その面につきまして私ども関係者の方から大変むずかしいという御批判はいただいておらないように記憶をいたしております。

○近藤忠孝君 この点について専門家である公認会計士や税理士がどの程度その制度を利用しておりますか、これはあらかじめ質問出しておきましたけれども、回答では統計をとっていないので不明である、こういうことです。そこでお聞きしたいのは、統計をとつていいですけれども、税理士さんなり、あるいは公認会計士がどの程度、たとえば何%ぐらい、おおよそ利用しているかどうか。この面いかがでしようか。

○政府委員(横井正美君) 全体的にまだ利用率が

は公認会計士の方がどの程度か、全く資料ございませんのでお答えできません。

○近藤忠孝君 私たちの調べているところでは大変少ない。いわば先ほどこの制度の内容を周知させるための努力をしているということあります

が、しかし、そうであるならば、これが本当にいい制度であるならば、特に公認会計士、税理士、この道の専門家である人がこの制度を十分に利用し、かつ人にも勧めるだろうと思ふんです。ところが、実際にはこれは余りその分でも適用されない、利用されていない、こうなりますと、実際にはそれによってみんなが望んでいるような節税にはならないということが具体的にあると思うんです。いや、逆にそれどころか、この制度が現在の経済情勢とあわせまして大きな問題点を持つている。たとえば事業主の給与をこれを、自分で決める制度でありますから、しかし、一度決めてしまいますと、後で勝手に操作をしては困るというわけでしょう。これはそういう指導をしておりませんね。そういう基本方針で臨んでいます、となりますが、一たん決めた給与がその途中で変えるわけにいかぬものですから、今度不況で、しかも金融引き締め、こういう状況の中で、経営が苦しくなってきた場合、やはり給与は給与で動かせないものですから、ますそれについて課税がある、全体になりますと赤字である、となりますと、決めた給与だけ実際には損をするんじゃないかな。

こういう面で具体的に多くの小さい企業では、この制度は利用するに逆に損をする、よけいに税金を払わなきやいかぬ、こういう面があるためにかえって敬遠されているんじゃないかな、こういう面があるんだと思いますけれども、実際いかがですか。

○政府委員(横井正美君) 第一の点でございますが、減税になるということのはかに、この制度の採用に至りますまでの過程を振り返ってみますと、いわゆるその企業と家計の分離というふうなことが青色申告をなさつておる多くの納税者の御希望であったわけでございます。これをいろいろ

検討いたしました結果、今日の姿でまとまつたわけでございますので、そういう企業と家計の分離という面から見ますと、かなり前進した姿になつておると考えてよいのじやないかと思います。

第二に、報酬の問題でございますが、御指摘のよう前に前年末に報酬を定めまして届け出をいたしました。その後改定ができないというような点は、一部の方から御意見がないわけでもございませんけれども、まだ制度が発足後間もないことでございまして、大幅なベースアップというのがそう今後も続くわけのものでもございませんので、私どもいたしましては、前年末に報酬をお決めいただいて、それを毎月きちんと取つていただ

く、そしてそれに伴う源泉徴収もやりになると、いうふうなことで、しばらくの間は運用していたただくようにお願い申し上げたい、こう思つておるわけでございます。で、いまのところ年度途中で報酬が改定できないから大変困るというような声が大きいようには実は聞いてないわけでございます。そこで、それに伴う源泉徴収もやりになると、いうふうなことを考えたらいいのかということになりますればまた意見があると思いますけれども、今日の私どもの、特に法人税の課税所得をどういうのか、あるいは納付税額とのかかわりをどう見るのか、これは税制の側の判断だらうと思います。一応こういつたぐあいに分けながらお伺いしたいと思うんですが、よろしくございましょうか。

○政府委員(中橋敬次郎君) 結構でございます。

○栗林卓司君 そこで、企業の側ではなくて、税制の側で考えたとしまして、幾つかの減価償却方法が法律に書いてござりますけれども、定率法と定額法と比べて考えてみたとき、税制の立場とするとどちらの方が妥当だと考えればよろしいんでしょうか。

○政府委員(中橋敬次郎君) 今日の税制の立場から申せば、いずれでも企業の選択するものを継続的に適用していただければそれでよろしいという立場でございます。

○栗林卓司君 もちろんそなんですが、減価償却方法を示例的にこうお出しになつてある一番最初に定額法が書いてありますから、そちらの方を中心としてお考えかと思ひながら施行令を見ますと、企業の側があえて指定をしない場合には定率法による。そちらの方を主として選択するようにも読めるわけです。その意味で、大変制度としてはこれは違っているわけですから、税制の立場でどちらの方を主として見ていく方が妥当なのか、従来の経過は経過としておきながら御見解を伺いたいと思います。

ただ、個人の方、所得税の方は、そういう場合

をどうやって調達をするかという面がその裏側ではあるかと思います。もう一つは、納付税額とかかわりを持つわけですから、それとの見合いで、頭に置きながら考へてまいりますと、減価の中はどう考へるか、おむねこの三つを減価償却の中にどう配付をするのか、償却資産の再取得価格をどうやって調達をするのか、これはそれぞれの企業の側の選択の問題だらうと思います。ところが、損金としてそれをどうやって配付をしていくのか、あるいは納付税額とのかかわりをどう見るのか、これは税制の側の判断だらうと思います。一応こういつたぐあいに分けながらお伺いしたいと思うんですが、よろしくございましょうか。

うふうなものを考えたらいいのかということになりますればまた意見があると思いますけれども、今日の私どもの、特に法人税の課税所得をどういうふうに形成すればいいかという場合には、企業がとつております公正妥当な会計処理の方法といふのが確立いたしておればなるべくそれに乗つたいていこうというのが、この四十年來の態度でございます。

したがいまして、企業がいざれかを選んでくれればよろしいんでございますが、どちらかと言えば、定額法の方がいわば安定性を高めるような感じでございまして、定率法の方は企業の、先ほどおっしゃいました資金調達の面を援助しやすいとうようなことがあります。

○栗林卓司君 すると、いまの御説明ですと、ちよつとうまいぐあいに条項が見つからないんですねが、指定しない場合に定率法によるとあえてお書きになつた経緯はどういうことだつたんでしょうか。

○政府委員(中橋敬次郎君) 特に法人が選んでいない場合には、おっしゃるように定率法を選定するということになつておりますが、それを決める書類になつた経緯はどういうことだつたんでしょうか。

○栗林卓司君 するに、いまの御説明ですと、ちよつとうまいぐあいに条項が見つからないんですねが、指定しない場合に定率法によるとあえてお書きになつた経緯はどういうことだつたんでしょうか。

○政府委員(中橋敬次郎君) 特に法人が選んでいない場合には、おっしゃるように定率法を選定するということになつておりますが、それを決める書類になつた経緯はどういうことだつたんでしょうか。

ただ、個人の方、所得税の方は、そういう場合には、むしろ安定性といつて重点を置きました。余り資本的支出もないということも前提となつたんだろうと思ひますけれども、定額法をとつております。

○栗林卓司君 これは、どちらに決めるかという、なかなか決めようがないような話なんですねけれども、損金というのは益金と見合う概念なんだ、「応そうは考え方の気がするんですけどけれども、益金というのは、事業活動とある相関の関係にあるんだろうと思います。当然、損金の方も、事業活動との相関においてつながりが求めやすいようなことはなっていなきやいかぬ。そうなると、出来高比例法の方が一番見合つかもしれませんが、これは実務上計算不可能ですから、そうなると、耐用年数の間おおむね事業活動は均等であるというてますをとるのか、事業活動はおおむね幾何級数的に低下をするたてますをとるのか、こう考えますと、先ほど来安定性と言われていますけれども、制度とすると、本当は定額の方が税制としては一番なじみやすいんじやないかと思いますが、この点御所見はいかがですか。

○政府委員(中橋敬次郎君) 定率法の場合には、企業の活動が急速に落ちるということよりは、むしろ機械装置の減価がどのよくなライインを通じて落ちていくかという問題だと思います。

それで、定率法の方は、一つの機械の現在価値を見出すということでいたしますれば、確かに一年目はうんと落ちるという方が実は実態に合つた感覚ではないかと思いますけれども、そういうことにいたしますれば、やはりコスト計算でいわば年々違つてしまりますから、定額法の方が、そういうコストの面から言いましての安定性という意味で、まあ私はそれにふさわしい制度ではないかと思いますが、それならば一体定率法をなぜ認めたのかといいますと、最近におきます機械の進歩とかその使用状況とかいうようなことを考えますれば、各国とも定率法を採用いたしておりますので、わが国もそういう風潮に沿つて定率法を探したんじゃないかというふうに思つております。

○栗林卓司君 昨今の技術革新の中で、経済的ならぬも含めていかがであろうかというのは、どちらかというと耐用年数の面で主として配慮して

いくことだと思いますし、それから各国の税制を見ても、全部ではありませんけれども、いただいた手元の資料で見ると、定額法の方を主として書いてある。定率法については、選択はしながら制限的な条項がついているという書き方が多いように思えるんです。外国がそうだから、したがつて定額だと、こういう議論をするつもりはございませんよ。ございませんけれども、今度見方を変えまして、以下申し上げるような角度からこれを見ていったときに、計算の都合から定率が便利なんだということではなくて、定額の方を主として見ていつた方がこれからはいいんではないかと感じがするんですから、以下御説明しながらお伺いしていきたいと思います。

それで、なぜこう申し上げるかといいますと、経済政策の面で考えますと、定額法と定率法では、償却資産の再取得費用を調達する調達能力に大きな隔たりが出るんじゃないかな。——首を振っておられますから言わんとする意味はもうおわかりだと思うんですけども。これが実は、民間の設備投資を非常に拡大してきた税制上の一つの要因だったんではないか。で、これから経済のパターンが変わってくる、しかも、コストという面で見ますと、例の独裁法の議論ではありませんけれども、那辺が妥当なコストなりや否やという点になると、これからは定率ではなくて、定額の方に比重を傾けた見方を税当局としてもしていく方がなじむのではないかと思いますが、この点についていかがですか。

○政府委員(中橋敬次郎君) 確かに、再取得資金の調達という点から考えますれば、おっしゃいますように、定率法の方がはるかに有利でございます。むしろ景気政策と申しますか、経済情勢の方向づけというような観點から申しますと、定率法について、ある場合にはそれを左右し得るような道というのが一つ必要かもしれません。たとえば外国におきましても、景気が過熱をいたしましたときに、通常の場合には定額法の二倍までは定率法を認めるというような原則をとりながらも、時

にはそれを一・五倍までに制限するとかいうようなことで、巧みにそういう景気調節作用をこれによつて行っておるということからも、おっしゃいますような調達資金という問題を関連づけておると思つております。

今後、わが国の経済情勢がいわゆる安定的な方向に進むから税法上の償却方法もそれに合わせたことでつくりかえる必要があるのかということになりますれば、私は、それは企業の方の判断で、まずはやっぱり企業としますれば、当面コスト高になりましても将来の値下げというよくなことを含みにいたしまして考えたり、あるいは調達資金をできるだけ早く確保しておく、いずれに転んでもどちらにでも動けるというよくなフリーハンドを得ておきたいというよくな気持ちの人もあるだろうと思ひます。したがいまして、そういうのはやはり企業の選択に任せることにいたしまして、税制上は今日のような形を続けていくのがいいのではないかなどということをまあいままでの実は思つておりますし、それどころか、確かに、今後のやり方としまして、定率法について、場合によりますれば、そういう限度を隨時置けるような制度というものは確かに研究に値するものだと思つております。

午後四時三十六分開会

○委員長(検査官太郎君) ただいまから大蔵委員会を開いたします。

所得税法の一部を改正する法律案、法人税法の一部を改正する法律案及び租税特別措置法の一部を改正する法律案、以上三法案を便宜一括して議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○辻一彦君 大麥總理忙しいところを出席していただきました。税制全般と財政金融等につきまして若干の質問をいたしたいと思います。

現代財政の国民経済における役割りとしまして、第一は、資源の適正な配分、第二は所得の再分配、三つ目に経済の安定化、四つ目に適度の経済成長の実現、これを果たすことが期待されております。このうち二つの所得の再分配は、財政支出面における社会保障費等の給付と並んで、税制の最も重要な機能の一つに挙げられていると思います。

そこで、狂乱物価以来のインフレはまだ終わらずに二けた台の物価上昇と、こういう状況であります、こういうインフレほど所得の低い層がこの影響を受ける。実質的に所得の格差がどんどん拡大をしていくと、これはもう財存じのとおりであろうと思います。そこで、税制面において、またこれから続くインフレの所得格差の拡大を從来よりも力を入れて是正をしていく、所得の再分配の役割りを果たすことが強く要請をされておると思います。そういう中で、五十年度の税制改正案を見ますと、税が本来持っている所得再分配の機能を十分發揮していない。むしろ減殺をして、結果的には不公正を拡大している面がかなり随所に見受けられるのではないか、こういう観点から私は二、三の質問を行いたいと思います。

第一は、利子・配当所得課税についてであります。

午後四時十一分休憩

○委員長(桧垣徳太郎君) ただいまから大蔵委員会を開いたします。

所得税法の一部を改正する法律案 法人税法の一部を改正する法律案及び租税特別措置法の一部を改正する法律案を便宜一括して議を改正する法律案、以上三法案を便宜一括して議

質疑のある方は順次御発言を願います。

ただきました。税制全般と財政金融等について若干の質問をいたしたいと思います。

て、第一は、資源の適正な配分、第二は所得の再分配、三つ目二経済の安定化、四つ目に適度の経済

ります。このうち二つの所得の再分配は、財政支

の最も重要な機会の一例を以下に示します。

すに二けた台の物価上昇と、こういう状況であります、こういうインフレほど所得の低い層がこ

拡大をしていくと、これはもう御存じのとおりであらうと思ひます。そこで、脱削面において、さ

よりも力を入れて是正をしていく、所得の再分配

すが、まあ社会的不公正、これを是正する最大の項目に挙げられておりますのが利子・配当の優遇措置、これであります。今回の措置によつてこれが二五%から三〇%に上がつてゐる。あるいは個人の受ける割引債の償還差益については一〇%から一二%，これは上がりました。しかし、そのほかの措置はすべて五年の適用期限がそのまま延長されていると、こういう状態にあります。私たちが日ごろ主張しているところの利子・配当の分離課税の廃止は依然として残されたままになつております。こういう点から、この制度は非常に税負担の不公平を持つておると、このように思いますが、まずこの点について總理としての御見解を伺いたいと思います。

○國務大臣(三木武夫君) 私も辻さんと同じように利子・配当の分離課税よりも、総合課税という方が好ましいと考えておるわけでございます。それなら好ましいのになぜやらないかということになるわけですが、どうも配当もありますけれども、利子ですね、利子といふものはなかなか御承知のように把握しにくいわけですからね。だから、五年間という、五年以内にいう、何とか完全に把握できるような方法を検討して、そうして早く総合課税の方に移れるようにしたいということですが、これが最善だと思っていいわけです。五%上げて三〇%にいたしたわけでござりますけれども、しかし、でき得べくんば総合課税が望ましいということには、私どもそのように考えておるわけでございます。

○辻一彦君 細かいことは抜きにして、四人家族で現行百五十万が百八十三万円に引き上げられた、配当だけで暮らしている人は不労所得が三百五十七万が四百四十九万円とここまで課税されない。片方では汗水を流して一生懸命働いて、そして、百八十三万を超えるれば課税、月にしますと十五万、これはもう生活の経費ぎりぎりであると思うんです。これをちょっと超えれば課税をされる。片方は座して、不労所得で四百万までは非課税と、これでは私はやっぱし社会的不公正の最たる一つ

ではないか、三木社会不公正は正内閣の看板が私はこのまま放任しておいては泣くと思うんですが、特にこの点を強調されておる總理、これを何とか是正をされる、こういうお考えはないんでしょうか。

○國務大臣(三木武夫君) いま言つたような現実の事情もありまして、これはやつぱり一挙にいわゆるにはいかぬものもあるわけでございますから、これは徐々に租税の面においてもいろいろ是正をしなければならぬものがあることは事実ですけれども、なかなか現実としてはむずかしい面もあるわけでござりますが、利子・配当の総合課税もその一つであるということでございます。

○辻一彦君 一挙にできないとするなら、五年間というのをそのまま延期しておるんですが、これを二年とか三年にまず短縮してこの段階をつけていく、こういうお考えはないんですか。

○國務大臣(三木武夫君) 御承知のよう、辻さんはお考へになつておる利子というものの把握と、いうものは、現実においてはなかなか正確な把握がむずかしいわけです。これを何とかいろいろ国會においてもこの点については御指摘があるわけで、何とか利子というものを完全に把握できるような方法というものを検討したいということで、五年以内に何か把握できる方法を検討したいといふことです。

○國務大臣(三木武夫君) 最初に私が申し上げたように、総合課税が望ましいことは言つまでもございませんから、税調で具体的に検討されて前向きにこれを何とか解消できるような方法を検討いたしたい、税調の議題にもいたす所存でございます。

○辻一彦君 もう一度確認いたしますが、来年の税調で具体的に検討されて前向きにこれを何とか解消できるような方法を検討いたしたい、税調の議題にもいたす所存でございます。

○政府委員(後藤達太君)

五年以内に何か把握できる方法を検討したいといふことでございまして、いまこれを二年とか、三年とかなかなか長い間の利子というものに対してもございませんから、税調において十分に検討をいたします。

○辻一彦君 十分に検討して具体的な成案をぜひ来年の大蔵委員会には出してもらいたいと、このように思います。

第二に、私は預金の目減り対策について若干触れたいと思います。三月十九日、衆院の大蔵委員会で總理は預貯金の目減り対策は必ず実施するとの、こういうように御発言になつておる。このように新聞等は報じております。これは間違いありませんか。

○國務大臣(三木武夫君) 範囲あるいはまた対象

うことは私は理由にはならない段階に來てゐるんじゃないかと思いますが。

そこで、少なくとも来年度のやはり税制の、税調の論議があるわけであります。少なくとも来年をされる、こういう御用意はないんですか。

○國務大臣(三木武夫君) これはやつぱり利子の問題については、いろいろ今まで御指摘があるわけで、いろいろな種類の貯金があるわけで、そして、利子の把握というものはむずかしい、これは問題であることは事実ですから、税調においても十分検討をさせまして、何とかこの問題が解消できるような方法を検討いたしたい、税調の議題にもいたす所存でございます。

○政府委員(後藤達太君)

まだ申し上げる段階にまで至つておらないわけでございます。何らかの形において対象範囲を限つてこれは実行をするということだけを申し上げるにとどめさせていただきたいと思います。

○政府委員(後藤達太君) 私の方でただいま税意検討いたしております。

○辻一彦君 大蔵省が具体的に検討しているという方針を決めて、いま大蔵省でも具体的に検討するわけあるわけですか。それで、少なくとも来年をいたしておるわけですか。したがつて、ここで内容についてこうだこうだというのは、

まだ申し上げる段階にまで至つておらないわけでございます。何らかの形において対象範囲を限つてこれは実行をするということだけを申し上げるにとどめさせていただきたいと思います。

○政府委員(後藤達太君)

そのように、いろいろむずかしい問題がござります。まだいつごろまでと申し上げられる段階ではございませんから、五月の中ですか、五月です。五月とか、こういう自信を持って申し上げられる段階ではございません。

○辻一彦君 どのぐらい煮詰まつているのですか、固められているといつのは。

○政府委員(後藤達太君) どのくらいといふこと

でござりますが、いまお話を出ました範囲とか程度とか、あるいは最近の金融情勢に応じて金融機關の負担ができる限度でございますとか、そういうところを鋭意詰めておるところでございます。

○辻一彦君 具体的な内容や時期については確認はできないのですが、大蔵省が具体的な検討に入っている、このことだけは確認をしていいと思うのですが、總理、よろしいですか。

○國務大臣(三木武夫君) そのとおりでございま

す。

○辻一彦君 すべての問題にはなかなか触れる時

間がないと思いますので、私もう一つの大事な社会保険診療報酬課税の特例問題について触れてみたいと思います。

○國務大臣(三木武夫君) それは当然に、来年度の予算編成をめどにして、そういうことを診療報酬につきましては、二つの問題を早速

○國務大臣(三木武夫君) この医師の所得税に対する特別措置についてはいろいろな批判もあるわけでございますし、また税調においても答申があつたのであります。この点について總理、どうお考えになつておりますか。

るわけでござりますから、診療報酬と、しかしま
あ、特別措置ができたいきさつから考えても、診
療報酬との関連があるわけでござりますから、し
たがつて、診療報酬とこいつをにらみ合わしまし
て、次回の診療報酬の改定の時期に、この問題の
解決を図りたいと考えておる次第でござります。

同様、衆議院の方へも、御出席になつて、非常に週休二日制について前向きの発言をされた。それを受けて三月五日、大蔵大臣が非常に積極的な発言をされて、三月の十九日には、総理が衆議院の方に御出席になつて、このことについて、かなり論議が進んでおるよう伺っております。たとえば二月の四日に衆議院の方で森次官が御出席になつて、非常に週休二日制について前向きの発言をされた。それを受けて三月五日、大蔵大臣が非常に積極的な発言をされて、三月の十九日には、総理が衆議院の方に御出席になつて、このことについて、かなり論議が進んでおるよう伺っております。

○辻一彦君（三月の二十六日ですか）この大蔵委員会に参考人が御出席になつて、いろんな御意見がありました。その中に、政府・税調の会長代理がお見えになつて、答申がたな上げになつたことについて、強い不満の意が公の場で表明をされたわけなんですが、これをひとつ総理、政府・税調の会長代理が、この場でやっぱり非常に残念であります。すると、こういう御発言になつた、その事実をお聞かせください。

題はそういう、たゞぱつと銀行だけ片づけばいいという問題じゃないんですから、閣内においてもそういう問題は相談をいたしまして、何かういうものを促進できるような方法については検討いたしましょうということで、日にちを切って申し上げるようなことは申しておらないわけでございます。

○辻一彦君 三月の十九日に、衆議院の大蔵委員会に總理御出席になつて、そのときに、五十一年度予算案に間に合わず方針を示されたという、こういう報道を私は見ておりますが、少なくもそれらの腹構えで、お取り組みになる御用意はお

○國務大臣(三木武夫君) それは当然に、来年度の予算編成をめどにして、そういうことを診療報酬との問題とらみ合わせて、この問題を解決したいという目標でございます。

○辻一彦君 私は、ちょっとと関連をされる同僚議員もおりますから、問題をちょっとと急ぎたいと思ひます。

同様、衆議院において銀行の週休二日制について、かなり論議が進んでおるよう伺っております。たとえば二月の四日に衆議院の方で森次官が御出席になつて、非常に週休二日制について前向きの発言をされた。それを受けて三月五日、大蔵大臣が非常に積極的な発言をされて、三月の十九日には、総理が衆議院の方に御出席になつて、この二日制は、総理も二日制論者であつたと、こういうことで早い機会に開議に諮りたいと、こういう御発言があつたというように私は聞いておりますが、その早い機会とはいつごろを指しておられるのか、いかがですか。

○國務大臣(三木武夫君) 私が申したのは、私も週休二日制というものに賛成するのですけれども、銀行という場合は、これは銀行だけが週休二日制ということは、いろいろほかにも影響があるわけでありますから、銀行だけということだけではまいらぬ面もあります。そういう点で、この問題はそういう、ただぱつと銀行だけ片づけばいいという問題じゃないんですから、閣内においても、銀行といふ問題は相談をいたしまして、何かこういうものを促進できるような方法については検討いたしましょうということで、日にちを切つて申し上げるようなことは申しておらないわけでござります。

○辻一彦君 いや、私もだから日にちを切つてとは申しませんが、早い機会というのはどの程度の時期を指しておられるのか、これをお伺いいたしました。

○國務大臣(三木武夫君) この問題は、銀行だけというわけにもいかないので、ほかの方にもこれ

は影響力があるわけでありますから、この問題をできるだけ早い期間というのは、いつごろまでかということでおこないましょうが、日にちを切るわけにはいかぬけれども、これはやっぱり一つの大きな問題として提起されてることは事実でござりますから、閣内においてもこの問題は何か解決できる方法がないかというような、前向きといいますか、そういうことで検討いたしてみますというお答えをしたんで、日にちを示唆するというようなニュアンスの答弁はいたさなかつたわけでございます。

○辻一彦君 日は切られてはおりませんが、前向きにぜひ実現をさせたいということであれば、これは早く、一つの突破口になると思いますから、閣内で意見を統一してぜひ取り組んでいただきたい。その決意をもう一度お伺いしたいと思います。

○國務大臣(三木武夫君) これは私も、やはり一つの問題ではござりますから、ほかの関連などもありますから、単純な問題ではございませんが、諸外国でも大体、週休二日制というのは、世界的な傾向でありますし、そういうことでこの問題はわれわれとしても、これをまあ前向きと申しますかね、そういう考え方のもとに取り組んでいくことは変わりございません。

○辻一彦君 次に、私は低成長あるいは安定成長下における福祉の財源をいかに求めるのか、このことについて一、二伺いたいと思います。

過去における日本経済の高成長時代のもとでは、毎年自然増収というものが非常に多かつたと思うんです。言うならば、勤労大衆の名目賃金は引き上げましたが、これがインフレや物価高政策で、実質的にはほとんどが解消されて、それがいろいろな形で、自然増収という形で政府の手元に返ってきてている。これを政府は從来、この増収分をもって財源にかなり充てることができたと思ひます。しかし、今後のいわゆる低成長、安定成長下ではこの期待がなかなかできない。しかし、支出はそうなかなか抑えるわけにはいかない。そすれば、一枚看板でありますところのこの社会

○國務大臣(三木武夫君) これからは安定成長と言われるときには、大きな自然増収ということは期待できません。しかし、一方において国民福祉の充実という社会的な要請というものは、ますます強くなつてくるわけです。そこで、やっぱり根底には、私は社会全体というような考え方でないと、福祉政策というものは充実していけないと。それは一般会計といったて、結局は国民ということになるわけありますから、税金、国民ということになると、社会保障制度といふものを整備していくわけでありますから、どうしても皆が総ぐるみになって、社会保障制度といふものを整備していくという、こういう支えがなければ、社会保障というものは充実していくわけにはいかないのじゃないか。やはりある程度の負担というものは覚悟しなければならない。そういうので、やっぱりこの問題については、税制調査会においても十分検討をしてもらいたいと思っておる次第でござります。一方においては、福祉政策というものをできるだけ重点的に取り上げていく必要がある。まんべんなく何もかもというわけにはいかない。重点的に取り上げることと、そして国民が総ぐるみになって社会保障制度を前進していくというう、そういう考え方のもとに、どのようなやつぱり財源というものが考えられるかということは、税制調査会においても、今後十分に検討をしてもらいたいと考えておる次第でござります。いま新しい付加価値税などの話もございますけれども、いま政府が付加価値税というものを実施しようという、そういうふうな考え方で固まつておるわけではない、いろんな弊害の面もあるわけですから、こういう新しい財源というものを、これで、いつ新しい税金によって求めていいこうという考え方で固まつておるわけではないわけでござります。これは税調においても十分検討してもらいたい、こういうふうに考えておる次第でござります。

設、こういうことについてどうも論議が進まない、こういう感じをいたしたわけあります。政府がギャンブル行政というものに対する基本的な考え方、姿勢、そしてギャンブル税の創設ということについて、総理がどのようなお考えか、ひとつ明確にお聞きさせをいただきたいと思います。

○國務大臣(三木武夫君) いろいろと地方の公共団体のギャンブル税の形で公営の競技の収入を得ているわけですが、いろんな弊害の面もあるし、また財源としての役割りも、財源を確保するという役割りも果たしている一方において、弊害の面もあることは事実でありますので、これは政府の関係各省との関連が多いわけで、これに対しても検討をいま加えておるんですね、事実。それだけれど、まだこうだと、政府のこれに対する検討を加えた結論を申し上げる段階には至っていない。だから、この問題については、総合的な見地からいろいろ今後検討を行つてまいりたい。こ

こでもうこれに対して、右か左かということを申し上げるそれほどの政府でいろいろ検討した結果、いま結論はまだ出ていないと、この問題といふものに対する検討を行つてまいりたい。こ

こでもうこれに対しても、右か左かということを申し上げるそれほどの政府でいろいろ検討した結果、いま結論はまだ出ていないと、この問題といふものに対する検討を行つてまいりたい。こ

○大塚喬君 終わります。

○寺田熊雄君 総理、社会的公正を税の分野で実現をする、ことに所得税の分野で実現をいたしましたには三つの柱があると言われておりますね。その第一は、最低生活費は免税にする、第二には、累進制を徹底していくこと、それから第三は、不労所得には重課していくこと、この三つの建前があるとされています。

それで今回の税調の答申にも、そういう見地から社会保険診療報酬に関する問題、それから土地の譲渡所得、利子・配当所得の課税特例の是正ということを最大の眼目にして政府に答申をいたしました。ところが、その三つの柱のうち、医師の

保険診療報酬の問題は、まあたな上げされたこと、これはいま辻委員の御質問にあつたとおりであります。問題は、不労所得、資産所得重課の点の問題なんですけども、このうちの一つには、先ほど四百四万九千円までが非課税、この不公正については総理、これから検討するという御答弁がありました。速やかな検討の実現をお願いするわけですから、ここに私がひとつお尋ねしたいのは、社会的公正を実現するということがばかりでは

なくて、社会保障財源の一助にもということで、富裕税を創設したらどうかということなんですね。これは御承知のように二十五年、二十六年、二十七年シャウブ勧告で一度実現したことがあります。そのときは、全税収の中に占めるシェアといふものは比較的少のうございましたけれども、しかし、富の再分配という点に着目をいたしますと、

これは社会的公正の確保に非常に役立つわけですね。われわれはこれ少しでもそういうことに国民の感情を満足させることが大事だと思うんですけど、どういうふうなお考えでしょうか。

○國務大臣(三木武夫君) まあ寺田さんの言われることもわかるんですが、この富裕税といふものは、不動産への場合はこれ把握しやすいんですけど、利子・配当の分離課税のときにも問題になつたんですが、なかなか把握しにくい面がありますので、何か把握することが不公平な場合に、こういう富裕税といふようなものは、かえつてやつぱり税の公正を欠く面があるということで、この点はわれわれとしてもどうも富裕税といふものは、そういう税を日本で実施することはどうも賛成できない、こういう立場にあるわけです。把握できな

いんだつたら、非常に不公正なものになつてしまふから、そういう点にこの税といふものは問題があるわけで、今後これは検討はいたしますけれども、いまの段階で寺田さんの御質問に対して、

そういうことを考えていましたというまでいかないんです。その前提にこういう把握というものがやつぱり困難であるという問題があるわけであります。今後は検討いたしますけれども、にわかに賛成はいたしかねるわけでございます。

○寺田熊雄君 総理が把握しにくいと言つた資産は主として有価証券のことを言つていらっしゃるのですか、いかがですか。

○國務大臣(三木武夫君) もちろん貯金の問題もあります、貯金の問題も。

○寺田熊雄君 貯金の問題は、御承知のように無記名の貯金ですね。それから架空名義の貯金、これが非常に把握しにくいで大蔵当局も苦心をしておられるようです。しかし、私は、有価証券の場合、これは比較的捕捉が容易だと考えておるわけです。ただ、貴金属とか骨とうとかいうことになると、これは非常に捕捉は困難でしよう。そこで、諸外国では、主として西ドイツ、スカンジナビア諸国などは現にこの富裕税を創設しているわけです。それからシャウブ勧告の場合も、不動産と有価証券などを主にして、やはり一たんはこれを実施したわけです。ですから、いまおっしゃるよう預貯金、ことに架空名義や、あるいは無記名のものを、これはどうにかして捕捉できるようになつたというのが大蔵当局の念願のようですが、いま現に五年間にその作業を終えようという意気込みで、それによって利子・配当所得の課税の不均衡を克服しようとしておられるわけでしょう。だから、それが困難だからといって、富裕税に足踏みするというのは、ちょっと大蔵当局がそれを克服しようとする意気込みと抵触するわけですよ。私は、やはり以前向きに検討してもらいたいと思いますが、総理その点いかがでしよう。

○國務大臣(三木武夫君) 検討というのは、余り後向きの検討はないわけですから、前向きで検討をいたしますが、しかし、いま言つたむずかしさが現実にあるということは寺田さんも十分御理解を願いたいのでござります。

○寺田熊雄君 まあ、後退ではなくて、前進をし

て検討するというお言葉がありましたから、これは日銀の政策委員会の決定の専権に属するとはいっても、やはり政府の指導やアドバイスが非常に効果的に働くわけですから、日銀の公定歩合ですね、これをやはりこの際引き下げる御意思はないか。その方向に政府が努力なさる御意思はないか、これをあわせてお尋ねしたいと思います。

○國務大臣(三木武夫君) いま寺田委員もおつしやつたように、これは日銀の政策委員会の決定する事項なんで、政府がとやかく申し上げる立場じやないわけですから、われわれとすればまだインフレマインドといいますが、こういうものがなくなつたとは言えないわけですから、まだやっぱり物価は、政府がきょうも消費者物価指数などを、三月末前年同月比で一四%というような数字を、まだどうも物価といふものには底はついたと見らねたいと思います。

○國務大臣(三木武夫君) いま寺田委員もおつしやつたように、これは日銀の政策委員会の決定する事項なんで、政府がとやかく申し上げる立場じやないわけですから、われわれとすればまだインフレマインドといいますが、こういうものがなくなつたとは言えないわけですから、まだやっぱり物価は、政府がきょうも消費者物価指数などを、三月末前年同月比で一四%というような数字を、まだどうも物価といふものには底はついたと見らねたいと思います。

○國務大臣(三木武夫君) まあ、後退ではなくて、前進をし

うんですが、それは私、去る十四日の本会議で總理に御質問いたしましたのですが、總理からそのときお答えがなった問題の一つなんですが、交際費課税の一つは強化ですね。それから一つは広告税の創設という点を御提案申し上げたわけです。

御承知のようすに、交際費課税は、諸外国と比べますと、日本の規制というものが非常に緩いわけですね。銀座の高級なバーとかキヤバレーで遊興するとか、あるいはゴルフに招待するとか、そういうふうなことは諸外国の税制の上ではとうてい許されないことなんですが、日本の場合はまだそういう点で規制が甘いということが一般的なわけです。その問題で私どもは交際費課税を強化しろということと、それから広告費ですね。これは總理は諸外国をあまく周遊していらっしゃるのでよく御存じでしようけれども、日本ほど朝から晩までいろいろな広告のはんらんする国はないわけですね。こういう問題について、やはり広告費が製造原価にはね返って消費者の負担にもなるわけですね。そういう点で、これについてやはり税制の面から規制を加える、そして財政収入への一助にするという点が私は得策ではないかと思つてますが、總理の御見解いかがでございましょうか。

○國務大臣(三木武夫君) 交際費課税に対する御承知のようすに、これは損金の不算入の割合といふものはもう毎年上げておるわけで

すね。四百万円プラス資本金の千分の一といふこと

で、毎年この課税は強化をしておるわけで、も

う年々%が強化しておるわけであります。これ

はやはりもと強化していく方向に私はあると思

いますね。

○寺田熊雄君 さらに強化なさる御意思はないで

しょうか。

○國務大臣(三木武夫君) さらにこう、毎年もう

強化しないときはないわけでして、四十八年度七

五%にしておるわけですから、これはやっぱりも

う少し強化の方向にあると思います。

広告税の課税についてはいろいろ議論のあると

ころでありますが、過剰広告とか誇大広告となる場合は別として、消費者に貴重な情報を提供しておる機能を持つておるわけで、交際費のようには許されないことはなっていいことは御承認のとおりでございますが、まあ販売促進の手段は、企業や業種によって態様が異なりますから、広告費に課税するということにすれば、広告費の比重の高い企業または業種に対する差別待遇に、社会的な批判の対象にはなっていいことは御承認のとおりでございますが、まあ販売促進の手段

は、企業や業種によって態様が異なりますから、広告費に課税するということにすれば、広告費の比重の高い企業または業種に対する差別待遇に、交際費のようすに一定限度以上の経費を否認するということのむずかしさも私はあると思いますね。したがつて、この問題については、まだ広告費の課税というものにはいろんな問題がありますから、こいつを適否というものを決めるところまでには実際いつていいんですよ、これに対して政府が広告税に対してもうするという態度を決定する一つの対象にはいたしたいと考えております。

○寺田熊雄君 そういたしますと、交際費の方は強化する方向で進むということですね。

○國務大臣(三木武夫君) はい、そうです。

○寺田熊雄君 それから広告税の問題は検討するということですね。そうですな。はい。それじゃ終わります。

○辻一彦君 じゃ、ちょっと時間がありますから、私もう二、三點伺いたいと思います。

○寺田熊雄君 一つは、昭和五十年度のいわゆる消費者物価の見込み、五十年度の消費者物価の見通し、こういふものをどのぐらい見ておられるか、まずお尋ねいたしたいと思います。

○國務大臣(三木武夫君) 五十年度の経済見通しも一五%といったときには、ちょっと皆さんに信用をしなかつたわけですね、この三月の消費者物価上昇率を。だけれども、事実そういうことが実現を現実にしたわけです。政府も、この来年度

に対しても、来年度の三月の消費者物価を前年同月比九・九に何とか経済政策の重点をここに置いて物価を、インフレを抑えなければ、これは日本の経済運営というものは健全にならないわけですか

りますので、まあ、いま辻さんの言われたよう

な、そういう実現しなかつたらどうするのかといふことについては、いま、何とかして目標達成のため全力を尽くしたいということを考えておる

わけでございまして、そういう場合が、辻さんの

よって実績の消費者物価が政府見通しを上回ったならば所得税の追加減税を行なうべきであると思いますが、この点どうお考えですか。

○國務大臣(三木武夫君) 財政事情や追加減税といふものが、物価その他に及ぼす影響などを勘案して、そういうことが起こった時点で判断するよりほかないと思います。

○辻一彦君 三月十三日の予算委員会で、福田副総理は不況の問題に触れたときに、最大の杜

に私たちはあると思いますが、福田副総理はインフレにある。インフレが社会的な不公正の原因をつくっている。これは政府自体が私は認めておら

れるところであると思います。そこで、消費者物

価がもし政府見込みを上回る、これはもうその場

合に、まあ、手当が出ますが、これに税金がかかる。それから寒冷地手当、いわゆる寒いところに

公務員等にいろいろ暖房の手当等がつく。これ

にも税金がかかる、課税がある。さらには、雪の深い豪雪地帯ですね、これは村に住んでいる人が

雪のために非常な負担を余分に負いますが、これ

についても何らかの、前者は非課税、豪雪地帯に

ついては税制上の対策を私は講ずるべきではないか

か、これも不公平は正の大きな役割りではないか

と思いますが、この点について最後に御所見を

伺つて、終わらたいと思います。

○國務大臣(三木武夫君) 一般の通勤手当につきましては、通常必要と認められる部分は非課税に

しておるわけですが、いま九千円までは非課税に

しておりますので、実質的には、課税問題といふ

ものは通勤手当については解決されたものと考

えておるわけでござります。ただ、しかし、その限

度額については、通勤費の推移に応じて今後見直

していくつもりでござります。また寒冷地に在住

する職員に対しての生活補給金というのは、職員

に対する寒冷地手当というのは、生活補給金とし

ての性格を持っているので、これを非課税にする

という考えはいまないで。生活補給金であると

いうことで、やっぱり課税対象から外すという考

え方はないわけでござります。

○鈴木一弘君 いま、若干通勤費のことが出まし

たので、私もその問題から入りたいと思います。

通勤手当について非課税をとつておる。確かに

いま総理が言われたように、九千円まで非課税に

なつております。公務員のベースアップに伴つて

これが改定されてきてるんですけども、この

九千円というのが一体どこまで行けるかといふこ

とを、私、ちょっとと調べてみました。東京駅から大磯まで六十七・八キロ、通勤定期は六十九キロで月九千四十円なんです、六十九キロです。しかし東京——上野間が四キロぐらいありますから、そいつ点を考えると、大変な距離だという、栃木県の野木あたりまで、しかし、高崎線で行けば上野から熊谷まで、これは六十四・七キロです。しかし東京——上野間が四キロぐらいありますから、そいつ点を考えると、大変な距離だという、大変というか、わりと近い距離です。しかも二ヶ月でどのぐらいかというと、三カ月で二万七千円だと、三キロぐらい先まで行けるわけですから、しかし、実際問題として、こういうところから通う方が多いことは、御承知のとおりです。宇都宮から来ますと、もう小山あたりでもう満員になつてくる。熊谷の先あたりまで団地ができるどんどん満員の状況です。ということは言えはならないから通勤しなければならないようさせられているわけですね。だれもそんな遠いところから来たいわけじゃありません。しかし、公害問題で東京には住めない、住宅は高いから仕事がないからそういう安いところを搜すなり、最近は公園の団地も遠いところへきてくるわけですね。そういうところから、通勤するとなれば、どうしても費用もかかるわけありますし、それから、私はそういう点ではこれは政治の一つのひずみから生まれたと、政府の政策から生まれてきた感じがしてならない。ですから、先ほどの御答弁せんし、何万円もかかるというようなところから通勤するわけじゃないわけでありますから、思いつつ切つて非課税ということにしていただいた方がいいんじゃないかと思うんですが、これはもうさぞ私は三木善政、本当のクリーンの善政だと思いますので、ひとつお約束をいただければと思います

ども、民間の通勤の手当支給の最高平均月額九千円をとつてゐるわけですね。これはまあやっぱり人事院の調査によるわけでござりますので、これを通勤費といふものはやっぱりいろいろな推移があるわけですから、今後見直しはいたず所存でございます。いまのところ九千円というのを鈴木さんの言われる、これは多いにこしたことはないのですけれども、一応この客観的な通常の通勤費としていまの九千円という程度が適當ではないかと、いうふうに考えておりますので、いまこれを改正する考えはございませんが、将来これに対しても、通勤費も上がつてまいりますから、その推移で見

伺いしたのですが、残念ながら具体的な答弁がなかつたわけでございますが、その一つ一つについてお答えをいただければと思ひますが。

○國務大臣(三木武夫君) 新しい来年度を起点とする新しい経済社会発展計画というものは、これをいま経済企画庁いろいろ検討を加えております。来年度からそういう長期計画を立てて、日本の社会経済の発展を長期的に展望していくということにいたしております。それからどうしてこれから高福祉ということになれれば高負担ということになるわけでございますが、それを安易に公債に依存していくこうという考え方ではないわけで、したがつて、やはりどういうふうに、今までの財政というもう対してもいろいろ洗い直してみるとよりほかに、できるだけ財政の効率的な運営をしなければならぬし、新しい財源を求めるとしているならば、どういう一つの新税というようなものが考えられるか、こういうことも從来の財政のあり方というものに対しても見直しをするとともに、新しい財源を確保するための税収入を増加していくための方法というものに対しても、それを政府のいろいろな諮問機関を通じて、いま鋭意検討いたしております。これで、さしあたりは来年度の予算編成にはその一つのいろいろ検討した成果というものが全部といかないにしても、反映されなければならぬというところで、いま検討をいたしておる最中でございます。

○鈴木一弘君 長期計画の見通し洗い直しまでのわかりますのですけれども、経企庁でやっているので、あとは財政制度審議会等で恐らく論議をされて、大蔵大臣が答弁したように中間報告書を求めて予算編成ということになるだろうと思いつよくて、どういうような、そんなふうにも聞こえますますが、それを求めるについても、一体財政節約し、現在までも国債費が一一一兆もある予算の中では何%くらいまでできるかとか、いまお話をようやくありますから、余り大きくてできないだろうとお答えをいただければと思いますが。

と思いますけれども、しかし低成長となればどうかにウエートを置かなければならぬわけです。新しい財源といつても税収をお考えになる場合、私は何か具体的策がなければならないのだと思うのですね。その具体的な策として、先ほどは富裕税の話がありました。しかしまつては、いわゆる法人の土地の増価、土地増価に対する土地増価税とか、あるいは現在大企業等の持っている土地、こういうものについての再評価をやって、その再評価益税を取つたらどうかということもすでに多くの提言がされてきているわけですけれども、そういう点については総理御自身のお考えはいかがでござりますか。

○國務大臣(三木武夫君) いろいろの新しい税に対する提案というものが、民間においてもなされておることはよく承知をしておるわけです。それに対してはいろいろ一長一短もあるわけでございまして、これは税制というものはただ思いつきではないわけでございまして、財政制度審議会あるいはまた税調などにおいてもいろんな角度から御検討を願わなければ、われわれがいろんな民間の提案というもので、やはり思いつき度ではいられないわけでございまして、今後これは来年度の予算編成ということもあるわけでござりますから、いま少しく時間をかけていただきたいと思うわけにもまいりませんので、今までの意見を聽いて、そしてどのようにして財源を確保するかということについては、十分検討をいたしたいと考えております。

○鈴木一弘君 それで総理は、本会議での答弁で、税の持つてゐる所得の再配分機能、これについては重視をしていくと、全く同感であると、こういう答弁がありました。いまの税の見直しの問題ですね、あるいはいろいろな計画や何かの洗い直しありますけれども、税の見直しや新税の検討ということになつたときに、いまの答弁を、本会議

○國務大臣(三木武夫君) いろいろの新しい税に
対しての提案というものが、民間においてもなさ
れておることはよく承知をしておるわけです。そ
れに対してはいろいろ一長一短もあるわけでござ
いまして、これは税制というものはただ思いつき
ではないかわけでございまして、財政制度審議
会あるいはまた税調などにおいてもいろんな角度
から御検討を願わなければ、われわれがいろんな
民間の提案というもので、やはり思いつきでとい
うわけにもまいりませんので、今後これは来年度
の予算編成ということもあるわけでござりますか
ら、いま少しく時間をかけていただきたいと思う
のでございます。いまここで私から、私の考え方
というものを申し上げるということも適當ではな
い、十分検討されなければそういうことは輕々し
く発表すべきものでもないと考えておりますの
で、各方面の意見を聴いて、そしてどのようにな
く財源を確保するかということについては、十分
検討をいたしたいと考えております。

○鈴木一弘君 それで総理は、本会議での答弁で、
税の持つてゐる所得の再配分機能、これについて
は重視をしていくと、全く同感であると、こうい
う答弁がありました。いまの税の見直しの問題で
すね、あるいはいろいろな計画や何かの洗い直し
もありますけれども、税の見直しや新税の検討と
いうことになつたときに、いまの答弁を、本会議

○近藤忠孝君 いまのお話にもありますけれども、いまの日本の経済の仕組みそのものが、インフレでは大幅に上がり不景気でも下がらない、むしろ上がっていると言ふんですね。こういう仕組みになってしまつておつて、総理が言われたような金利程度と申しますけれども、やはり上昇ですね。これが並行になるような形にならなくなつてゐるのじやなかろうかと思うんですが、この点についての見解をお聞きしたいです。

○国務大臣(三木武夫君) 近藤さん、日本と言いますけれども、どこも一緒に来てたということはないわんす。日本だけが特殊な事情にあるわけじゃない。アメリカもヨーロッパも皆やっぱり今まで経験のしたことのないようなこいつの事態に直面して、各国の政治指導者というものは、この問題で各国とも同じように頭を悩ましておるわけです。日本だけの特殊な事情ではないわけでございます。これはいろいろな原因があるわけですが、石油の価格の高騰なども大きな原因の一つであつたんですけども、そういうことで、これはいま改めて定期預金の金利程度と言つたけれども、それはまだ高い水準ですから、もっとやっぱり安定した水準まで持っていくことが理想であることは言われるおりであります。

○近藤忠孝君 そういう物価上昇の中で、先ほども質問したんですが、今回程度の課税最低限では、一般の国民にとっては実質的な増税になつてゐるのじやなかろうか。この間税調の方からも参考人見えまして、その点聞きますと、こういう時期だから一億総がまんだということなんだそですかね。しかし、多くの国民にとって、課税最低限がこの程度しか上がらない場合増税になつてゐる。

○国務大臣(三木武夫君) 今回の改正でも課税の最低限二一・四%ですか引き上げております。これはもつと引き上げることが本来好ましいことで

しよう。税全体の、やっぱり収入全体のこととも考へなければならぬわけです。したがつて、この際は、われわれは結局は、物価という問題に落ちつくと思うのですよ。物価が現在の状態であれば、一つ貨上げにしたところで、貨上げの効果というものはみんな吸収される。きょうの政府などの――経済企画庁の発表によりますと、勤労者の所得も実質的なプラスに転じてきたと報告いたします。そういう点で、やはり何よりも物価というものを安定させなければ、幾ら最低限を上げましても何にも実質的な負担というものの軽減にならない。幾ら最低限を上げても、物価というものが大幅に上がつて、上げた効果はないんです。物価の安定ということに主力を注ぎながら、ひとつ今回は相当前方はいろんな条件の中でできる最大限度の最低限の引き上げは行つたわけであります。

○近藤忠孝君 次に、租税特別措置の問題ですけれども、総理は、いろんな場所で高度経済成長を支える意味で、企業の国際競争力をつけるために必要だ、こういった答弁をされております。ですから、総理がどう、大企業本位ではなくつたと申しましても、結果的には大企業を助けてきた、こういう面は紛れもない事実でありますけれども、

○近藤忠孝君 次に、租税特別措置を行つて大企業に優遇措置をとつてきました、どんな効果が具体的にあつたのか、この点について総理としてどんなお考えをお持ちですか。

○国務大臣(三木武夫君) 一つには、輸出の関連の税制というのは、貿易を進める上において相当の役割りを果たしてきた。それから公債関係の税制も、公債規制というものを側面的に推進するという役割りも果たした。しかし、何もかも特別措置がいいと私は言つておるわけではないので、これらは、ある政策目的を達成するために税の公正と

は逆に不公平じやなかろうかと思うんですけれども、これは環境庁長官も経験された総理として、そういう面どうお考えでしようか。

○国務大臣(三木武夫君) 漁業補償の場合も、損害を補償するようなものは課税をしていないんですね。しかし、収益の中へ入るようなものに対する扱いを果たしてみなん納得するのだろうかどうか、この点についての総理の御見解を聞きたいと思いますが。

○国務大臣(三木武夫君) 今回の改正でも課税の最低限二一・四%ですか引き上げております。これはもつと引き上げることが本来好ましいことで

は今後ともできるだけこいつを検討を加えて、廃止するものは廃止していきたい。いままでは役割りを果たしたと思いますよ。こういう日本の場合はやっぱり通商国家みたいな点もありますから、

輸出というものが伸びなければ、必要な原料、食糧までも輸入できない。そういう点で、輸出の関連制などは日本の経済発展のためにある役割りは果たしたと思います。

○近藤忠孝君 いま公害規制を側面から推進したというお話をありました。この点で私の経験から見ますと、企業は結局税制面で、あるいは開銀融資等、いわば政府の援助のある限りで確かに公害対策はやってきました。われわれ公害を出す企業につきましても、これはいつくつたのかと申しますと、やはり政府の援助のあった時期それと一致するわけです。ですから、大きく見ますと、その範囲でいわば公害規制はやつてまいりました。

確かにそういう面では優遇してきましたし、そのことが一定の規制をしたことは間違いないと思います。ただ、この面から申しますと、これはこの大蔵委員会でも前に問題にしたわけですが、公害を

出す方はそのように優遇された。しかし、公害の被害を受けた人々、漁業補償などは決して非課税にならないわけです。精神的慰謝料とか肉体的被害を受けますと、それはもちろん非課税になりますけれども、漁業補償などについてはこれは非課税にならないですね。こういう面はむしろ、被害者の方がそういう点で非課税にならぬということは逆に不公平じやなかろうかと思うんですけれども、これは環境庁長官も経験された総理として、

そこで、他の委員からも質問されました付加価値税の問題であります。この問題は、本会議でもまたその他の機会にも、何回も何回も聞いてまいりました。と申しますことは、たとえば私の三月十四日の本会議における質問に対しましても、総理の答弁が、むしろ衆議院におけるときよりも、少し実施の方に気が傾いているんじゃないかなといふ気がするわけです。というのは、衆議院では、

総理の答弁は、間接税は取りやすいが不公平な面

があるという、その指摘だけでした。ところが、

参議院での答弁は、将来の財政的需要というもの

を考えなければいかぬと、それから物価への影響

があるという、その指摘だけでした。ところが、

一步進んでおんじやなかろうかといふぐあいに考え、また他の委員からの質問に対しても、ともかく検討ということであつて、明確な考えが出てまいりません。

間に対しても答えたように、どうも直接税といふもののウエートが次第次第に高くなっていますと、非常な重税感というものが出てくるので、少し間接税の体系を取り入れた方がいいのではないかという考え方があるわけです。その間接税を取り入れるについては、付加価値税というものを研究する題目の一つであります。いまこれをいいとすることで研究するわけではないわけであります。

研究してみたらいいということです。まあ、間接税というものに対して、一律な課税ですけれども、これは消費者の選択というものもありますから、だから、やはり余りこう大筋のようにはいかないにしても、もう少し間接税の比重は、それはいろいろな間接税の例外というものに対してはできるだけ弊害を少なくするようという面も考えられてあるんです。もう少し間接税というものを取り入れた税体系というものが必要なんではないかと思ふんです。

○近藤忠孝君 総理、お疲れのようで、声がだんだん小さくなっていますけれども、もう少しですから、ひとつ大きな声で御答弁いただきたいんですねが、私が質問しましたのは、間接税というのは、結局消費者に転嫁される。結局、それが業者などですが、いわば一時預かっているような関係ですね。そして政府に納める。となりますと、どうしまし

でも、これは税務署の方から言いますと、常に預かっている金を脱税するという感じです。いわばちょっとと間違えばこれは常に犯罪になる、そういう意味で、現にたとえは贵金属商などに対することは、税務署の実際の扱いは大変厳しいようです。実際行きまして、その商店の夫婦の体の全部まで調べ尽くすという例もあり——実際さわってですよ。そういうのも実際あるんです。幾つか聞いております。となりますと、いわゆる全く犯人扱いされおるわけです。これは一時、たとえば交通事故が多発した時期に、もう十数年前ですけれども、警察はすべての運転者は潜在的な交通違反者だと、そういう考え方だったことがあります。この考え方から見ますと、间接税に関しては、あらゆる業者がこれは潜在的な脱税者だと、こういう面から見まして、常に国民は税務署の方から監視され、いわば脱税ではないかという、調べられる側ですね。しかし、総理自身でも、議会人としての道を歩んでこられたとおり、やっぱり議会というものが、もともと専政君主が一方的に課税したのに対して、それに対して抵抗し、そうして議会の同意がなければ課税は認められないと、ここから出発したわけです。国民が主権者でない時期でさえそういう抵抗をした。ところが、いま国民が主権者になつてみると、まさに税金自身も、自分が申告をして行政に参加するし、憲法は納税の義務だけ規定しておりますけれども、しかし、あれは権利憲章の場所ですから、いわばみずから行政に参加する積極的な面がないわけです。となりますと、この国民主権という面から見ますと、やはり申告し、みずから参加すると、脱税の犯人、潜在的犯人と見られるような、そういう面じゃなくて、むしろいま言つたような主権者の面が強調されるべきです。

がありますから、これはやっぱり国民の一つの納税というものが成り立たないわけですからね、皆国民のやはり税負担というものがなければ、國といふものは成り立つていいかぎれいわけです。そういうことで、やっぱり納税者の自覚を待つという面が要ると思うんですよ。各国とも、いま言われたように、いろんな点がありますね、消費者が直接なら間接税というものは皆どこの国だって、大なら小なり、パーセンテージは違うにしても、直接税との割合は違うにしても、そういうのはやっぱりそれは採用しておるわけですから、国民が進んでやっぱり税金を納めるという一つの自覚を前提にしないと、間接税というものは成り立たないわけです。そういう点で、業者自身もやっぱり正直に納税をするということで、そういう前提でないと、この場合のいろんな弊害があるからと言つておるなら、もう直接税系統ばかりにするということになると、税体系自身としてはバランスはとれているとは私は思ひぬ、そういうことで、要是納税者の納税義務に対しての自覚を持っていつてもらう以外にはないと思うのであります。

改正を見ても、税の控除項目を活用しながら直接納めている人に結びつくような福祉効果を期待していく。老人控除しかり、障害者控除しかり、生命保険・医療費あるいは住宅・貯蓄控除しかりと、こういう仕組みになるわけですけれども、税を納めていないと元がないんですから、そういう福祉的な政策が及ばないことになる。で、その人がどれどれぐらいいるかといいますと、給与所得を受けている者の四人に一人なんです。じゃ、一体この四人に一人をほうつておいてよろしいのか。といって税は納めていないわけですから、じゃ、逆に政府が金を出すかというのが、いわゆる負の所得税だと思いますのです。誤解のないように申し上げておきますけれども、この問題を田中前総理に質問いたしましたら、私は、憲民政策はとらぬとお答えになつた。この答えがけしからぬという意味で私は引用しているのではないのです。この逆所得税というのは選挙に使つたのは、例のマクガバントですから、マクガバンの選挙参謀のある責任者的な人と会つたときに、彼も実はこの制度についてわれわれも本当は自信がないのだと言つていました。その意味で、この逆所得税とか、負の所得税とかと言われているものが、制度として練れたものではありませんし、ある意味では、発想の域を出ないのかもしれません。それを踏まえた上の質問だということをまず御理解いただきたいと思うのです。問題は、負の所得税という言葉に託されている問題点、税を納めておりますと、その人の暮らしと直接結びついた福祉対策が打てる、間接にじやないですよ。ところが、税を納めていないとその人に直接結びついた福祉対策は打とうとしても打てない、この問題は一体どう解決していくらいいのか、四人に一人と考えると、社会的不公正の是正という人々の心に食い込むものを内閣の大きなテーマとして掲げられたことを考えると、なかなかむずかしいでは済まないんじやないだろうか、以上の点について総理の御所見を承りたいと思います。

改正を見ても、税の控除項目を活用しながら直接納めている人に結びつくような福祉効果を期待していく。老人控除しかり、障害者控除しかり、生命保険・医療費あるいは住宅・貯蓄控除しかり、そういう仕組みになるわけですけれども、税を納めていないと元がないんですから、そういう福祉的な政策が及ばないことになる。で、その人がどれどれぐらいいるかといいますと、給与所得を受けている者の四人に一人なんです。じや、一体この四人に一人をほうつておいてよろしいのか。といって税は納めていないわけですから、じや、逆に政府が金を出すかというのが、いわゆる負の所得税だと思うのです。誤解のないように申し上げておきますけれども、この問題を田中前総理に質問いたしましたら、私は、憲民政策はどちらとお答えになつた。この答えがけしからぬという意味で私は引用しているのではないのです。この逆所得税というのは選挙に使つたのは、例のマクガバンですけれども、マクガバンの選挙参謀のある責任者的な人々と会つたときには、彼も実はこの制度についてわれわれも本当は自信がないのだと言つていました。その意味で、この逆所得税とか、負の所得税とかと言われているものが、制度として練られてるものではありませんし、ある意味では、発想の域を出ないのかもしれません。それを踏まえた上の質問だということをまず御理解いただきたいと思うのです。問題は、負の所得税という言葉に託されている問題点、税を納めておりますと、その人の暮らしと直接結びついた福祉対策が打てる、間接にじやないですよ。ところが、税を納めていないとその人に直接結びついた福祉対策は打とうとしても打てない、この問題は一体どう解決していったらいいのか、四人に一人と考えると、社会的不公正の是正という人々の心に食い込むものを内閣の大きなテーマとして掲げられたことを考えると、なかなかむずかしいでは済まないんじゃないだろうか、以上の点について総理の御所見を承りたいと思います。

場合であるとか、あるいはまた身体障害者であるとか、受給者の個々の事情に即して給付が行われるような仕組みになつていますね。それを逆所得税というような所得状態、主として所得の状態のみを基準にして行う保障の仕方というものは、果たして公正にいくだろかという疑問がありますし、またそなつくると所得税を納めてないような人も全国民を対象にして、国民全般の所得把握というものが必要になつてきて、これはとても膨大な行政事務というものが伴う。

またいろいろその制度を実効あらしめるためには、相当地財政負担というものが伴うでしょうね。だから、実際にこれを提唱する人といふものはあるわけですね。だけれども、各国にこれをまだ現実に導入した例はないので、いろいろ政治家とか学者の間にもそういうことを言つ人はあることは承知しておりますが、なかなかこれが現実の政治の日程に上りませんのは、いろいろないま私が述べたような事情があるからだと思いますので、いまますぐにこれを導入する考え方を持つていてせんけれども、ねらいとするところはわからぬわけでもないわけですから、将来検討はいたしますけれども、当面わが国においてこれを導入するという考え方方は持つていないのでござります。

○栗林卓司君 申し上げましたように、この制度を導入したらどうかということをお尋ねしているのではないのです。制度として練れおりませんし、発想の域を出ていないであろうと、とは言つものの、この制度に託している問題点があるはずだ。というのは、四人給与所得者がおりますと、三人についてはとにかくその人の暮らしと直接結びついた福祉対策が打てるのです。生命保険でも得階層から言えばこちらの方が低いのです。この四人の一人をどうしますかということで、その対策は、私は、制度として練れていない負の所得税だと申し上げているのではないのです。少なくもこの

場合において三木総理とすると、むずかしいだけでは済まないし、片方は間接的な行政サービスは四人全部受けるわけですよ。直接的な行政サービスとして、三人は税を納めているがゆえに受けられる二人は納めていないがゆえに受けられない、この不公平をどうされますかということです。

○國務大臣(三木武夫君) いろいろと専門家の意見も徴しましたけれども、そうなればやつぱり直接受けで計上というようなほかにはないわけで、だから、なかなかむずかしいお話だと思います。実際問題として、具体的にそんならそういうことをどうやってするかといいますと、減税といつて必ず稅を納めていない場合があるでしょから非常にむずかしいので、いまここでこういうふうにしましてそういう人たちを救済したらいいんだという、なかなか妙案はすぐにお答えできるよう浮かんでこないわけです。

○栗原卓司君 時間ですから、総理に注意を喚起したというだけの質問になつたかもしれませんけれども、それからこれ一つだけ総理にお願いをしておきたいことがあります。財政支出でどうするかと言われたのですが、これ調べようと思いましても、平均値的な資料はあるのです。平均値的な行政はあるのです。四人に一人を見た資料と、対策がない。これは総理がいまからでも各省にそれぞれ御指示をなされば、たとえばその層の人たちがどういうライフサイクルを組んでいったらいいのか、そのためにはどういったことを政府がすればいいんだというところまでりますと、負の所得税などという制度論ではなくて、その人たちの暮らしと直結したその層に主たる問題意識を持った解決ができるのじやないか、家賃の問題しかしかり、少額貯蓄に対してもアレミアムを乗せる問題の暮らしと直結したその層に主たる問題意識を全部を一律に見た平均値的な資料と行政が、残念ながらこれまでの姿でしたから、いま申し上げました四人の一人に焦点を当てて、実態をまずつかんでいただきたい。これをお願いして質問を終ります。

○委員長(桧垣徳太郎君) 午後七時まで休憩いたします。
午後七時十一分開会
○委員長(桧垣徳太郎君) ただいまから大蔵委員会を開いたします。

所得税法の一部を改正する法律案、法人税法の一部を改正する法律案及び租税特別措置法の一部を改正する法律案、以上三法案を便宜一括して議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○鈴木一弘君 大臣に最初に、本会議の席上でいわゆるこれから財政問題、その財源問題でいろいろ質疑をいたしました。そのときの大蔵の御答弁には、昭和五十一年度の予算編成までに中間報告を関係審議会からとりたい、そういうことをおっしゃっております。そして、中間報告をとつて可能な限り来年度予算に取り入れていきたいとおっしゃっています。そこで、その御答弁を伺つて、私は、公債中心じゃない、公債に全部のウエートを入れるというようなことは余りしたくないというような、そういう答弁もございました。やはり税収の新しい財源とか、あるいはいわゆる財政節約とか、いろいろな問題がありますね。そういうのがあると思うのですけれども、その点で、どういう方向で、このことを政府として示さなければならぬのだろうと思うのですけれども、それがいいんだというところまでありますと、負の所得税などという制度論ではなくて、その人たちの暮らしと直結したその層に主たる問題意識を持った解決ができるのじやないか、家賃の問題しかしかり、少額貯蓄に対してアレミアムを乗せる問題の暮らしと直結したその層に主たる問題意識を全部を一律に見た平均値的な資料と行政が、残念ながらこれまでの姿でしたから、いま申し上げました四人の一人に焦点を当てて、実態をまずつかんでいただきたい。これをお願いして質問を終ります。

○國務大臣(大平正芳君) 内閣としては、大蔵省にあります財政制度審議会に、私から、財政硬直化打開の方途について御検討いただき、お考えを承りたいと思います。

問題について三木総理とすると、むずかしいだけでは済まないし、片方は間接的な行政サービスは四人全部受けるわけですよ。直接的な行政サービスとして、三人は税を納めているがゆえに受けられる二人は納めていないがゆえに受けられない、この不公平をどうされますかといいますと、御案内のように、財政の硬直化問題といふのはつどにあつたわけでございまして、数年前でいまごろそういうことが問題になつたかと申しますと、御案内のように、財政の硬直化問題といふのはつどにあつたわけでございまして、数年前には、やはり地方財政問題につきまして同様な趣旨で諮問を求められたようでございます。何でござりますと、御案内のように、財政の硬直化問題といふのはつどにあつたからだと私は思うのですが、だけれども、おととしの暮れから去年にかけて、大きな石油ショックを契機といたしました大規模における状況の変化もあり、わが国の経済は空前のいわば転換期を迎えているわけでござります。したがつて、経済は成長どころかマイナス成長に転じておるわけでござります。そうなつてまいりますと、従来、成長志向型の経済であり財政であつたわけでござりまするし、みんなの心構えもそうであつたし、いまのおぜん立てが全部そういうたてまえでできておるわけでござりますので、そこへ突然赤信号が出たわけでござりますので、急停車せなければいけなくなつたわけでござります。したがつて、いろいろなことがこれから痛いほど財政の痛みを感じることになりますが、これから痛いほど財政の痛みを感じることになりますのでございまして、いま地方財政が危機であるとかいうようなことが言われておりますけれども、地方財政の問題ではないんで、中央、地方がこれから痛いほど財政の痛みを感じることになりますが、これから痛いほど財政の痛みを感じることになりますのでございまして、いま地方財政が危機であるとかいうようなことが言われておりますけれども、地方財政の問題ではないんで、中央、地方を通じての問題だと私は思つておりますし、たゞ、地方財政が先に来たというのは、地方財政の方でしぶきをちよつと瞬間に早く受けたというだけにすぎないので、本体はちつとも中央も地方も変わつてない私は思つのでござります。

そういう意味でこれは容易ならぬ時期でござります。したがつて、中間報告と申し上げたのは、五十一年度の予算が平年度予算の編成に取りかか

るまでにとりあえずまとまりましたお考えはとりあえずちよだいして生かさにやいかぬ、引き続きずっとまた御検討いただかなければならぬ大きな課題だと思つておるわけでございます。

○鈴木一弘君 そうすると、大体七月前後までにはこの中間報告を関係の審議会から求めるということになつてきますですね。大体時期はその辺でよろしくうございますか。

○國務大臣(大平正芳君) 大体この秋と思っております。概算要求が八月の末には出でてくるわけでございます。で、編成に本格的にかかるのは秋になりますので、秋ごろ——まだ何月ごろというよう決めておりませんけれども、秋ぐらいを目安に一応お願いしたいものだといまのところ考えております。

○鈴木一弘君 次に、たびたびあれでありますのが、先ほども總理に通勤費のことを伺つたのですが、答弁はすと通じていわゆる民間の通勤費の平均が八千幾らだというのはこの委員会ではすとと言わせてまいりました。しかし、その民間の八千幾らというのは、その手当が九千円も一万円も出している人もある、少ない人もある、そういう平均が八千幾らだということだと思います。いまの非課税が九千円、つまり九千円で切つたということになりますと、実際には八千幾らの平均よりも、その九千円以下だけを見ると、うんと下がつてくるだろうと私は思います。ですから、野放しというか、そういう全部を非課税にしても九千円以下ということになつてくるわけですね。いまの法律のねらつてはいる、法律というか、政令でねらつてはいるのと私は変わりなくなるのじやないかと思うのですね。先ほども申し上げたのですが、国鉄の通勤が六十九キロで九千十円です。大体、東京一大磯間が六十七・八、大磯までなら非課税にしましよう、それから先は課税所得として見ましようということになると、何だかそこまでの間に住まなきやならないみたいな、そういうことを言つておるわけじゃないと思いますけれども、法のもとから考え

ますと、この点は、平等ということから見ても、いまの答弁から見て全体の民間の通勤手当の平均よりちよと高くしたんだということから考えますと、やはり全部を非課税にしてもいいのではなくいか、そう思われるを得ないわけなんですが——

○國務大臣(大平正芳君) 私は鈴木委員とちょっと考えが違つたと思うのです。大体自分の収入で賄つておられたと思うのです。大体自分の収入で賄つておられたと思うのです。それが今度こういう制度が設けられたということは、これは前進として評価すべきかどうか、税制としては私は余りほめたことではないと考えております。しかし、これはせつかわわれわれの諸先輩がこういつ立法をしていただいたことでございますから、私はこれはまあ尊重せねばならないと思いますが、こういう立法をする以上は、やはり通常必要と認められる部分を非課税として認める。個々の事情を全部に非課税という手はないのじやないか。何となれば、遠くに住まわれる方はそれだけの事情がそれぞれありますし、遠くへ行けば行くほど地代は安くなることがありますし、空気はうまくなるわけござりますから、空気は結構じやないか、必要で十分じやならない部分で結構じやないか、必要で十分じやないかと思つておるわけです。

○鈴木一弘君 しかし、大臣、実際は住宅公団等が新しくできてきます。その住宅公団のつくる団地がだんだん距離の遠いところになつてきていく。本人の好む好まないではなく、やはり、そういう住宅難とか、あるいはいま空気もきれいといふ話がございましたけれども、公害から逃れてといふこともあると思うのですね。どちらも一つは政治のひずみでもあると思います。そういう点から考えると、これは行政としては大臣の答弁だと私は思うのです。政治の扱いとしたら感心できな

いのじやないか、こういうように思うのですが、政治家大平さんとしていかがでございますか。

○國務大臣(大平正芳君) 政治としては、国民の雇用の機会をつくり、所得を確保し、安定した生活が確保できるだけの所得を培つて差し上げて、非課税とかなんとかいう細工をしなくて十分自分の所得でいろいろなことが貰えるような状態が私は一番望ましいのじやないかと思うことは、少しあかが過ぎると思うのです。細かが過ぎると思つたことは、こういうことでなくて、もう少しおらかにお住まいができるよう、住宅もあなたがおつしやるようにもう通勤手当を考えなければならぬというのは、あなたが言うように、確かに政治のやつぱり貧困を物語ることとして反省しなければいかぬと思います。

○鈴木一弘君 どうも話がぐらかされて逆さま論理になつたようではありますけれども、まあいずれにしても給与所得控除が大幅に上がればこれは同じことになります。そういう努力をお願いをして、制度といたしましては、私は、通常必要と認められた部分で結構じやないか、必要で十分じやないといふことで言つたわけです。十八業種、資本金十億円以上、三百七十五社を対象にして、去年の三月から九月までの六ヶ月間、その間の、ですから、大体この倍ぐらいが総付加価値になると思うのですが、見ますと、その金額が七兆四百三億七千六百万円、それに対し租税公課が六千八百七十八億六千八百万円ということで、九・七六%ですね。ところが、いろいろな例を見てみると、製造業だけ十四業種を見ますと、粗付加価値が五兆五千億を超えております。それに対して租税公課が五千五百三十三億円ということで一〇・〇三%なんですね。それがアメリカやそのほかの企業に比べると異常に少ないといふことが言えるわけなんですが、どれだけが正しい比率かということは私はわかりません。何となれば、私は幾らが正しい比率かとおりだけれども、税金は少なくなるのは当然だという意味のお答えをしたわけです。しかしながら付加価値には入るけれども益金にはならぬから税金にはならぬという意味で、鈴木先生の御指摘は落ちますから、あなたの言われるようなくらいに付加価値には入るけれども益金にはならぬから税金にはならぬという意味で、鈴木先生の御指摘は

たのですけれども、一体どのくらい租税公課として取るべきといふか、あるのが本当なのか、何%ぐらいが本来の姿なのか、また、労働分配率は一體何%——人件費というやつですけれども、これはどのぐらいにすればいいのか、そういうめどは残念ながらこの間のときお伺いしたのですが御答弁いただけなかつたわけですが、どうお考えでございましょうか。

○國務大臣(大平正芳君) この間の本会議での御質問に対しまして、鈴木先生の御質問に対しましてお答え申し上げたのは、わが国の企業の資本の構成は非常に借入金が多いと、三ぐらが自已資本で七が他人資本じゃないかと言つておつたのでございますが、なおその三割も割つて、ますます自己資本が少なくなつてきてます。これは、銀行で金を借りて、それで設備投資をして金利を払つていく方がいまの税制で得なんとして、得といふか、有利なんじやないでしようか。ですから、本来ならば安定した自己資本があつて——アメリカの場合はちょうど逆です、七割が自己資本で三割が他人資本みたいになつておると思います。日本は、いま聞いてみると、一四・四%に自己比率はすと落ち込んでしまつていると思うのです。ところが、そういう借入金に対する利子は経費にかかりません。何となれば、私は幾らが正しい比率かと言つてみても、そつたらぬから、そのよう七対三と言つておつたものさえもだんだんと一四・四に落ちてしまつておる。もつと上げろ上げろと言つて大蔵省なんかもう盛んに自己資本を上げろ上げろとして努力しておるのに、逆に自己資本は落ちていいのです。ですから、幾らがいいと云つて、それは願望にすぎなくなるわけとして、經濟政策において願望だけかり言つておつても

しようがないので、どれだけがいいかなんという理屈を申し上げてもしようがないので、現実はこうなつておる。したがつて、御指摘のとおり税金部分が少ないと言える。しかしながら、それじや税負担は軽くなつておるかといふと、そうじやない。アメリカと比べてもヨーロッパと比べても決して日本の法人税の負担は軽くなつていなかい。

○鈴木一弘君 大臣は、実効税率が五〇%ぐらいだということを言われたのだと思うのですけれども、これは通産省が出した世界の企業の経営分析なんですね。これを見ましてわかるのは、日本の普通鋼の三社とアメリカのU.S.スチールとを比べると、租税公課は三・一%ですね、日本は。アメリカは九・三%です。人件費の方は、日本が三九・五に対しアメリカは七三・九とちょっとこう見えてみると何か私はういぶんと租税公課に対する比率が少ない感じを受けますし、まだ人件費等も少ないんだなあというような感じを受けるのですけれども、そういう点でまだまだそれがあるわけです。特殊鋼の場合も少ないので、それからまあ機械の場合も少ないので、まだ人件費等も少ないんだなあというような感じを受けるのですけれども、そういう点でまだまだそれがあるわけです。特殊鋼の場合は、アメリカのキヤタピラーと小松製作と、租税公課においては、キヤタピラーが一六に対して日本が一三・六ですから、そんなに大きな違いはないと思うのですけれども、そついう点から見ても、ちょっと日本の場合に一般的には租税公課の部分が少ないのじやないかという感じを受けてなりません。その点が一つあるのですが、そういう点はいかがお考えでしようか、世界と比較をなさうて。

○政府委員(中橋敬次郎君) その点に関してましては、先ほど大臣からお話をございましたように、やはり構成の問題でございますから、人件費の問題もございましょうけれども、いわゆる金融費用、利子のウエートがどの程度になつておるのかといふことが非常に他の比率を左右するものでござります。また、減価償却費が一体どの程度になつておるのかというのも影響するわけでございまして、いまお示しの普通鋼のわが国とアメリカと

イツの三社についての御比較がございましたけれども、まずどういうものが一体それぞれの費目に入つておるか、どういう資料から出たか、たとえば企業経理の数字でございますか税務の数字でござりますかということもよくわかりませんけれども、一応そういうものとして考えてみまして、たとえばわが国の普通鋼のメーカーでございますと、金融費用が二三・三%を占めておるわけでござります。アメリカ、ドイツの会社は、たとえば二・一%とか七・六%でござりまするから、もう圧倒的に金融費用のウエートが違つてきておるということがあります。それから減価償却費でございますけれども、これもわが国が二八・一%といふのに対しまして、アメリカは一〇%、ドイツは二二%でござりますから、こういうものはやはりウエートとして見ます場合にはほかの要素に影響を及ぼすわけでございます。そういうものが影響いたしまして、人件費の比率が変わり、また純利益の比率が変わつてきておる。したがいまして、また、租税公課の率もおつしやいますような数字を示していることは確かにござりますけれども、そういう構成がやはりいろいろな要素の高低によりまして違つてきておるのではないかというふうに思われます。

○鈴木一弘君 それで、もう一つこれで伺いたいのですけれども、四輪車を見ると日本がすごく高いのですね。ほかの産業に比べてずいぶん高い。あるいは医薬品とか、また自動車タイヤとか、これれつ一つ見ますと、かなりウエートの高い租税公課の部分もある。先ほど申し上げたような普通鋼のように低い部分もある。こういうのを見ますと、何だかこのばらつきは一体どうしてできたのだろうかというのがあるわけであります。まさか特別なところに高い税金を取つて特別なところに取らない、税の上ですからそんな不平等があるわけないわけであります。が、そういう点について御答弁をいただきたいと思うのですが、どう判断されているのか。

○政府委員(中橋敬次郎君) その点につきましては、もう少し詳細に分別いたしまして、外に出でておるいわゆる付加価値の中に算定してはならないような租税公課は外に出すように計算をいたさなければなりません。そういうことの詳細が実はわかれませんので、いま申し上げたような率のものにつきましてもやはり金融費用とか減価償却費とかいうものと関連をして利益のウエートあるいはそれに対する租税公課のウエートというものがござ

も、確かに、自動車のメーカーにつきましての御比較は、いまおつしやいましたように、租税公課としては、たとえばわが国の二二%程度に対しまして、アメリカ、ドイツの自動車メーカーはそれよりも低い一五%とか一七%を示しております。ところが、やはりそれにつきましての、それに対する金融費用でござりますけれども、これは先ほどの普通鋼のメーカーと違いまして四十六年度でござりますと、一・八、一・七、一・六、ほぼ同じでござりますし、四十七年度は、やや日本の方が多くなりまして六二・一%に対し、アメリカが一・七、ドイツが〇・九ということでござりますから、そういう影響もござりますし、減価償却のところを見てみると、日本の自動車メーカーは四十六年度でも四十七年度でも三〇%とか二四%ということで、これは圧倒的にアメリカ、ドイツの会社よりもはるかに多いわけでございます。そういうことがいろいろ重なり合いまして、いま御指摘のような比率になつておるのだと思いますけれども、何しろ原資料で一体どういうものがこれに入つておるかというようなこととか、それから租税公課という費目に一体どういうのが入つておるかということでござりますけれども、厳密に申せば、付加価値を構成しますものとしては、たとえば一般の原材料費とともに費用として外に流出しますものは通常入らないわけでございますけれども、有価証券報告書の中にたとえば租税公課として一括して出ておりまして、その税目別の分類がないというような場合には、おそらく一括して租税公課も付加価値の中に入れておるのではないかと思ひますから、やはりそういうものと本當はもう少し詳細に分別いたしまして、外に出でておるいわゆる付加価値の中に算定してはならないような租税公課は外に出すように計算をいたさなければなりません。そういうことの詳細が実はわかれませんので、いま申し上げたような率のものにつきましてもやはり金融費用とか減価償却費とかいうものと関連をして利益のウエートあるいはそれに対する租税公課のウエートというものがござ

いますし、その利益の中にもいわゆる会社間におきますところの配当がどの程度入つておるかとか、いろいろな未知の部分もかなりあるということで、まだわれわれこういうようなものについても今後勉強しなければならないと思つております。

○鈴木一弘君 私も、どうもこれはよくわからぬ数字が、こんな納得できない、意味は何だかという差があり過ぎるとか、そういう点でお伺いしたのですが、政府側の方でまた調べるということがありますから、私も、これは粗付加価値になつておられますけれども、正確な付加価値の中に占める割合をひとつ出していただきたい。これは時間がかかることがありますので時間がかかると思いますけれども、ぜひお願いをいたしたいと思います。資料として、よろしくうござりますか。

○政府委員(中橋敬次郎君) 実はこの資料は通産省でおつくりになつたものでございまして、通産省の方でどういう原資料からこれをお出しになつたかというまず方法なんかについて伺つたり、その分類がどの程度まで費目的にできますかというのことをやつてみなければわかりませんので、かなり時間をかけてそういう調査をやる必要がございますし、そこで詰めてみまして、資料的に非常に不足なものがござりますかもしれませんけれども、時間を使つていただきますと、一遍やつてみたところをやつてみなければわかりませんので、かなり時間を使ってそれをやってみなければなりません。そういうふうに御了承いただきたいのでござります。

○鈴木一弘君 粗製乱造より、時間がかかるつてもいいから正確なものをお願いしたいと思います。というのは、もう法人税の問題等を見ても、いままでのような考え方だけではいかないときが来てくることがあります。資料化いたしますにはかなり先の時間がかかることがあります。そういうふうに御了承いただきたいのでござります。

そこで、これは法人擬制説と実在説に關係する問題でありますけれども、四十一年十二月に税調から長期税制のあり方についての中間答申が

す。それが、四十三年七月の「長期税制のあり方についての答申」の中で「法人税を企業独自の負担と考えるような社会的意識や近年の税制の歩みを端的に認め、社会・経済の実態に即応したわりやすい税制の仕組みを確立するという見地から、今後の法人税の基本的な姿を長期的視野に立って描くことが肝要であると考え、このためには、法人税は株主の所得税の前払いとしてではなく、法人の独自の負担であると認識し、企業の純利潤を株主の負担とは切りはなした企業独自の負担力の指標と考える方向で検討することが適当と認めた」と、こうありますて、御承知のように、一つのたたき台として「課税標準は法人の純利潤とする。」「税率は一本の比例税率とし、留保分、配当分を区分しない。」「中小法人——この当時はたとえば資本金一億円以下と書いてありますけれども、現在では変わってくると思いますが——については、軽減税率を設けることを検討する。」それから「個人株主については配当控除を行なわず、法人株主の受取配当は益金に算入することとする。」ただし、親会社が子会社から受け取る配当については引き続き益金に算入しない。「つまり益金不算入というのが出ておりますが、こういうふうないわゆる画期的といいますか、本当に割り切つたというか、当然るべき姿として私はこの法人利潤税がこのとき出てきたのだと思う。それがいつの間にか税調答申の中でこういうことがいわれていなから立ち消えになってしまった。一体これはどういうわけなのかということをひとつお願ひをしたい。

○政府委員(中橋敬次郎君) 四十一年の中間的な案あるいは四十三年の答申の中に、かなり具体的にそういう方向があつたことは事実でございまして。ただ、実はそのもう一つ前の税制調査会の答申を御想起願いたいのでござりますけれども、三十九年の税制調査会の答申では、これはまた完全な調整をやるべきである、いわゆるグローバルアッズ方式をとるべきであるということを主張いたしました。

のでござります。それが三年後で次の答申になりますと、今度はまた利潤税方式というのがよりいいのではないかというような答申が行われまして、いすれにしましても、そういった問題も含めてかなり時間をかけて検討すべきであるというような趣旨がそのとき当時の税制調査会の答申にもあります。それで、いすれにしましても、そういう問題も挙げまして、税制調査会はな盛り込まれております。それからその後におきまして、四十六年だつたと思ひますけれども、やはりそいつた問題も挙げまして、税制調査会はな長期的な検討課題といたしましたわけでござります。そこで、なぜその四十一年なり四十三年の利潤税方式が実現しなかつたかといふことでござりますけれども、確かにそのときには一つの有力なる案として検討はなされましたけれども、やはり底流にはもう一方その前の完全なるグロスアップ方式もとるべきであるという意見がございまして、なかなか一致しないわけでござります。いまもそういう二つの意見がやはりあるわけでございますけれども、その後におきましての税制調査会の論議を一遍新しい昨年発足しました税制調査会で取りまとめていただこうということしから特にそういう問題についての御検討をいただこうということを予定いたしております。

○鈴木一弘君 これは一つ一つ伺いたいのですけれども、留保分と配当分の区分をやらないといふ一本の比例税率、こういうものをとるという、これは非常にいいことだと思うのですけれども、この点の検討は大蔵省はしておりませんか。

○政府委員(中橋敬次郎君) 留保分と配当分の税率を一段にしましたのは、やはり一つの法人においての配当についての税金の調整をどうするかといふことを利益の課税と、それからそれの中から払われる配当についての税金の調整をどうするかといふことを利益の課税として出てきたものでござります。したがいまして、先ほどお話しの自己資本比率が年々低下していくにつれて税金の面でも

何か考えなければならぬのではないかといふよ
うなことが非常に強く叫ばれました昭和三十四、
五年のころの議論をかなり熱心にやられた末に、
今日のような配当軽課税率というのが導入をされ
たわけでござります。したがいまして、ここだけ
をきわるということは、やはり法人税制の基本的
な仕組み、むしろ四十一年、三年に出されたよ
うかということと、実はその後の議論としては確
かに出たことは何回もござりますけれども、配当
軽課税率は、率の高低は別にしまして、そういう
制度をそのまま存続して今日に至つてはいるわけ
で、もちろんその点についても基本的な仕組みの
一つとして論議をいたすはすでござります。
○鈴木一弘君 先ほど大臣が言われたように、一
生懸命見てあげても少しも前進しないといふか、
いわゆる企業の安定比率というのでしようかね、
自己資本比率がちつとも大きくなつてこない。
じや何のために優遇したのだからわからないです、
特別措置で。むしろ、それならば、はつきりと企
業優遇税制ということじやなくて、いまのようによ
すかつとしちやつたほうがかえって企業としては
無相するのじやないかという感じはあります。そ
の点は、大臣、いかがお考えでしようか。
○政府委員(中橋敬次郎君) そのときにも配当軽
課税率を適用しましたけれども、その場合には受
取側においていわゆる配当控除率とか、法人にお
きますところの受取配当の益金不算入率というの
を制限いたしましたから、そこでパラレルな公正
はとつておるつもりでございますが、おっしゃい
ますようにその後におきましてもなお自己負担比
率というのは低下の一途をたどっております。こ
れは一に日本経済が非常に急速な成長を遂げ
る、そのためには企業としましても間接資本にそ
の成長の資金を頼らざるを得ないというのがや
り基本的な理由であつたと思いますが、今後、經
済が安定的な成長を遂げるということになります
ればやはりまた違った様相を示してくると思いま

はどんどん低下しておりますから、おさらまた、もつといまの受取配当側におきますところの調整をやつてほしいという声が強くなってきております。しかし、自己資本比率の低下の問題、一方でとも実事でございます。しかしながら、税制上、いまおっしゃいましたようなそういう必要がないでないかとか、それに対する効果というものがそんなに期待できないではないかという意見もござりますので、そういう点、両方をまとめまして結論を出さなければならぬと思っております。

○鈴木一弘君 これはどうも話を聞いていると効果がなかつたということがほとんどみたいな感じに受け取つたのですけれども、いろいろ租税特別措置には特定な政策目的がありますね。一つは、貯蓄の奨励、あるいは環境改善、地域開発の促進、資源開発の促進、技術の振興、内部留保の充実、企業体質の強化、こういうようにございますけれども、果たしてその効果が本当にあつたのだろうか。たとえば貯蓄の奨励を目的としたものでは、利子・配当の特例、課税の特例です。その目的は貯蓄の増強と資本蓄積が目的であると言つけれども、なぜ現在国民に一生懸命こういうことを通じて貯蓄を奨励しなければいけないのか。いまのように、きょうも議論がありましたが、預貯金の日減りのときに一方でそういう貯金の奨励をする。何か貯蓄をすると国民が日減りで損をする、損をすることの奨励をしているような感じもあるわけです。そうすると、まあいまのは極端な例かもわかりません。私はそういう点でこれは租税特別措置のねらつてある目的とは効果というものが外れてきているのじやないか、こう思はざるを得ないのでですが、いかがお考えですか。

○國務大臣(大平正芳君) 政治といい、行政といい、これはやはり根本は信用だと思うのです。租税特別措置のこういう手段を講じたから、貯蓄奨励あるいは技術の開発、あるいは資源の開発その他のそういう政策的にはこれだけの寄与をするであります。そういふ計算はなかなかできませんけれども、いろいろなことの中にそういう手段も一つ組

み合わされで、そういう様式を政府が持つておるということに対する全体として国民が持つておる政府に対する信用、そいつたものが究極において支えておると思うのでございます。逆に言いますと、だから、そのうちの一つを外すということになると仮になつた場合に、それによって期待しておつた部分だけが脱落するのじやなくて、全体に対して国民の信用が落ちるという結果をもたらすのではないかと思つてございます。したがつて、一つ一つの部品を取り出して一々効用を計算することはできないけれども、全体としてそういう政策目的に寄与しておるというように私は理解しておりますわけでござります。

のでござります。それのために何としても購買力が縮まって金融秩序の上にちゃんとセーブされであるという状態でないと、これが行儀が悪く働くこととなると大変なことになるのじやないかと思うので、やはり貯蓄は何といても一番大事なところではないかと、そういう意味で政府の信頼が落ちるというようなことはえらいことだと思うのでございまして、そんなことをやつても物価の値上がりの方がひどいじやないかというけれども、依然としてやはり可処分所得の二〇%内外は貯蓄をしてくれているわけですね。国民は私はそんなに勧定高くないと思うのです。ちゃんともうやつてもらっているので、その期待にこたえなきやいかぬと思うのです。やはり本格的なインフレ対策に私たちも一生懸命にならないと本当に申しわけないのじやないかという感じがいたします。

○國務大臣(大平正芳君) 私はそうは考えないの
でして、つまり、それじや個人の投資が減つてい
るわけじやないのです。絶対額で減っているわけ
じやないのをしてふえておるわけなんです。だけ
れども先ほど主税局長が申し上げましたように、
成長を急ぐものですから、成長金融を間接金融に
急いで求め、手つ取り早く求めて、新しい技術
がアベイラブルなものですから、内外の技術を早
く手に入れて急いで投資しようということで一生
懸命になつたものですから、そちらの方はばかりに
肥大化したものですから、こちらの方は日陰にお
るものだから、それも伸びておつたのですけれど
も、それは決して減つたわけじやないのですから、
こちらの方はばかりにアンバランスの状態において
肥大化したことだと思うのです。だから、
こちらの方への努力を支えを外しちゃつたらなお
ひどくなるということになるのじやないでしょう
か。したがつて、われわれ、もつとじみちにやつ
て今度は静かな経済を考えていこうということで
ござりますから、だんだんとこうバランスのとれ
た落ちついた構成に持つていけるようになつてくれ
るのじやないかと私は思いますが、そういう方向
を志向していくにやいかぬと考えます。
○鈴木一弘君 よくわかりました。確かに、高成
長のときより低成長のときの方がそういう点は効
果はあるだろうと思うのです。しかし、今まで
みたいに、やつたけれども効果がなくて、大臣が
こんなになつちやつたのかと先ほどびっくりした
という話がありましたけれども、そんなようなこ
とばつかりあつたのじや、これはまずいと思うの
です。効果を出すのは、国民の当然取るべきもの
は本気にその点のあるべき姿というのですか、モ
から取らないでやるわけありますから、しかも、
その上に企業によつては助成まで考えなければな
らないものが出てくると、そうなりますと、これ

○國務大臣(大平正芳君) そういう仰せのような企業の資本の構成をはじめとして基盤を健全な方向に持っていくために、あらゆる政策手段を着実に組織いたしましてじみちに推進していくかなければならぬと考えます。

○鈴木一弘君 時間が来たようですから、最後に伺いたいのは、四十三年七月の長期税制の答申の中で、法人税にかかる付加価値税採用についての意見が述べられています。その中で、企業課税としての付加価値税は当面、創設を予定しないというふうに書かれておりますけれども、しかし、支払い利子、支払い配当、内部留保、そういうものに対する差別なしに税を取るとすれば、企業課税としての付加価値税しかないのじゃないかといふ、そういう意見が出ています。今までの論議は、付加価値税というと、ほとんど一般売上税ばかり——このときの答申に、企業課税としての付加価値税じやなくて、一般売上税の発展した形の方をとる方がいいというようなことが書いてあるものですからそういう論議ばかりになっちゃつたと思うのですけれども、本来なら、法人税という形よりも、付加価値全体の中で一体どのくらいが税としてというのが本当のあるべき姿だらう。ものによつてはそのうち赤字でパンクしちゃう会社も出るかもわかりませんけれども、まあ個人の場合にはちょっと特別なケースをとらなきゃならないかと思いますが、いかがでござりますか。

○政府委員(中橋敬次郎君) シヤウブ勧告で地方政府の中に取り入れられました事業税は、まさに「おっしゃるようなないわば算式の付加価値税」といふ名で今日かけておりますが、そういうものを所得を課税標準にして課税させるのがよろしいです。それで、確かに事業に対する課税——事業税といふことを課税標準にして課税させるのがよろしい

したがつて、同じ付加価値税ということでござりますけれども、私どもが付加価値税と申しておるのは、やはりヨーロッパで経過的に漸次消化してまいりました売上税の形でございますし、いまおっしゃっています付加価値を課税標準とする事業税というのは、事業税をそういった形においてより事業税の名にふさわしい課税標準としてお考えになつておるということで、やはり両々別個に検討が行われてしかるべきものではないかといふうに考えております。

○近藤忠孝君 最初に国税庁にお伺いいたしま

先ほどの質問の中で、最近各地に税務指導連絡会とかその種の税務署への協力団体が数多くなっております。しかし、それは決して税務署の下請機関であつたり、それから民間税務署的なものであつてはならないということ、さらに税務署がそのういう団体の運営に干渉することはないし、また干渉してはならない、こういったことが確認されたわけでございます。

そこで、具体的な例でお伺いしたいのであります。すけれども、奈良税務指導連絡協議会というものがございます。これは第一に納税者を中心とした組織の強化拡大、それから第二に一元的運営による幅広い事業活動の展開、第三に税務当局との連絡調整の窓口の一本化、こういう目的にしてであります。この会員を見てみると、会員を三つの段階に分けています。一般会員、これは記帳指導などをやう。そして二年後には指導会員になる。さらに一年後には自主申告会員にして、三年後にはこの会の本部長や税務署長から表彰を受けられるようになり、そしてそういう状況が進んでいくと一定の恩典がある。こういう団体があるので、この奈良の税務指導連絡協議会について、先ほど言つたような税務署がこの運営に干渉したり関与していると、そつとう面で問題があるというようつたことを聞いたことはないでしようか。

は、先ほども御説明申し上げましたように、各地の実情に応じて発展してきておるものでござりますから、地域ごとに異なる様相を呈しておるわけでござります。しかし、いずれにいたしましても、自主的な団体として独立して行動いたしておるのでございまして、税務署がこれを干渉したりいたしておるものではございません。奈良の税務指導連絡協議会、これにつきまして、私、詳細は存じませんけれども、これにつきましても、奈良の地域の事情に即しました協力団体ということで、主的に展開しているものであろうというふうに考えておるわけでございます。一部の新聞で、この協議会が税務署の出先機関であるとかあるいは行き過ぎた点があるのではないかという記事を読んだことがござりますけれども、私が存しておりますところでは、先ほど申しましたような自主的な団体であるというふうに考えておるわけでござります。

○近藤忠孝君 こういう団体に入っているために一般の納税者よりも特別の優遇措置を受ける、税の申告の実際の運営の扱い方その他の処置で特別に優遇措置を受けるというようなことがあってはまずいと思うのですけれども、その点いかがですか。

○政府委員(横井正美君) 特定の団体に入つておる、あるいはまだ入つておらないということになりました、特別な差別をするということは、私ども指導いたしておりませんし、現地におきましてもそのようなことを行っておることはないとの信じておるわけであります。御指摘の協議会につきましても、協議会の会員になつておるということのゆえをもちまして調査をしないとかいうふうなことを行っておるようには見ておらないわけでござります。

○近藤忠孝君 ここに「会員指定ならびに表彰規定」というのがあります、奈良税務指導連絡協議会のものです。これをちょっと「らんくわださい」。これの二枚目の裏のところに図があります。その図によりますと、最初は将来青色申告を期待する

一般会員である。それが一年間いろいろ研修などをやりますと、署長の了解などに基づいて指定書を交付してくれる、将来表彰を期待されるとあります。さらに二年間適切な指導のもとに自主適正申告の実践をいたしますと、指導会員になるわけですね。指導会員になりますと、努力賞をもらったり、さらに指定書の交付をもらう。それに税務署長が了解をする。さらに三年間なちますと、引き続き自主適正申告の実践を行つ。この中で自主申告会員になりますと、そこで、これも署長が了解いたしますと、本部長表彰がござります。先ほど言つたとおり。それから税務署長の表敬を申請します。そうなりますと、今度は申告書は認無調査を期待すると、こういうことがちゃんと書いてあるのですね。これを管内の一般納税者に配るわけです。そこで、最後のところが大変これは魅力なんですね、申告書を見られて無調査を期待されるのですからね。しかも、それが税務署長が了解した上で行われる。こういうものを配つて、こいつ会への加入を勧誘しているということ、これはどんなものでしようか。

○政府委員(横井正美君) 奈良の協議会の実情の細かいところは、私、存じないのでございますけれども、ただいま拝見いたしましたところでは、第一には、これはいわゆる協議会側の意向の表明というふうに受け取られているのではなかろうかと、こう考へるわけでござります。

それから第二でございますが、会に入れば調査をしないと、こういうことではございませんで、自主適正申告を実践するとか、あるいはまた、自主適正申告をさらに引き続いて実践するとかいうふうなことが続きますと、いわゆる適正な申告をする納税者でござりますから、税務署の調査もなきのではないかと期待されるというふうな表現に読めるわけでございまして、税務署側が約束しておるとかということではないように思うのでござります。

方へ連絡があるということではないかと、かよう考へるわけでございまして、全体といたしまして、税務署の出先機関から來ておるとか、税務署が干渉しておるとかとということではなくて、自主的にまじめな申告と納税を続けようと、こういうふうな団体ではないかと存するものでございます。

○近藤忠孝君 連絡協議会側の意向であると、この圖に書いてあることは、そういう説明でありますけれども、それにしましても、税務署が仮にこのことを約束していらないにしましても、こういうものが堂々と配付されている。しかも、そのことを税務署が知りながら黙つておるということになりますと、それこそ税務署がこのことを是認したことになると思うのです。その点どうですか。

○政府委員(横井正美君) 恐らく、税務署といたしましては、こういう会ができまして、会員の方がまじめに税法の勉強あるいは記帳の習熟に努力をされまして、適正な申告納税ができるようになりますと、それこそ税務署がこのことを是認したということになると思うのです。その点どうですか。

〔委員長退席 理事山崎五郎君着席〕

○近藤忠孝君 私は、会に入つたら即調査をしないといふ質問じゃないんです。一定の手続を経て、いつかの段階を経て、最終的な行きつくところですね、そこへ行きますと、ここにはつきりと書いてありますけれども、税務署もこれは実際了承して配つてあるんですが、明らかに無調査を期待すると、こういうことなんですね。これはやはりますいことと思うんですよ。

そこで、さらにお聞きしますけれども、こういう協議会への加入とか、連絡事項、あるいはその会の招集とか、そういうよろいわばこの会の運営にかかることに税務署自身が直接関与する、

いわばそういうはがきなどの発送行為をするといふようなことは、これはいいことでしようか。すけれども、依然として中小企業あるいは零細企業の方々におきましては記帳の問題あるいは税法の問題でまだ十分でないという方が多いわけでございます。そういう方々に親切に指導するということは、これは税務署の務めでございます。そうしました場合におきまして、それに志を同じうしてくれる団体がおります場合におきまして、私どもといたしましてはやはり応援はいたさなければいけないと、こう考えるわけでございます。いろいろな御指摘がございましたが、たとえば税務署といふたしまして、それぞれの段階に応じて納税者を指導するということも必要でございますので、協議会の側から連絡を受けるということは時に必要なことがあります。また、納税相談——確定申告期の納税相談でございますが、これは税務署といたしまして納税者にそういう相談の便宜を提供するということは当然でございますが、その場合におきまして、たとえばこの協議会が確定申告の相談を適正にやつていただけると、この会に税理士もおることでございましょうから、やつていただけることでございましょう。しかし、そのところに無調査が行き過ぎでないというのか、ここに無調査を期待すると書いてあるのが行き過ぎでないのか、どっちなんですか。

○政府委員(横井正美君) 税務署側といたしまして、この会に入られれば新調査はいたしませんと、あるいはまた、こうこうこういうことで何年間勉強されば調査をいたしませんというふうなことを意向表明いたしますれば、これは私は適当でないと存じます。しかしながら、本件はそのようなものではないように考へるわけでございます。それからはがきの件でございますが、これは私はこの会に存じないのでございませんけれども、恐らくは詳細に存じないのでござりますけれども、恐らく何らかの納税者の勉強会あるいは申告の相談会、そういうところへの案内ではないかと思うでござりますが、これも税務署の仕事の一つでございましょうから、税務署の職員がはがきのあて名を書きまして必ずしも行き過ぎではない約

いわばそういうはがきなどの発送行為をするといふようなことは、これはいいことでしようか。すけれども、依然として中小企業あるいは零細企業の方々におきましては記帳の問題あるいは税法の問題でまだ十分でないという方が多いわけでございます。そういう方々に親切に指導するということは、これは税務署の務めでございます。そうしました場合におきまして、それに志を同じうしてくれる団体がおります場合におきまして、私どもといたしましてはやはり応援はいたさなければいけないと、こう考えるわけでございます。いろいろな御指摘がございましたが、たとえば税務署といふたしまして、それぞれの段階に応じて納税者を指導するということも必要でございますので、協議会の側から連絡を受けるということは時に必要なことがあります。また、納税相談——確定申告期の納税相談でございますが、これは税務署といたしまして納税者にそういう相談の便宜を提供するということは当然でございますが、その場合におきまして、たとえばこの協議会が確定申告の相談を適正にやつていただけると、この会に税理士もおることでございましょうから、やつていただけることでございましょう。しかし、そのところに無調査が行き過ぎでないというのか、ここに無調査を期待すると書いてあるのが行き過ぎでないのか、どっちなんですか。

○政府委員(横井正美君) いま行き過ぎではないというの

て確認したところ、認めでおりました。そつなりますと、まさに無調査が期待されていることを税務署が承知しながら実際に会の運営にも関与している、こういったことになるのですけれども、こ

の点どうなんでしょう。

○政府委員(横井正美君) ただいま図を拝見いたしましたところでは、先ほどもお答え申し上げましたが、一年間講習会、研修会、簿記講習等々に参加され、さらに二年間指導を受け、自主適正申告を実践する、さらに三年間同じことをするという点でござりますから、そのようにはじめに実践をされば、入る側としましてそのような申告がないような状態も期待できるということでございまして、あなたがち行き過ぎたことでもないのではないかというふうに考へるわけでございます。

〔理事山崎五郎君退席 委員長着席〕

○近藤忠孝君 いま行き過ぎではないというのは、どっちはですか、そういうはがきを書いたことはなからうかと、こう考へるわけでござります。また、納税相談——確定申告期の納税相談でござりますが、これは税務署といたしまして納税者にそういう相談の便宜を提供するということは当然でございますが、その場合におきまして、たとえばこの協議会が確定申告の相談を適正にやつていただけると、この会に税理士もおることでございましょうから、やつていただけることでございましょう。しかし、そのところに無調査が行き過ぎでないというのか、ここに無調査を期待すると書いてあるのが行き過ぎでないのか、どっちなんですか。

○政府委員(横井正美君) 税務署側といたしまして、この会に入られれば新調査はいたしませんと、あるいはまた、こうこうこういうことで何年間勉強されば調査をいたしませんというふうなことを意向表明いたしますれば、これは私は適当でないと存じます。しかしながら、本件はそのようなものではないように考へるわけでございます。それからはがきの件でございますが、これは私はこの会に存じないのでございませんけれども、恐らくは詳細に存じないのでござりますけれども、恐らく何らかの納税者の勉強会あるいは申告の相談会、そういうところへの案内ではないかと思うでござりますが、これも税務署の仕事の一つでございましょうから、税務署の職員がはがきのあて名を書きまして必ずしも行き過ぎではない約

いわばそういうはがきなどの発送行為をするといふようなことは、これはいいことでしようか。すけれども、依然として中小企業あるいは零細企業の方々におきましては記帳の問題あるいは税法の問題でまだ十分でないという方が多いわけでございます。そういう方々に親切に指導するということは、これは税務署の務めでございます。そうしました場合におきまして、それに志を同じうしてくれる団体がおります場合におきまして、私どもといたしましてはやはり応援はいたさなければいけないと、こう考えるわけでございます。いろいろな御指摘がございましたが、たとえば税務署といふたしまして、それぞれの段階に応じて納税者を指導するということも必要でございますので、協議会の側から連絡を受けるということは時に必要なことがあります。また、納税相談——確定申告期の納税相談でございますが、これは税務署といたしまして納税者にそういう相談の便宜を提供すると

ますと、この会に入れば得をする、無調査になる番号まで書かれ、しかも、それが主催が連絡協議会、そしてこの連絡協議会には無調査が期待されますが、当然税務署の職員が講師として年末調整の説明会の御案内でござります。この説明会をいたすわけのものでござりますので、これを税務指導連絡協議会が会場その他を恐らく提供して、私が言つているのは、自分の源泉徴収義務者番号まで書かれ、しかも、それが主催が連絡協議会、そしてこの連絡協議会には無調査が期待される、それで後援しているのですね。まさに表裏一体のこの二つの関係を見ますと、一般納税者が見ますと、この会に入れば得をする、無調査になることは当然中では約束されていると思うのはあたまります。そのことを聞いているのです。と同

時に、もう一つ、今度は番号です。決してこの連絡協議会にはわかつてはならないこの番号がわかつてはいるということは、この連絡協議会といふのは税務署と全く表裏一体のものであつて、まさに税務署の下請機関、いわば民間税務署になつてゐるのだろうと、こう思うのがあたりまえじやないですか。その点をどう思つかというのが質問なんですね。

○政府委員(横井正美君) ただいまのはがきに関する限りで申しますと、年末調整の説明会につきましては、民間で主催する場合におきましても、税務署として当然協力を惜しんではいけないわけでございます。源泉徴収義務者の番号は事務整理の必要上でございまして、必ずしも秘密というふうに思ひます。

それから全体の問題でございますが、午後の御質問の際にもお答え申し上げましたように、特定の会を組織すること、あるいはまたそれに加入すること、これらにつきましては、いわゆる結社の自由という問題がござりますので、私どもはそれに干渉したりはしないわけでございます。ただ、税務の運営の上におきまして協力がいただけ、志が同じであるという場合におきましては、その面におきまして御協力をいただいたり、あるいはまた応援を申し上げたりいたしておるわけでございまして、決して表裏一体でありますとか、あるいはまた税務署の下請機関であるとかいうふうには考えておらないわけでございます。

○近藤忠孝君 守秘義務の関係はどうでしようか。田中金脈問題のときに、公示された所得以外は一切明らかにしないと、何度議論したかわからぬけれども、結局明らかにしなかつた。この番号でございません。また、常時署から源泉徴収義務者の方へ差し上げます郵便物の表面にも記入してお

るわけでございますから、守秘義務のいわゆる秘密ということには当たらないと、こう考えておるんです。

○近藤忠孝君 それは大変いいことを聞きました。田中さんのその番号を教えてください。どうですか、田中角榮さんですよ。

○政府委員(横井正美君) まあ番号に特に意味があるわけではございませんで、順番につけておるだけのものでございます。いわゆる国民背番号制ということで秘密の問題等にも関連いたしましていろいろ議論があるわけでございますけれども、税務署の番号というのは、単に整理のためにやるだけでございまして、特別の意味はないものでございます。

○近藤忠孝君 や、教えるか教えないか、田中角榮さんのを。

○政府委員(横井正美君) それは検討さしていただきます。

○近藤忠孝君 どうですか、大臣。国民の側のまさにこれは権利侵害につながつてくると思うのでござつて、当然それは具体的な意見でしようからね。となりますが、この限りにおいては守秘義務が大きくなつてしまつて、特別の意味はないものでございます。

○政府委員(横井正美君) それは検討さしていただきます。

○近藤忠孝君 どうですか、大臣。国民の側のまさにこれは権利侵害につながつてくると思うのでござつて、当然それは具体的な意見でしようからね。となりますが、この限りにおいては守秘義務が大きくなつてしまつて、特別の意味はないものでございます。

○政府委員(横井正美君) いや、教えるか教えないか、田中角榮さんのを。

○政府委員(横井正美君) それは検討さしていただきます。

○近藤忠孝君 いまの関係ですね、要するにこの番号、そこに書いたことが大変に問題があることだとまさに田中金脈問題に直接かかることだということがわかつたでしよう。そういう問題なんですね、この問題は。さらにこれは問題なんです。

(速記中止)

○政府委員(横井正美君) 大変むずかしい問題をいたしましたが先ほど申しましたように、こんでください。その第五条「審議会の審議の結果「指導会員」となるべき者に対するは、予め税務署長の意見をもとめたうえで、本部長が「指導会員」の指定書を交付する。」どうですか。税務署長無調査を期待されるところに、一段階どんどん上

の意見を求めて一つ上へ上がるんですよ。ですから、結局、先ほどの最終段階である自主申告会員、無調査を期待されている人は、「一つ上がりていくときに全部税務署長が認めるんですよ。税務署長の意見がなければ上がらないんです。そうなると、そこのとき税務署長はこれこれの事情によってこれは優秀である、上げてよろしいといふことになれば、この連絡協議会の幹部に一人一人の納税者の秘密であるべき内容が全部わかつちゃうじゃないですか。それは抽象的意見でなくして、当然それは具体的な意見でしようからね。となりますが、この限りにおいては守秘義務が大きくここではなくなつていく。まさにこれは権利侵害です。だから、大平さん、国民の権利侵害でこのように税務署長の意見を聞いた上で一つずつ段階が上がってしていく、そしてこれはやがて無調査が期待される、こういう状況へいくというこの実情を本当にどうお考えになるか、これは金脈問題で大変守秘義務で頑張つてこられた大臣としては、国民の方じやこんな状況になつて、これについて率直な御意見を聞きたいと思います。

○国務大臣(大平正芳君) 申告納税制度のもとにおきましての税の調査決定という問題は、納税者の側の御協力を得なければなりません。したがって、率直な御意見を聞きたいと思います。

○国務大臣(大平正芳君) 申告納税制度のもとにおきましての税の調査決定という問題は、納税者の側の御協力を得なければなりません。したがって、率直な御意見を聞きたいと思います。

○國務大臣(大平正芳君) 先ほど申し上げましたように、納税者の御協力を得なければ税の調定という仕事が満足にまいらないわけでございますので、納税者を差別するというようなことは私はほとんどない話だと思っておりますけれども、どうですか。きょうの租税の問題とはちょっとと横にそれますけれども、こういう機会でないとなかなか聞けませんからひとつお聞きするのですけれども、どうですか。

○國務大臣(大平正芳君) むずかしい質問だから、もう一遍帰つて勉強させます。それで、いざれ帰つて返事をします。

○近藤忠孝君 いまの関係ですね、要するにこの番号、そこに書いたことが大変に問題があることだとまさに田中金脈問題に直接かかることだということがわかつたでしよう。そういう問題なんですね、この問題は。さらにこれは問題なんです。

○委員長(桧垣徳太郎君) 速記をとめて。

○委員長(桧垣徳太郎君) 速記を起こして。

○近藤忠孝君 いまの答弁は私の質問に答えたのではなくてください。その第五条「審議会の結果「指導会員」となるべき者に対するは、予め税務署長の意見をもとめたうえで、本部長が「指導会員」の指定書を交付する。」どうですか。税務署長無調査を期待されるところに、一段階どんどん上

がつていくその段階で税務署長の意見を求める。がつっていくその段階で税務署長の意見を求める。要するに、意見で決まるということなんですね。さらに、この第十条によりますと、いわば最終段階である自主申告会員、そこは三年間ですが、「その間の申告状況が優良であり、かつ将来、表敬が期待できる者に対するは、税務署長の意見を参考として適宜その事績を表彰する。」と、こうあるわけですね。こういうものが積み重なつていて無調査が期待される。だから、税務署が完全に組んでおるんですよ。一緒になつて期待されるということであれば、だれもがこれはもう税務署との連絡協議会の間では密接な約束ができる期待されるんですから、これは必ずそつなる。これはもう常識です。そういうことを、これは冒頭に申し上げた一般の納税者と違った特別の扱いをすること、そのことが具体的にいいのか悪いのか、これが私の質問なんですね。

○國務大臣(大平正芳君) 先ほど申し上げましたように、納税者の御協力を得なければ税の調定といふいう仕事が満足にまいらないわけでございますので、納税者を差別するというようなことは私はほとんどない話だと思っておりますけれども、どうですか。きょうの租税の問題とはちょっとと横にそれますけれども、こういう機会でないとなかなか聞けませんからひとつお聞きするのですけれども、どうですか。

○國務大臣(大平正芳君) 特別扱いをするのはとんでもないことなんですね。しかし、これは明らかに特別扱いをしていないのでしようか。税務署長の意見を聞いて最終的にこの地位に達した場合には期待されるんですけど、しかも、そのことは明らかにもう約束しているはずですよ。となれば、これは明白な差別扱いじゃないでしようか。この具体的な事実を前にしてどう考えるか、これが私の質問なんですね。

○國務大臣(大平正芳君) いま近藤委員の提起されている問題は、まず事実を調べにやいけませんけれども、私は、そういう差別的な待遇をしておるなどといふことは全く考えられないことでございまして、そのように邪推されておるとは思いま

せんけれども、もし何かそういう疑惑をお持ちのようでございますならば、国税庁の方でその事実について当たらしてみたいと思います。

○近藤忠孝君 考えられないようなことが実際あることははずいぶんあると思うのですね。たとえばこれまで金脈問題を引き合いで出しますけれども、大蔵大臣を経て総理大臣になつた人が脱税するなんてとんでもないことだと、またそれは考えられないことですね。しかし、現実にあつたわけでしょう。となりますと、いま大臣が言われた具体的な差別扱いをすればこれは悪いことだと、もし具体的に私の言ったことが事実であれば、具体的にそのような扱いがされるとなればこれはまさしくことだと思うのですね。そういう場合には明らかにこういうことはやめさせる、そういうことは言えますか。

○国務大臣(大平正芳君) もし、私は万々そいつことはないと思ひますけれども、事実に当たつてみまして是正すべき点があれば是正させます。

○近藤忠孝君 それからここに「会員推せん書」というのがあります。これをひとつ見て下さい。

ここには「事務局処理」とあって、「受理」「審議会」「役員会」、最後に「署」——「署」というのはこれは税務署ですよ。このいま問題になつてゐる会の「会員推せん書」に署長が判こを押すんです。どうですか、これは。

○政府委員(横井正美君) 先ほどの御提起の問題

でございますが、大臣からお答えいたしましたよ

うに調査をいたしまして、もし行き過ぎがございましたならば是正をいたすということにいたしました

いと思いますが、私がただいま受け取つておると

ころでは、当然署長といいたしましても守秘義務は心得ておるわけでござりますから、恐らくそういう

守秘義務の範囲を起えないもの、たとえばこう

い講習会に出たとか、記帳能力がどの程度まで

なつたとかいうふうな報告を受け、これに対して意見を述べる。個人の申告の内容でござりますと

か調査の内容でござりますとかいうことには触れないで処理しておるものであろうと実はいまの段

階で思つておるわけでございます。

○近藤忠孝君 写しも全部がありますから。「会員推せん書」ですから、会員になると同時に税務署の判こが必要だということですね、この事態は行き過ぎがございましたならば是正するということにいたしたいと思います。

○近藤忠孝君 写しも全部がありますから。「会員推せん書」ですから、会員になると同時に税務署の判こが必要だということですね、この事態はしかも、何回も言いますけれども、一つ一つい段階に上がるためには署長の意見がある。入つてまた途中でいずれも税務署がこのように判を押す。となれば、これは本当にまずいことです。どちらかにこゝにこゝとはやめさせる、そういうことですか。

○政府委員(横井正美君) よく実情を調査いたしまして、行き過ぎがございましたならば是正をさせることという指導をいたします。ただ、全体的に申請しますならば、最初申しましたように、各地域ごとに発展しております自主的団体でござりますから、それの段階等におきまして税務署の連絡が必要な場合もあるうかと思います。そこで、この欄は、私はよく存じませんけれども、おそらく署へ連絡したと、そこで何らかの勉強会等に参加するについて事務的に支障がないようになつておるというための心覚えのためのものではなかろうかと、こういうふうに考えております。

○近藤忠孝君 その署の判こといい、それからはがきといい、それから先ほどの事実といい、いずれも大問題なことかいまの質疑の経過でわかつたと思うのです。ですから、そういう点で厳重に納税者の権利を害さないよう、そういう面での指導を徹底的にやるよう求めたいと思います。

時間の関係で次の質問に移りますが、排気ガスの五十年規制達成車の物品税の軽減問題についてお伺いしたいと思います。これは、およそその計算ですが、大体一台当たり四万円の軽減になるわけです。ちょうどこの規制を達成するためいろいろよけいに金かかるわけですね。それに相当する分がこの軽減分であるというぐあいに言われています。そういう意味では、かなり優遇措置だと思います。しかし、これは、御承知のとおり、当初考えておつたよりも、自動車工業会のたとえば政治献金とかその他いろいろな働きかけによつて、大幅に規制値が後退したということ

になりました。一昨日二十六日の予算委員会でも、私、日産と三菱の社長を参考人に呼びまして環境庁にも質問した結果、日産自動車は、実験段階であるけれども、昨年の五月段階で規制値を達成しているデータがあるにもかかわらず隠しておつたことがあります。また、三菱自動車の方も、同じ熊谷エンジンを使っておりますけれども、少なくともこの中身については言いませんけれども、少なくともこの署の判こが必要なのか、それをわかりやすく説明してください。

○政府委員(横井正美君) 恐らくは署のほうへ連絡をしたということを協議会の側で事跡を残しておくと、こうしたことじゃないかと思います。

○近藤忠孝君 署のほうに連絡が来たことを残しておくということは、どういう意味ですか。

○政府委員(横井正美君) 零細企業の方などがいろいろな機会に勉強会等に参加するわけござりますから、それぞれの段階等におきまして税務署の連絡が必要な場合もあるうかと思います。そこでは、この欄はよく存じませんけれども、おそらく署へ連絡したと、そこで何らかの勉強会等に参加するについて事務的に支障がないようになつておるための心覚えのためのものではなかろうかと、こういうふうに考えております。

○近藤忠孝君 その署の判こといい、それからはがきといい、それから先ほどの事実といい、いずれも大問題なことかいまの質疑の経過でわかつたと思うのです。ですから、そういう点で厳重に納税者の権利を害さないよう、そういう面での指導を徹底的にやるよう求めたいと思います。

時間が関係で次の質問に移りますが、排気ガスの五十年規制達成車の物品税の軽減問題についてお伺いしたいと思います。これは、およそその計算ですが、大体一台当たり四万円の軽減になるわけです。ちょうどこの規制を達成するためいろいろよけいに金かかるわけですね。それに相当する分がこの軽減分であるというぐあいに言われています。そういう意味では、かなり優遇措置だと思います。しかし、これは、御承知のとおり、当初考えておつたよりも、自動車工業会のたとえば政治献金とかその他いろいろな働きかけによつて、大幅に規制値が後退したということ

になります。また、それとの担当の役所のお話を伺つて判断する以外に今回のインセンティブな税制を考えるにおきましてもよるべき基準はないのでござい

四四

○近藤英孝君 ですから、そうなりますと、こういう優遇措置をすることは、是か非かという問題もあると思うのです。そういう場合に、本当にもうだれが見ても問題のない規制値を環境庁が告示したというなら話がわかるのです。しかし、あれほど騒がれて、後退が叫ばれて、それを全面的に優遇措置をするというのは、これはちょっと行き過ぎじやなからうか。大蔵省独自の判断がなかったものの

という判断は大蔵省がやります。また、どの程度軽減措置を講ずるか、いつまで軽減措置を講ずるべきかということも大蔵省が判断いたします。ただ、いわゆる五十一年度規制値というものがそれが果たしていいか悪いかという判断はなかなかできませんから、五十一年度規制値として運輸省が告示をしたものをそれをそのままとらざるを得ないのでございます。

○近藤忠敬君 この問題は、今後いろいろな機会に告示が大変問題になることが明らかになると思います。こういう面で今後さらに検討していただきたいと思います。

そこで、時間が進んでおりますので、次の質問は、農林省の方にお伺いいたしますけれども、本材備蓄構想というのがあります。その関係で今回新しく組合員置六十六条の七などが新設されま

て、そこに企業が一定の額を拠出することについて、租税上の優遇措置があるということになりますけれども、この木材備蓄構想の意図はどういうものであるか、簡単に御説明いただきたいと思います。

○説明員(下川英雄君) 木材の需要の中では建築材に使われるものが相当多いわけでござりますけれども、最近の木材需要の経過を見てみると、注

宅建築を始めとしまして、需要面で大幅な変動を来しております。それに対しまして供給面を見ましても、国産材というものが資源的な制約その他の理由によつて、増加傾向にあります。

の実力、特に実力で、いつたような動きがみ
ましての輸出制限、こういったような動きがみ
まつておりまして、必ずしも日本の国内の需要を
ふえたから外材をすぐ持つてこれるという体制で
もなくなってきております。要は、需要が大幅に

変動する傾向にあるのに対しまして、供給面では国産材、外材ともに硬直化しておるということを言えるわけでござります。そういうことで、需

と供給との間でバランスを失しますと、価格が暴騰するあるは暴落するという事態が出てくるわ

言いなりになるということは決してなかろうと思
います。

○近藤忠孝君 それに関連して、今度は、財團法人漁業公害救済基金制度とかあるいは漁場油濁被害救済基金構想、こういったものがありますけれども、この制度の趣旨はもう時間の関係でよろ

いです。問題は、こういうものをつくって、ここで漁民などに対する補償などをしていく可能性があると思うのですが、そのことが、実際の公害を出しておられる企業に対しても漁民などが実際補償金

求していく、そしてP.P.Pの原則に従つて加害企業に補償させるというそういういたものをむしろばかりして、いわば本当に原因を追及していくものを抑える可能性があるのじやなかろうか。そういうふうによくござりや。

面についてではいかかでしょ。うか
○説明員(山内静夫君) 漁業公害關係に関するせ
団法人、これは県、国等大体六つござりますが、こ
れにつきましては、現在P.P.P.の原則に當てはま
らなくて漁民が過去ずっと立ってきましたと、こうい

う問題についてのみ救済を行うと、こういうことはございまして、いやしくもPPPの原則に沿ってはまるような場合にはあくまでも企業に負担をしてもらうと、こういう原則はいさざかも変えておき

○近藤忠孝君 そうして、今後そういう面で、へ
回、それに対する企業から金を出すのについて、
非課税といいますかになりますね、その部分が。

それについて、これが推進される結果、いま言
たように原因者に対する責任追及を絶対にばか
よつなことをしないと、こういうことを今後もさ
めていくと、こういうぐあいに承つてよろしい

○説明員(山内静夫君) そのとおりでござい
す。
○近藤忠孝君 最後に大蔵省にお聞きしますけ
す。

とも、この関係で申しますと現行法人税法の十七条がありますね。企業が一定のものに寄付として出す場合、これを政令で指定すればは同様な扱いになると思つのですが、これをやら

いで今回の特別措置にした理由はどういうことで
はどうぞ。

○政府委員(中橋敬次郎君) 三十七条で、いわゆる寄付金でござりますけれども、それは純然たる寄付金でございまして、たとえば国または地方公共団体に寄付をしますとか、あるいは民法法人その他の公益を行つ法人につきまして、教育科学の振興、文化の向上、そういうものについて出してますとか、あるいは科学の振興についてのいわゆる研究助成のために出します寄付金とかいうようなものを一応ここで予定しておるわけでござります。ところで、今回措置法で御提案申し上げておりますのは、いま農林省からお話のございましたような要件を備え、またはそういうようなもので業務をやるものにつきまして特にやるという趣旨でございますので、ちよつと法人税法の三十七条では律しきれないものとして措置法で今回規定をすることに御提案申し上げているわけでござります。

んけれども、おおむねその水準が事業計画を立て
て、(場合の)一つの目安となる傾向は当然ある。

んけれども、おおむねその水準が事業計画を立てていく場合の一つの目安になる傾向は当然あると思います、定額の場合は定額で考えて。そうすると、定率をとりますと、減価率は高日に事業計画の中で組み込まれてくる。これがどういう意味を持つかといいますと、価格というのを確かにマークで決まるわけですからけれども、ゼロから青天井の中で価格が決まるわけではないわけです。ある水準を決める条件というのがあつて、その上か下かわからせんが、マーケットプライスが決まつてくる。しかも、それは、新規参入が可能という条件もついていなければいかん。ということを考えますと、定率が一般化しているということは、価格水準も割高にいく可能性を持ちがちになります。それを頭に置いて、片方では定額に比べて定率はわりあい高い減価率を想定して各社とも事業計画を組んでいます。と考えますと、価格との見合いで定率というのは水準を上に押し上げる力をどうも持つていいそだ。それからもう一つ。そうやつて定率で想定した償却率をほぼ維持しながらそれで再投資に向けていくということになりますと、定額の場合には一定額ですから、どうもこうも変哲もないわけですけれども、定率ですとだんだん減つてまいります。減つてくるけれども、従来の枠としての減価償却費を想定しながら、余った分はさらに再投資に向けてくる。こう考えますと、ごく大ざっぱに申し上げて、定率の場合には、たとえば耐用年数十年の機械を想定しますと、終了時点では定額に比べて倍の設備投資が可能になります。初年度からおおむね減つてまいりますけれども、これは減らさないで埋めていくわけですから埋めていつても実際目立たないわけです。同じ減価率になるわけですから。そうなると、倍に近い設備投資が可能になる。結局、これがこれまで民間設備主導型の高度経済成長を支えてきた一つの仕組みじゃないかと思う。そこで、これからゆるしていくのだということを考えますと、これまではなるほど定率法というのは主流として機能を果たして

してきたかもしませんけれども、これからはむづきの運営のまゝで、元三井生産二番目として、

してきましたからもそれませんけれども、これからはむしろ定額の持っている安定的な性格に着目しなが
ら、企業が財務計算の面でどちらをとるかは御自由としても、税制の立場では定額法をむしろ主流に据えながら見直しと取り組みの変更をしていくべきではないのであろうか。以上の印象を持つの
ですが、御見解を伺います。

○政府委員(中橋敬次郎君) 定率法では、初めの
時期におきますところの減価償却費というものの
回収は定額法に比べて多いことは確かでございま
す。そういう意味におきまして、アベイラブルな
資金をより早く確保するという点に関しましては
定率法の方が有利であります。それからコスト計算をいたしまして価格を決定しますときの原価配
賦の問題としますれば、おそらくおっしゃいまし
たように、定率法でございますと、初めの時期に
減価償却が高くつきますから、そういうものでコ
スト計算をしまして価格を定めるということにいた
たしますが、それを果たして維持できるかどうか
ということは、やはりその商品に対しますところの
需給関係が左右いたしますから、常に必ず
定率法でありますからそういう高い価格を維持
できるのだということにはまたならないのじやない
かという気がいたします。現に、定率法をとっ
ております企業におきましても、たとえば公益事
業におきましては、価格決定においては定額的な
計算をして出すというようなこともやつておると
いうでござりますから、必ずしも価格決定にお
いております企業におきましても、たとえば公益事
業におきましては、価格決定が行われているかどうか
かというのは、またこれは企業の判断によると田
うでございますから、必ずしも価格決定にお
いております企業の原価配賦が行なわれているかどうか
定率法そのままの原価配賦が行なわれているか
と、おっしゃるように、定額法の方がより事態によ
りますから、やはり商品の需要供給についての時
間弱気がまたそこに反映してくるのではないかと
いう気がいたします。

そこで、一体、定率法と定額法、どちらがよ
しいかということになりますけれども、技術的な
面はさておきまして、そのコスト面から言いま
すと、おっしゃるように、定額法の方がより事態によ
りますから、やはり商品の需要供給についての時
間弱気がまたそこに反映してくるのではないかと
いう気がいたします。

ば、まさに定率法で言うような急速な減価といふのを行つしらつせ、一二三、ま十らかづ、やはり本

ば、まさに定率法で言うような急速な減価と、いうのが行われるわけでござりまするから、やはり次の装置、機械を再調達するための資金という面から考えますれば、定率法の方がより適応しておられるのではないかということになりますので、結局はやはり企業のそつう判断にまつて、法人税の方は、ひとり減価償却だけではございません、たゞ御し資産の評価方法につきましても、まず第一次的には企業の選択にゆだねておるものでござりまするから、できるだけそういうものによつておきたいという気がいたします。最後に、どうして自分で企業が判断をしていない場合に一体どちらのものをとらしたらよろしいのかということで、先ほど申しましたように、所得税と法人税が違つておりますとか、法人税も実はそういう定率法によるものを法定償却率といたしております経緯と、いうものをもう少し勉強してみまして、なおさらほかになお考えなければならないことといったことは、やはり景気対策上の減価償却という問題であります。も今後あわせて考えなければならぬということもありますので、一度ひっくるめて総合的に研究をしてみたいと思います。

いつたときには利益が出ておりましたけれども、やがてついといつてはいるうちに大変なことになりましたということになると、状況によっては免除になるケースがないとは言えないわけです。それを考えますと、単純な延納というわけにいかないのじやないか。

そこで、私、お尋ねしたいのは、まあその結果として免除になることは一応おくとしまして、金利分はまけてやっているということを考えますと、おのずから国がその負担をするだけの限界というのがあるのじやないか。したがって、特別償却をするのにどの辺に限界線を置かれるのか。法律を見ますといろいろな書き方がしてあって、なかなか一つの考えになつて浮かんでこないので、けれども、お伺いしたいと思います。

○政府委員(中橋敬次郎君) 確かに、特別償却制度は、いま御指摘のように、金利メリットを特別償却をする企業に与えるということで、インセンティブを講ずるという趣旨のものでございます。したがいまして、まさにそういう金利メリットがあるから税法でねらいました機械、装置を企業が取得するということになると、それはそのとおりでございますが、それでは一体どういうような機械、設備についてそういうことを認めるのが今後妥当であるかというのがやはり考えなければならぬ問題だと思います。従来からの経緯で申しましても、実は戦後わが国の荒廃しました企業で国際競争力を何とかして早くつけなければならぬという意味から、むしろ特別償却の対象機械は合理化機械というのに非常にメリットを多く与えるような考え方で推移してまいりました。だんだんそういう事態が経過してまいりまして、その後におきましては、むしろ、たとえば公共事業的に都市の交通事情を緩和しますとか、都市の環境を整備する意味におきまして、余り収益を伸ばさないけれどもどうしてもそういう設備を設けることが環境整備の上から必要であるというような観点から、かなりそいつた特別償却制度を導入をしてまいりましたし、また、公害につきまし

ての設備をできるだけ早く設置するということについてインセンティブをつけるという意味において公害防止設備について特別償却制度を導入するということです、かなり重点は昔の生産第一主義、合理化機械に重点を置いていたところから動いてきておると思つております。今後そういった傾向をま

すます従来の傾向に加えましてどういうような機械に特別償却を認めるべきかというふうなことを考えてながら、やはり生産第一主義から、環境整備とか、そのためにならぬ企業が収益を伴わない債務をそのままに残すようなもの、そういうものについて特別償却を与えていくべき効果があるのではないかというふうに考えております。

○栗林卓司君 いまの御説明の合理化設備に対する特別償却というのは、恐らく国際競争力をいかに持つていくのか、貿易立国をいかに図るか、これが当時の最大課題だったのじやないか。そこで、国際競争力を考えますと、被我の差は国外の企業と日本の企業、これがまた逆に国外から言われる種にもなつたわけですから、そういう意識があつた。これはよくわかる気がする。ところが、環境問題云々というと、これは国内の話になる。

○政府委員(中橋敬次郎君) それはインセンティブの問題としまして一般的な企業が当然もちろんやらなければなりませんけれども、それをできるだけ早くやってもらつことが望ましい場合がござります。特に、無公害、あるいは公害防止、省エネルギーというような問題につきましては、恐らく自分でやるのが当然といえば当然でございませんけれども、そういうふうにしておれば、やはり自分の企業採算ということを考えますから、なかなかその方に手が回りかねる、そこを税金でもつて少し加速度をつけてやりりますれば速くなるということは、またPPPの考え方からいましてもそう排除されるものでもございませんから、そういう加速度をつけるという意味においてこの特別償却というのが働いているのではないかというふうに思つております。もちろん、それが全面的に波及するならば余り効果はないわけでございます

無公害生産設備ということになると、これは環境基準なり何なりということでやつていかなきやいけない。しかし、これは、では一体経済活動にどういう影響があるかというと、全部これは物価高の要因であることは間違いない事実です。しかし、それがもうあえて覚悟しない限り、この手の資本効率の悪い投資はできないわけです。物価にはね返るのが当然なら、むしろ素直に物価にはね返された方が経済政策としては正しいのじやないか。そ

う考へると、従来の合理化と、国内のたとえば省エネルギーにしても、無公害化にしても、ある産業の極端に言うと全分野に及んでくれなければ困るようなもの、これについて今まで金利インセンティブを与えるというのは、そこまでいきますと切りがないのじやないかという気がするのですが、いかがでしようか。

○政府委員(中橋敬次郎君) それはインセンティブの問題としまして一般的な企業が当然もちろんやらなければなりませんけれども、それをできるだけ早くやってもらつことが望ましい場合がござります。特に、無公害、あるいは公害防止、省エネルギーというような問題につきましては、恐らく自分でやるのが当然といえば当然でございませんけれども、そういうふうにしておれば、やはり自分の方に手が回りかねる、そこを税金でもつて少し加速度をつけてやりりますれば速くなるということは、またPPPの考え方からいましてもそう排除されるものでもございませんから、そういう加速度をつけるという意味においてこの特別償却というのが働いているのではないかというふうに思つております。もちろん、それが全面的に波及するならば余り効果はないわけでございます

考え方はやはりとつてもよろしいのではないかというふうに私は考へております。

○栗林卓司君 いまの一定期を区切つてといふのは、私は不勉強なんですが、いま申し上げたものも一定時期を区切られているのでしょうか。

○政府委員(中橋敬次郎君) 大体合理化機械のときからもそうでござりますけれども、何年何月から何年何月までに取得した機械ということで、時期とそれから機械の種類とを特定するのが通常でございます。

○栗林卓司君 ちょうど見合った質問になつていてわからぬのですが、「その設置をすることが緊急に必要なものとして」云々とかとあって、「政令で定めるもの」と「大蔵大臣が決定するもの」というふうにこう流れてきて、気持ちとしてだれもわかるような期限がはつきりと切れています。それでいるという感じではなかつたと思ひますが、間違つております。

○政府委員(中橋敬次郎君) 具体的な機械とか具体的な期限とかいうのは大体省令とか告示でやつておりますので、それを二らんいただけれども、そういう気持ちがおわかりいただけるのじやないかと思います。

○栗林卓司君 税制は大変細かいところに適用していくわけですから、政令、告示、委任が結果として出てくるのはやむを得ないと思ひますけれども、これは金利インセンティブをどこまで与えるかというわりに大きな問題、しかもそれをどこで区切るかということですから、その辺についても、大蔵当局としては、いま言われたある期限を切つて期限内にすることをもつとはつきりと法律の面でお出しになる必要があるのじやありませんか。

○政府委員(中橋敬次郎君) 法律上は「政令で定める期間内」とか、根拠は全部法律に規定をいたしておりますので、そいつの趣旨に沿つておりますのと、やはり私どもは特別償却の機械を選定しますときは、そんなに長い期間を設定しないのが今までの例でございまして、むしろ産業省の設備に取り組んでいかざるを得ないし、それから

方はそれを長くしてほしいと言いますし、税制当局の方はある程度で切りたいということござりますから、むしろお気持ちは私どもの今までやつてまいりましたのと同じようなところだと思います。

○栗林卓司君 これは話がもとに戻りますけれども、金利インセンティブというのはなかなか表に見えない。で、何となく延納で、ある期間たってみると收支相償つてとんとんございますという感じがあるだけに、よほどこれは意識的に切りをつけておかないと、とめどもなく広がるのじやないか。その意味で、政令に委任し云々ですから、お気持ちはと言いますが、その制度をたとえば省エネルギーにしても決めたときには、これはこの間でございます、以降は、あとはもう市場価格の中で消化をしていただきます。あるいはこれは別途の金融処置の中で考えてください云々ということになつてくるので、それは政令、告示、委任でござりますからと、いうところに入つてしまふのは、結果としておっしゃっている意味が生きないし、しかも、わざからなぞき見をしますと、大変不明朗なものが残つちやうのじやないか。しかも、この特徴を含めて整理をしますというのが從来からの基本線であるわけですから、この点についても、もう時間がありませんから深くお尋ねいたしませんが、御検討をお願いしたいと思います。

以上で質問を終わりますけれども、先ほど減債却の定額、定率のところで、たな卸し資産の評価方法等もござりますのでと言われましたので、関連して一つだけお伺いしておきますけれども、今回価格変動準備金制度について後入れ先出し法で評価をしているたな卸し資産は除外されました。意味はよくわかります。私が伺いたいのは、後入れ先出し法という評価方法そのものが、これからどの程度社会的利益が期待し得る制度になるのだろうか。というのは、インフレはそう簡単におさまるとは思えません。資源制約的な要因は深まることがあつても低まることはないと思いまます。しかも、過去三年間の経験というのは、一度

上がった物価は容易なことでは下がらない。事実そうでした。それを考えますと、健全な経済運営を考えたときに、後入れ先出し法という制度そのもの、これを一つのたな卸し資産の評価方法として政府が認めている、それに積極的な意味があるんだと、価格変動準備金との見合いを見直しをされたのですから、そこまで突つ込んで、私は、先入れ先出しを原則にして、後入れ先出しのように言うなれば物を買い込んでおけば得になるという仕組みは政府のたてまえからは排除されるべきじゃないかと思いますので、この点だけお伺いしておきたいと思います。

○政府委員(中橋敬次郎君) 確かに、後入れ先出し法を認めるのが今後の経済情勢からいって適当かどうかという問題がありますし、諸外国においてもこれと認めています。ただし、先ほども申しましたように、いまの法人税なら法人税の考え方は、企業会計というものを公正妥当であります限りはまず前提といったしまして、それでも税制を組み立てていくと、それが最近の傾向でございますから、企業慣行として後入れ先出しをやつております企業についてそれを制限するというのは、これまでの考え方としてはなかつたわけでございます。その点もあわせまして、償却方法、たな卸し評価の方法につきましても全部課税所得の計算問題としまして法人事の基本的な仕組みの中で検討してみたいと思ひます。

○委員長(桧垣徳太郎君) 三法案に対する本日の質疑はこの程度といたします。

○委員長(桧垣徳太郎君) 次に、関税暫定措置法の一部を改正する法律案を議題といたします。まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。大臣へお譲りください。

○國務大臣(大正芳君) ただいま議題となりました一部を改正する法律案を議題といたします。

○委員長(桧垣徳太郎君) 本案に対する質疑は後日譲ることといたします。

この法律案は、最近における内外の経済情勢の変化に対応するため、関税率及び関税減免還付制度について所要の改正を行おうとするものであります。

以下、この法律案につきまして、その概要を御説明申し上げます。

第一に、通関手続の簡素化及び関税負担の適正化を図るため、潤滑油、製本機械等四十品目について、関税率を引き下げることといたしております。

第二に、最近における輸入急増の結果、国内関連産業に重大な影響が生じて冷凍パイナップル及びプラスチック製スキーぐつについて、関税率を引き上げることといたしております。

第三に、銅について、最近の内外価格の実情等を勘案して、無税点の引き上げ及び関税率の引き下げを行うことといたしております。

第四に、特惠関税制度について、熱帶魚等四品目を適用品目に追加するとともに、均質混合調製食料品等二品目の特惠税率を引き下げるることといたしております。

第五に、低硫黄燃料油製造用原油等の減税制度について、最近の石油精製企業における脱硫作業の実態に即し、減税範囲につき所要の改正を行つとともに、その適用期限を延長することといたしております。

第六に、昭和五十年三月三十一日に適用期限到来する七百七十四品目の暫定税率及び関税の減免還付制度について、その適用期限を延長することとするほか、関税の五分の一軽減措置について、讓許税率の修正等に係る例外規定の整備を図る等所要の改正を行うことといたしております。

本日はこれにて散会いたします。
午後九時二十五分散会

(予備審査のための付託は一月二十一日)
一、関税暫定措置法の一部を改正する法律案

三月二十七日本委員会に左の案件を付託された。

本日はこれにて散会いたします。
午後九時二十五分散会

昭和五十年四月十九日印刷

昭和五十年四月二十一日發行

參議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

P